

(仮称)板橋区一般廃棄物処理基本計画2035

素案(案)

令和8年3月

板 橋 区

※表紙デザインは政策企画課から支給予定

はじめに

(検討中)

目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の枠組み	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	3
5 計画の構成	3
第2章 一般廃棄物処理の現状	5
1 国内外の動向	7
2 区の概要	12
3 区の資源・ごみの処理状況	15
4 板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 の進捗状況	21
第3章 将来像と基本目標	25
1 基本理念	27
2 達成目標	28
3 基本方針と施策の体系	30
4 計画目標	31
第4章 ごみ処理基本計画	35
1 情報発信・普及啓発	37
2 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）	44
3 再生利用促進（リサイクル）	52
4 収集運搬	60
5 適正処理・処分	67
第5章 食品ロス削減推進計画	73
1 食品ロス削減対策の現状	75
2 食品ロス削減に向けた施策	79
第6章 生活排水処理基本計画	85
1 生活排水処理の現状	87
2 生活排水処理基本計画の施策	89
第7章 資料編	91
1 基礎調査	92
2 資源・ごみの回収量	103
3 資源やごみの品目別排出量	104
4 ごみ減量・資源化目標の設定	106
5 計画策定の検討体制	116
6 用語集	118

○文中で使われている専門用語などは「用語集」に解説を記載しています。該当する言葉については、初出の際に*を表示しています。

第1章

シンボル挿入予定

計画の基本事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の枠組み
- 3 計画の位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画の構成

人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現に向け、(仮称)「板橋区一般廃棄物処理基本計画2035」を策定します。

計画策定の背景と目的

「板橋区一般廃棄物処理基本計画2025」は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき平成30（2018）年3月に策定されました。その後の国や東京都、東京二十三区清掃一部事務組合の動向、及び本区の施策の進捗状況の評価・検証を踏まえ、第五次計画として、「板橋区一般廃棄物処理基本計画2035」を策定します。

計画の枠組み・期間

区内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とし、区内全域を対象地域とします。計画期間は令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間です。

計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき策定されるもので、東京都や東京二十三区清掃一部事務組合の計画との整合も図るものです。

計画の構成

本計画は、「ごみ処理基本計画」、「食品ロス削減推進計画」、および「生活排水処理基本計画」からなります。

1 計画策定の背景と目的

板橋区は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づき、第四次計画として平成30（2018）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする、板橋区一般廃棄物処理基本計画2025を策定し、目標達成に向けて事業を推進しています。

今般、計画期間の満了にあたり、廃棄物処理や循環型社会の形成を取り巻く内外の社会経済環境、法令や計画の策定等の変化に柔軟に対応すべく、第五次計画となる（仮称）板橋区一般廃棄物処理基本計画2035を策定します。

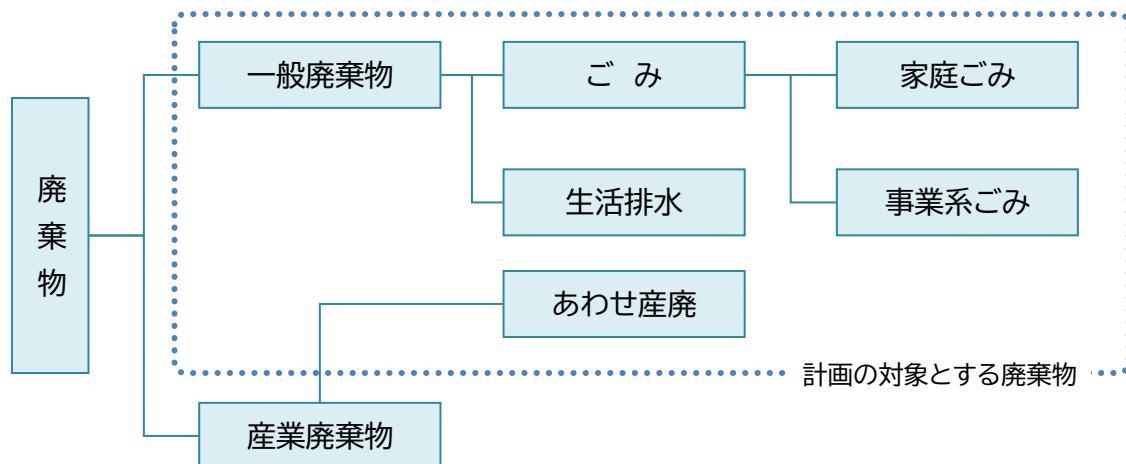
2 計画の枠組み

（1）対象廃棄物

区内で発生する一般廃棄物（資源物を含むごみ・生活排水*）を対象とします。

なお、事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）については、一般廃棄物とあわせて処理することが必要と認められる産業廃棄物（あわせ産廃）も対象とします。

図1 計画の対象とする廃棄物



（2）対象地域

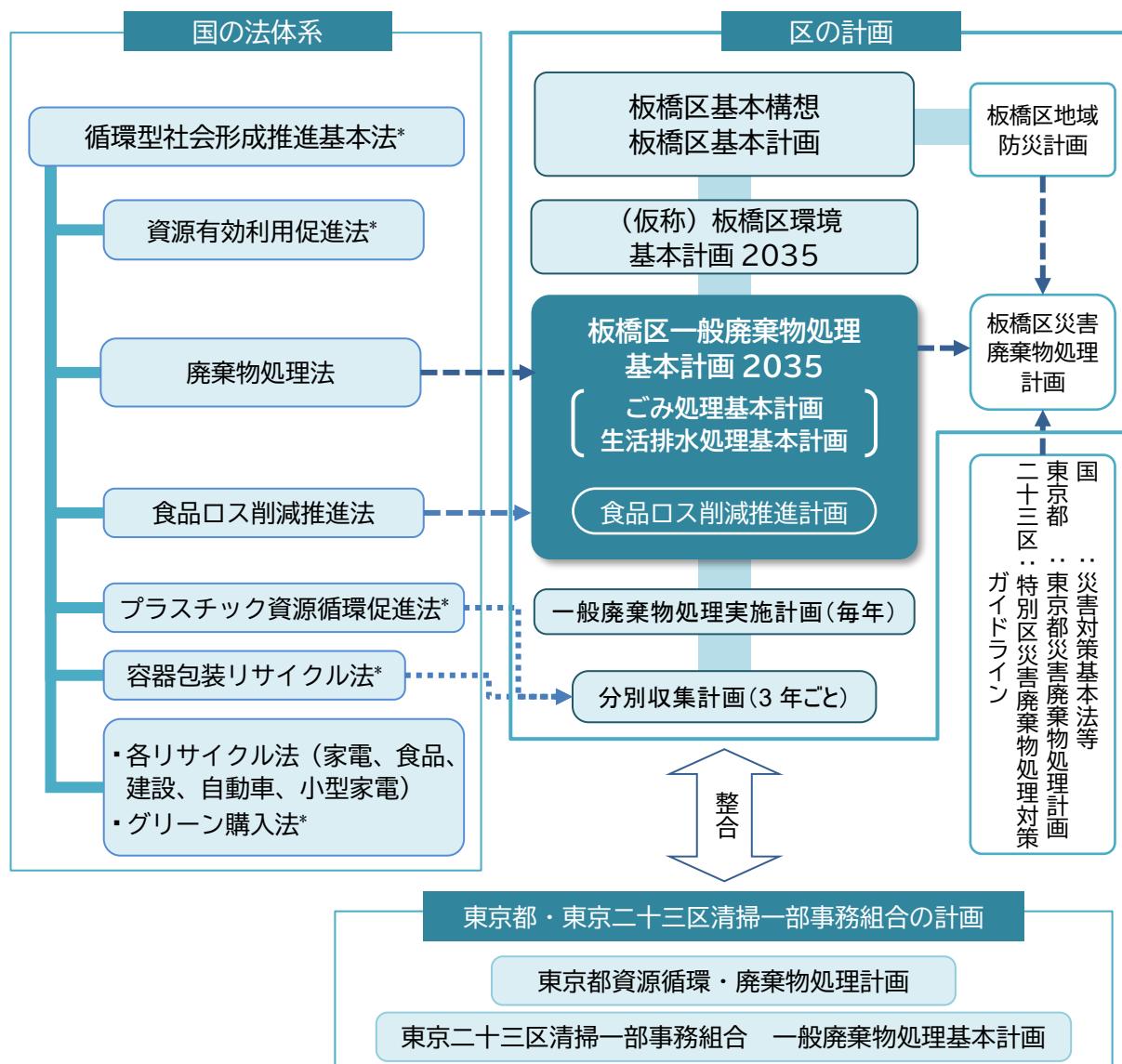
板橋区内全域を対象地域とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づき策定されるもので、一般廃棄物（ごみ・生活排水）及び資源の中長期的な処理の方向性を定める計画です。なお、食品ロス*の削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法*」といいます。）に基づく「食品ロス削減推進計画」を含むものとします。

また、本計画は「板橋区基本構想」「板橋区基本計画」「(仮称) 板橋区環境基本計画*2035」との整合を図るとともに、ごみの処理・処分を行う東京都や東京二十三区清掃一部事務組合*の計画との整合も図ることとします。さらに、地震や水害といった災害発生時の災害廃棄物の処理対策に関する基本事項については、「板橋区災害廃棄物処理計画」を本計画の取り組みの一部として位置付けています。

図 2 国の法体系と区や東京都等の計画の位置づけ



4 計画の期間

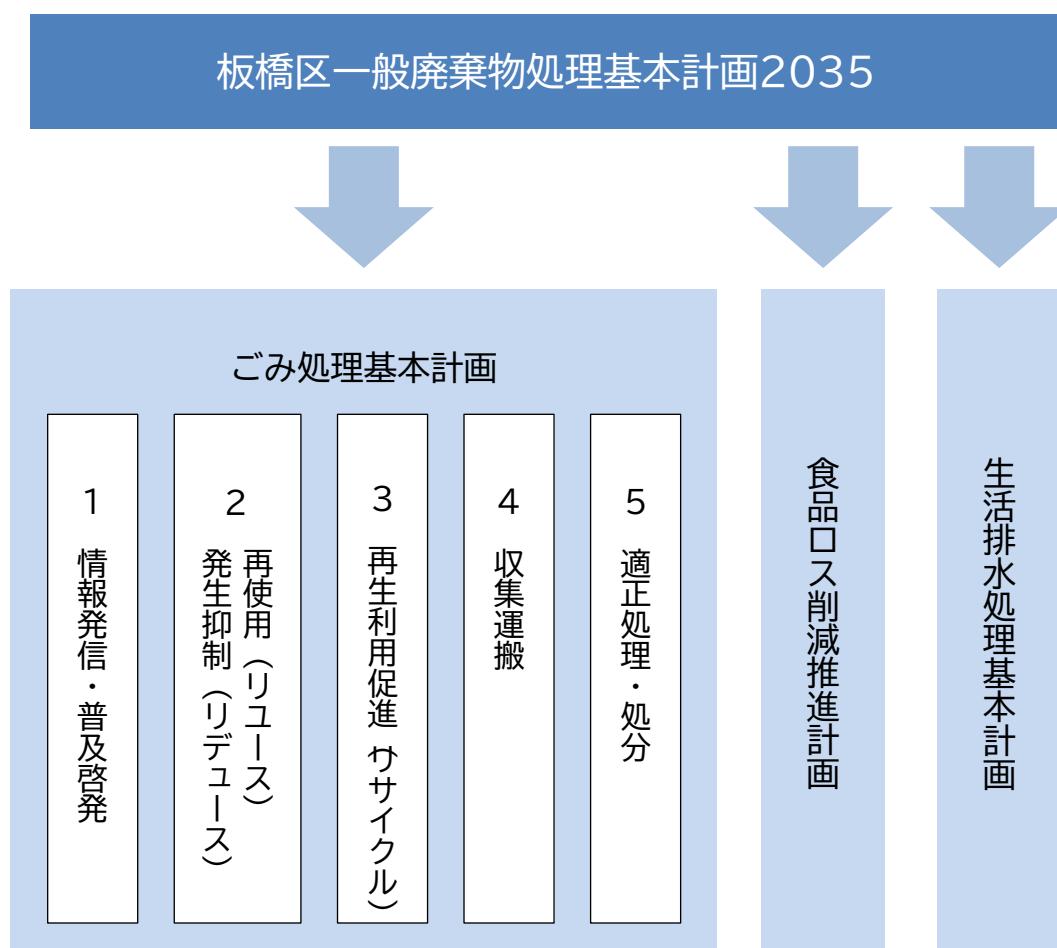
本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間とします。ただし、概ね5年ごとに見直すほか、国の方針等に応じて改定、見直しを行います。

5 計画の構成

本計画は、「ごみ処理基本計画」、「食品ロス削減推進計画」、および「生活排水処理基本計画」からなります。

さらに、ごみ処理基本計画は、「1 情報発信・普及啓発」から「5 適正処理・処分」までの5つの個別計画で構成され、取り組むべき施策を定めます。

図3 計画の全体像



第2章

シンボル挿入予定

一般廃棄物処理の現状

- 1 国内外の動向
- 2 区の概要
- 3 区の資源・ごみの処理状況
- 4 板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025 の進捗状況

2

一般廃棄物処理の現状

計画策定にあたり、持続可能な循環型社会の形成に関する国内外の動向、及び本区の地域特性や資源リサイクル、ごみ処理の現状を整理します。

国内外の動向

国際的には、平成 27（2015）年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標*（SDGs）の達成が取組課題となっています。

令和 12（2030）年の SDGs 達成や令和 32（2050）年のカーボンニュートラル*（CO₂排出量実質ゼロ）に向か、「循環経済*（サーキュラーエコノミー）への移行」、「ネイチャーポジティブ*」がキーワードとなっています。国や都でも、関連法制度や計画を整備し、取組を加速化しています。

区の概要

本区の人口・世帯数は増加傾向にあり、外国人人口も増加しています。少子化・高齢化の進行の中、収集運搬体制のあり方等を考える上で留意が必要です。

また、区内の事業所数は減少傾向にありますが、従業者数は平成 28（2016）年から令和 3（2021）年にかけて増加しています。

区の資源・ごみの 処理状況

区内で発生するごみは、区が収集運搬を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設で中間処理*され、残さは東京都の埋立処分場に委託して処分しています。

本区のごみ収集量は減少傾向にあり、令和 6（2024）年度から区内全域でのプラスチックの資源回収を開始したことにより、資源化量が伸びています。

板橋区一般廃棄物処理 基本計画 2025 の進捗 状況

計画目標のうち、区民 1 人 1 日あたりの資源・ごみ量は目標達成しています。一方、リサイクル率はわずかな上昇にとどまり未達成となりました。

1 国内外の動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

平成27（2015）年9月、国連サミットで持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が全会一致で採択されました。SDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、令和12（2030）年を期限とする17の目標（ゴール）と169のターゲットからなっています。

SDGsの17の目標のうち、目標⑪～⑯が環境分野に関連しており、国においては目標達成に向け、持続可能な消費と生産（循環型社会形成の取組等）の分野における施策を積極的に展開していくこととしています。

図4 SDGsの17の目標（ゴール）



ロゴ：国連広報センター作成

(2) 食品ロス削減推進法の施行（令和元（2019）年）

食品ロス削減推進法は、令和元（2019）年10月1日に施行されました。同法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方公共団体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

食品ロスの削減は、SDGsの目標⑫「つくる責任 つかう責任」において、令和12（2030）年までに「小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食品廃棄物を半減」させることが掲げられており、国内外の関心が高まっています。

国は、令和 7（2025）年 3 月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（第 2 次）の中で、令和 12（2030）年の目標を家庭系食品ロスについては平成 12（2000）年度比で半減、事業系食品ロスについては 60% 削減する目標を打ち出しています。

国的基本方針を踏まえ、都道府県は都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市区町村は、国的基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市区町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

以上より、本区は一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、基本計画に内包する形で「食品ロス削減推進計画」を策定することとしています。

（3）「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の改定（令和 3（2021）年）

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」は廃棄物処理法に基づく法定計画であり、『未来の東京』戦略（令和 3（2021）年 3 月策定）及び東京都環境基本計画（平成 28（2016）年 3 月策定）に基づく個別分野の計画で、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度までの 5 年間を期間としています（令和 32（2050）年を見据えた令和 12（2030）年のビジョンを提示しています）。

主な施策としては、

1. 資源ロスの更なる削減
2. 廃棄物の循環利用の更なる促進
3. 廃棄物処理システムの強化
4. 健全で信頼される静脈ビジネス※の発展
5. 社会的な課題への的確な対応

を掲げています。

※静脈ビジネス：製品が不要となった後に、それらの回収、再利用、再資源化、適正処分などを行う産業

なお、東京都は「2050 年ゼロエミッション*」（CO₂ 排出量実質ゼロ）に向けた戦略として、令和元（2019）年 12 月に「ゼロエミッション東京戦略」、令和 7（2025）年 5 月に「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ*」を公表しています。戦略の柱の 1 つに「3R*の推進」があり、CO₂ 排出量実質ゼロに向けた食品ロスやプラスチックの令和 12（2030）年、令和 17（2035）年の削減目標がマイルストーン（中間目標）として掲げられています。

(4) プラスチック資源循環促進法の施行（令和4（2022）年）

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」といいます。）は、令和4（2022年）4月に施行されました。

事業者に対しては、環境配慮設計を進めるための「プラスチック使用製品設計指針と認定制度」、スプーンやストロー、ハンガーなどの使い捨てのプラスチックの使用を抑制するための「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」などが盛り込まれています。

市区町村の分別収集・リサイクルに関連して、プラスチック製容器包装*と製品プラスチックを一括して回収・リサイクルするためのしくみが盛り込まれました。プラスチック類の分別収集の実施は、市区町村の努力義務とされています。

(5) 第五次循環型社会形成推進基本計画の策定（令和6（2024）年）

「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法に基づき国が策定する計画です。計画は概ね5年ごとに見直されており、第五次となる基本計画は令和6（2024）年8月に閣議決定されました。

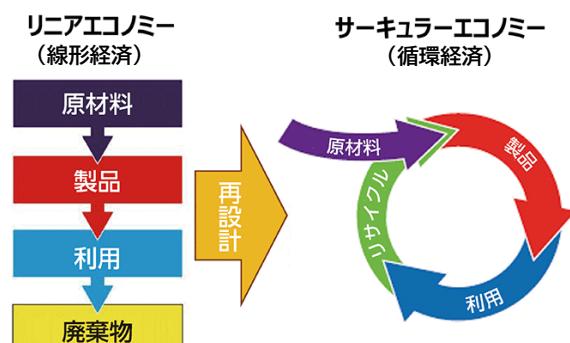
第五次計画では、循環型社会の形成に向け、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会様式につながる一方通行型の線形経済（リニアエコノミー）から、持続可能な形で資源を効率的、循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を大きく打ち出すとともに、5つの重点分野（柱）として、

1. 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
2. 事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
3. 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
4. 資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

を掲げています。

(6) 「循環経済」（サーキュラーエコノミー）への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、保有する資源を有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすものです（図5）。



資料：環境省ホームページ

図5 循環経済（サーキュラーエコノミー）の概念図

国では、第五次循環型社会形成推進基本計画の策定を受け、政府全体として関連する取組を戦略的・統合的に行うため「循環経済に関する関係閣僚会議」を立ち上げ、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」（令和 6（2024）年 12 月）を決定するなど、取組を加速化しています。

令和 7（2025）年 5 月、排出権取引の義務化等を定めた「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（改正 GX*推進法）とともに、改正資源有効利用促進法が通常国会で制定されました。改正資源有効利用促進法は、企業に対する再生資源の利用義務を拡大するなど、プラスチック資源をはじめとする資源の有効利用をさらに強化するものです。

（7）未来志向の持続可能なまちづくりに向けた区の取り組み

区は、平成 5（1993）年 4 月に「エコポリス板橋」環境都市宣言を行い、「持続可能な開発」という新しい概念が提唱され始めた中、公害行政から「環境行政」への転換を図ってきました。

近年の気候変動への対応や SDGs といった国内外の取り組みに対しても、区は令和 4（2022）年に、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボンいたばし 2050」を表明するとともに、内閣府による「SDGs 未来都市」の選定を受けた未来志向の持続可能なまちづくりを進めています。

（8）災害時の対応

災害時に発生する廃棄物対策について、国では東日本大震災以降の様々な知見を踏まえ、「災害廃棄物対策指針」を平成 26（2014）年 3 月に策定、平成 30（2018）年 3 月に改定しました。東京都は「東京都災害廃棄物処理計画」を平成 29（2017）年 6 月に策定、令和 5（2023）年 9 月に改定し、都内の災害廃棄物の処理に関する基本方針や処理方法等を定めています。なお、特別区と東京二十三区清掃一部事務組合は「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を平成 27（2015）年 3 月に策定しています。

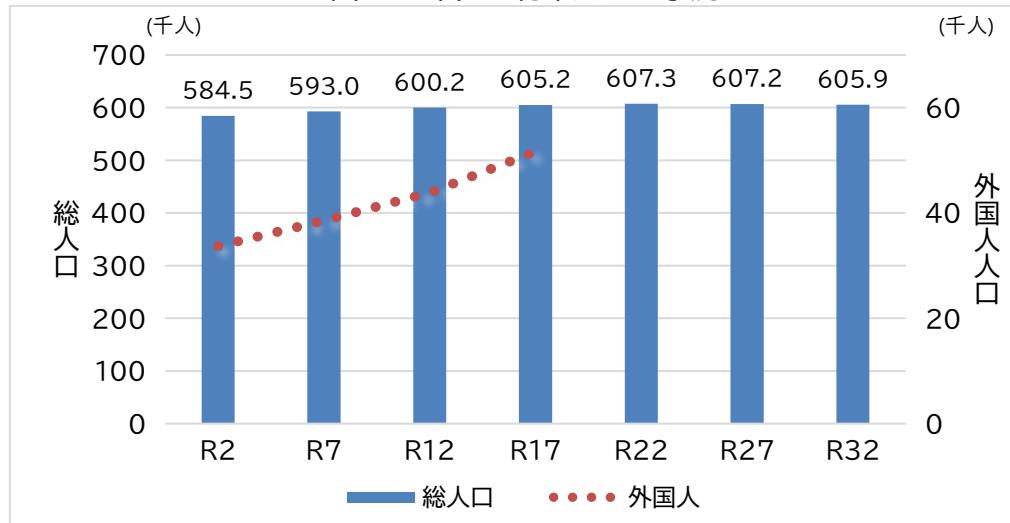
区は、災害廃棄物処理計画の策定を「板橋区一般廃棄物処理基本計画 2025」の重点的取組の一つとして位置付けており、「板橋区地域防災計画」と整合する形で令和 3（2021）年 3 月に「板橋区災害廃棄物処理計画」を策定しました。

また、「板橋区地域防災計画」は、東京都が令和 4（2022）年 5 月に公表した「首都直下型地震による東京の被害想定等」を踏まえ、令和 6（2024）年 3 月に改訂しました。

(9) 今後想定される社会変化

「板橋区人口ビジョン」(令和6(2024)年度改定)では、本区の人口は令和22(2040)年がピークとなると予測しています(図6)。また、外国人人口は、少なくとも令和17(2035)年まで増加するものと予測しています。

図6 本区の将来人口の予測

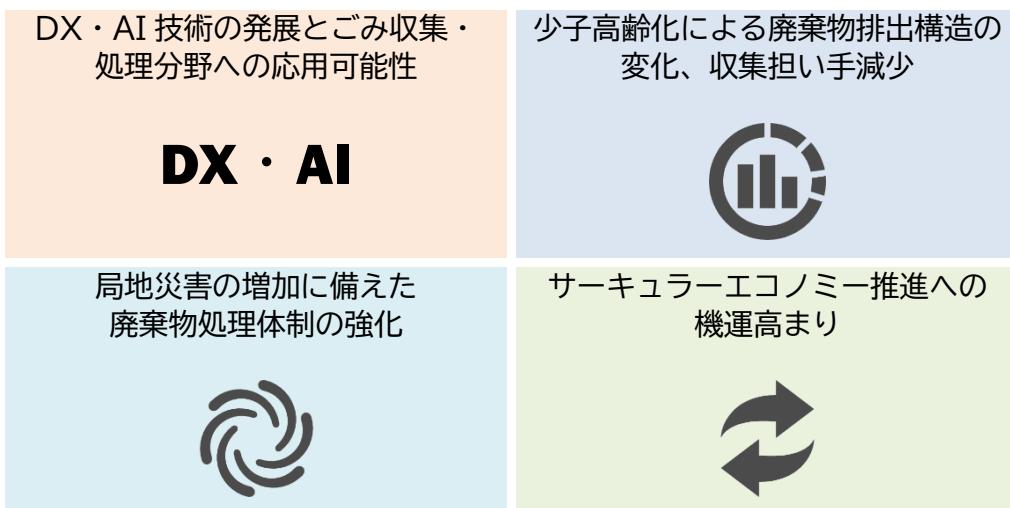


出典：板橋区人口ビジョン（令和6（2024）年度改定）

また、今後10年間においては、DX*（デジタル技術による変革）・AI*（人工知能）技術の発展や局地災害の増加など、廃棄物処理事業の分野に関わる社会変化が想定されます(図7)。

これからの廃棄物処理事業は、これら区内外の動向への対応が求められています。

図7 今後10年間で想定される社会変化



2 区の概要

(1) 人口・世帯

①人口

令和6（2024）年10月1日の人口は578,456人で、令和3（2021）年以降、増加傾向にあります。また、令和6（2024）年時点の外国人人口比率は6.3%となっています。

図8 人口の推移

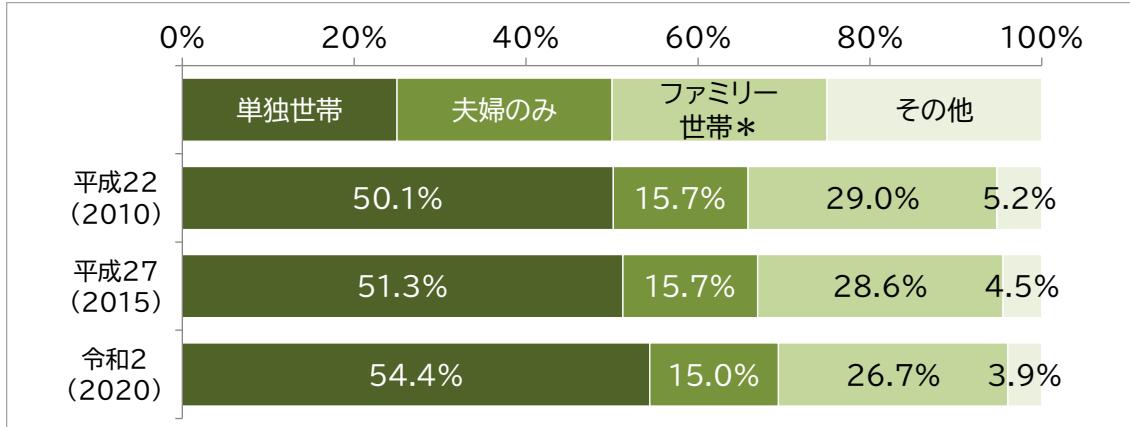


資料：各年10月1日住民基本台帳

②世帯

令和6（2024）年10月1日の世帯数は334,205世帯でした。国勢調査によると、令和2（2020）年の単独世帯比率は54.4%で増加傾向にあります。

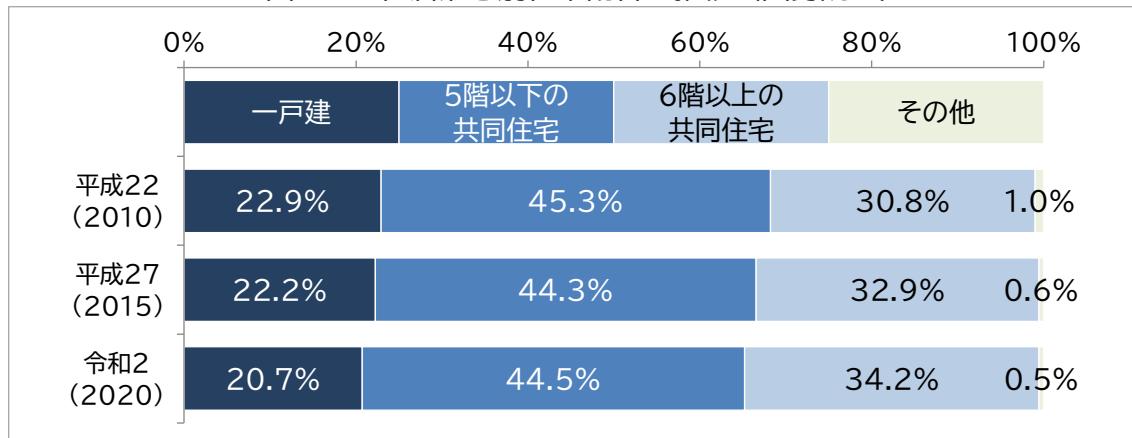
図9 世帯類型別世帯数割合の推移（国勢調査）



* ファミリー世帯 = 核家族の中で「夫婦のみ」を除いた子どものいる世帯

また、住居形態別の世帯割合を見ると、6階建て以上の共同住宅に居住する世帯の割合が増加傾向にあります。

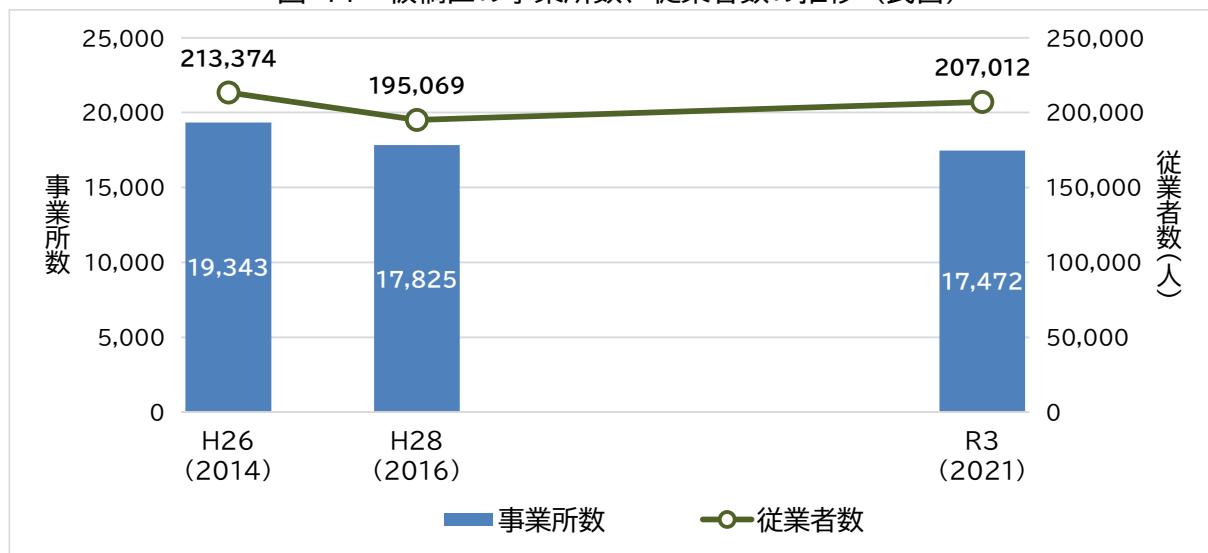
図10 住居形態別世帯割合の推移（国勢調査）



(2) 事業所数、従業者数

令和3年経済センサス活動調査によると、区内の事業所数は17,472事業所、従業者数は207,012人となっています。事業所数は減少傾向にありますが、令和3（2021）年にかけては減少傾向がやや緩くなっています。従業者数は平成28（2016）年から令和3（2021）年にかけて増加しています。

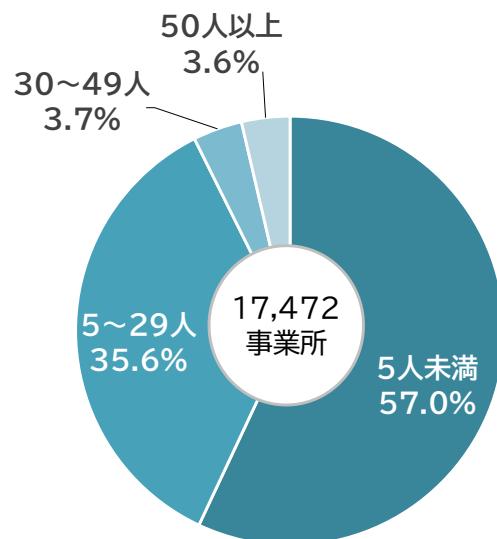
図11 板橋区の事業所数、従業者数の推移（民営）



資料：総務省統計局経済センサス基礎調査・活動調査

また、事業所の従業者規模を見ると、従業者 5 人未満の事業所が 57% を占め、90% 以上が従業者数 30 人未満の事業所です（図 12）。

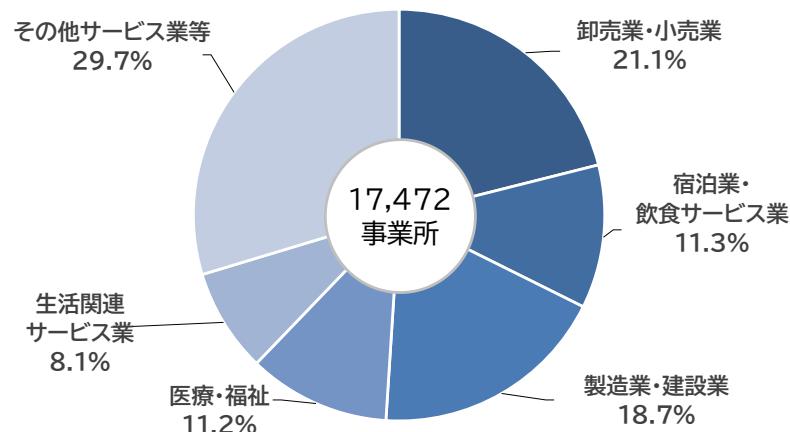
図 12 板橋区の事業所の従業者規模別内訳



資料：総務省統計局 令和 3 年経済センサス活動調査

業種を見ると、卸売業・小売業が 21.1%、宿泊業・飲食サービス業が 11.3% などとなっています（図 13）。

図 13 板橋区の事業所の業種別内訳



資料：総務省統計局 令和 3 年経済センサス活動調査

3 区の資源・ごみの処理状況

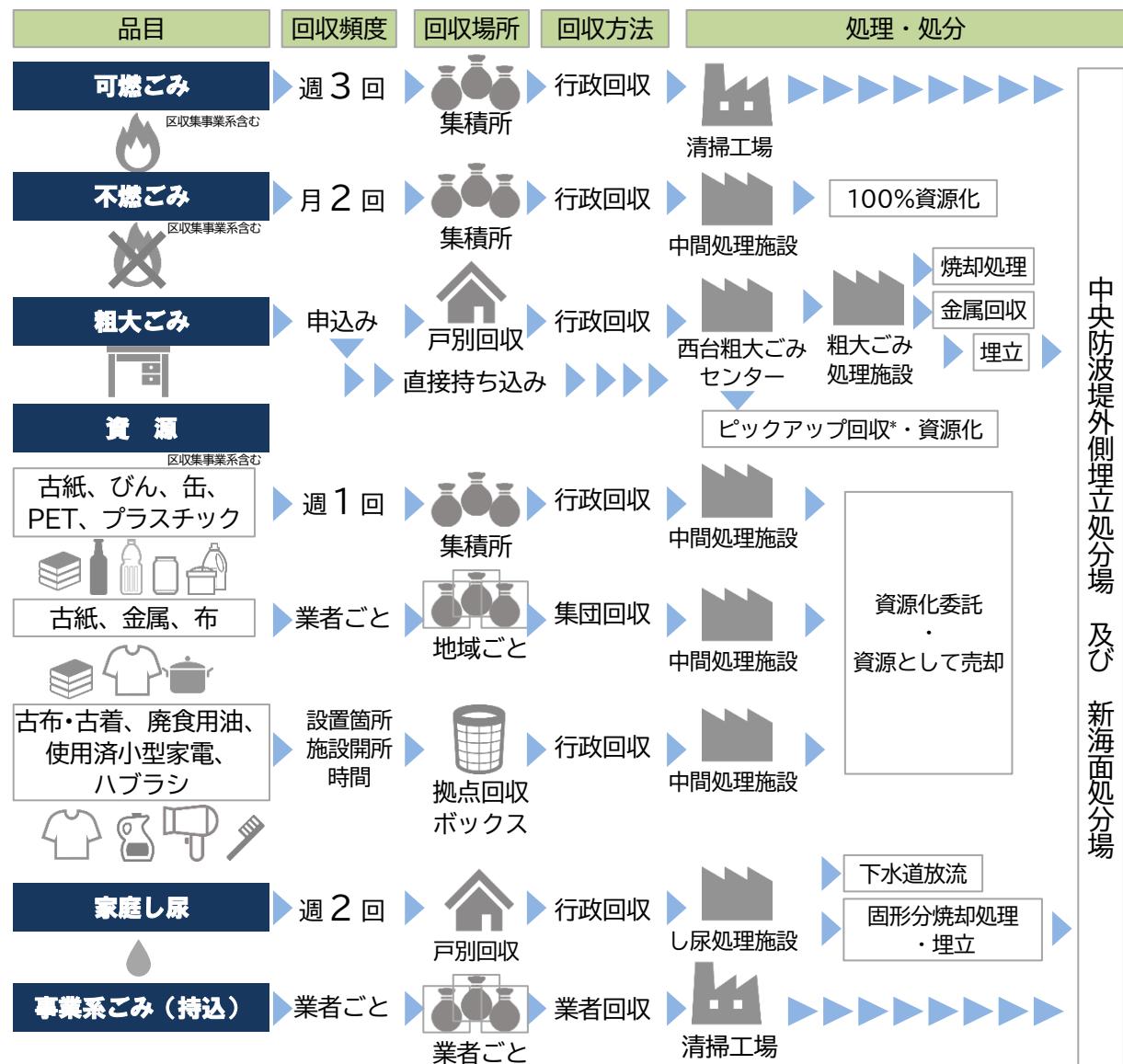
(1) 資源・ごみ処理の流れ

可燃ごみ・粗大ごみは区が収集運搬を実施し、東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設（清掃工場、粗大ごみ処理施設）で中間処理され、東京都の埋立処分場で処分されます。不燃ごみは、区が収集運搬を実施し、民間処理施設に委託し100%資源化しています。

資源物は、古紙、びん・缶、ペットボトル、プラスチックについては集積所回収、古布・古着、廃食用油、使用済小型家電等については拠点回収、古紙・金属・布については集団回収※でリサイクルを行っています。

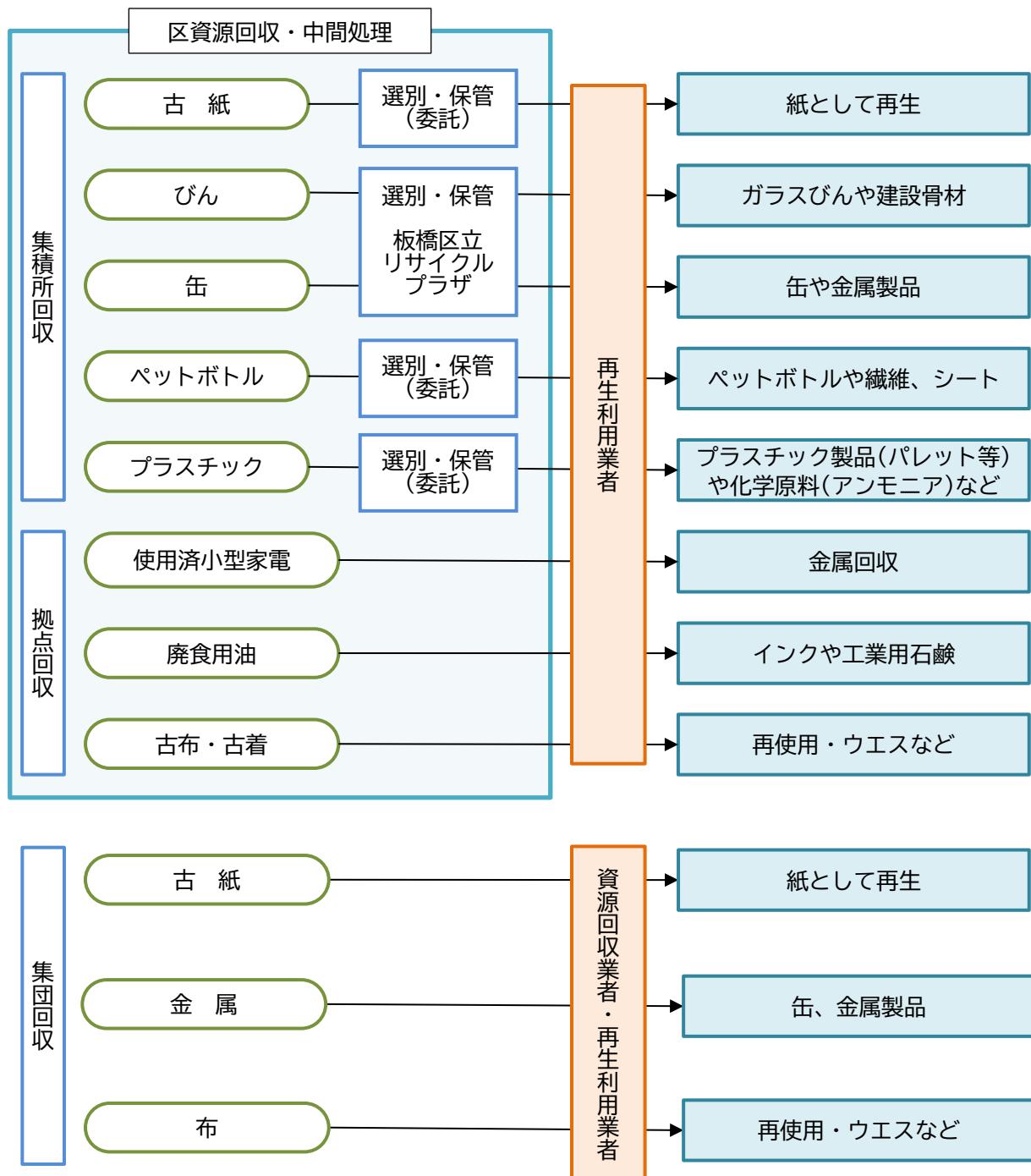
※10世帯以上からなる団体に区から報奨金を支払い団体ごとに回収を行う回収方法

図14 資源・ごみ処理の流れ（令和7（2025）年4月1日時点）



なお、回収された資源は図 15 のように様々な製品に再生されています。

図 15 区の資源リサイクルフロー（令和 7（2025）年4月1日時点）



(2) 区で収集する資源・ごみ

令和7（2025）年度時点での資源・ごみの分別区分は表1のとおりです。

表1 資源・ごみの分別区分（令和7（2025）年4月1日時点）

分別区分	排出方法	主な品目	備考
可燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	生ごみ、紙くず、紙おむつ、木くず、資源に出せないプラスチック類、革製品類、ゴム製品類、落ち葉、少量の植木剪定枝等	
不燃ごみ	容器、透明・半透明のごみ袋	金属類、ガラス類、陶磁器類、最大辺が概ね30cm未満の家電製品等	
粗大ごみ	粗大ごみ処理券を貼付	家具、布団、各種電化製品、厨房用具類、自転車等 最大辺が概ね30cm以上のもの	家電リサイクル法*対象品目及びパソコンを除く
資源	古紙	種類別に分けてひもでしばる 紙袋に入れるか、ひもでしばる	新聞（折込チラシ含む）、雑誌（書籍を含む）、段ボール、紙パック
	びん	黄色の回収箱	飲食料用びん
	缶	青色の回収箱	飲食料用アルミ・スチール缶
	ペットボトル	専用ネット等	
	プラスチック	透明・半透明のごみ袋	容器包装プラスチック及び製品プラスチック（プラスチックのみでできているもの）
	使用済小型家電	拠点の専用回収容器	最大辺が概ね30cm未満で回収容器に投入可能な小型家電とコード類 記録媒体、電池等は取り外す
	廃食用油	拠点の専用回収容器	家庭から出た使用済油、未使用的食用油
	古布・古着	拠点の専用回収容器	
	ハブラシ	拠点の専用回収容器	プラスチック製のハブラシ

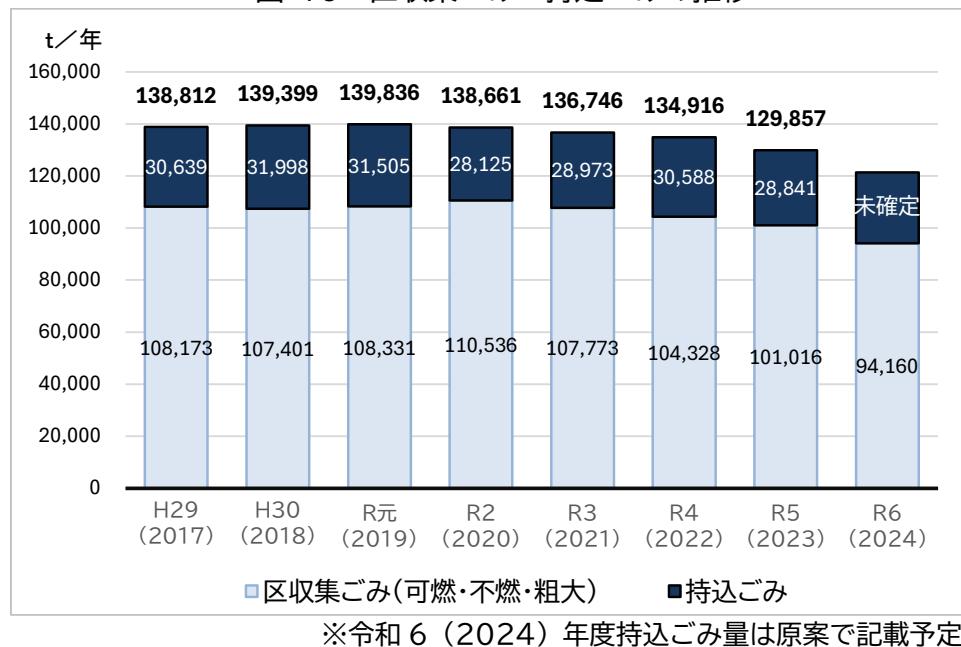
*可燃ごみ、不燃ごみ、拠点回収以外の資源について、従業員数が20人以下かつ1日平均50kg未満の事業系ごみは、家庭ごみと同時に区が有料で収集・回収を行っているものがあります。

(3) 資源・ごみの量

①ごみ量

区収集ごみ・持込ごみ*を合計したごみ量は、令和元（2019）年度以降減少傾向が続いています。

図 16 区収集ごみ・持込ごみの推移

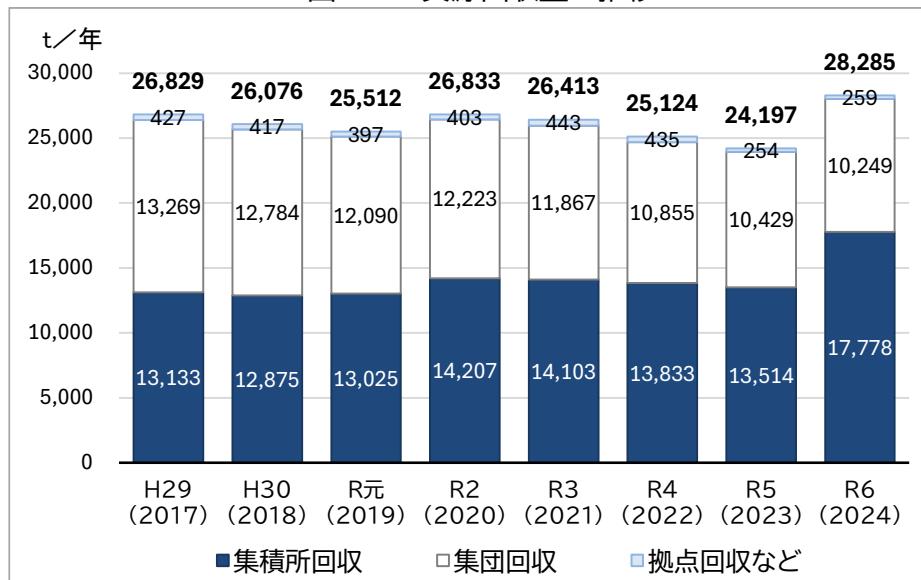


*令和 6（2024）年度持込ごみ量は原案で記載予定

②資源回収量

令和 2（2020）年度に増加したものの、再び減少傾向に転じました。令和 6（2024）年度は、区内全域に拡大したプラスチックの資源回収開始に伴い上昇しています。

図 17 資源回収量の推移

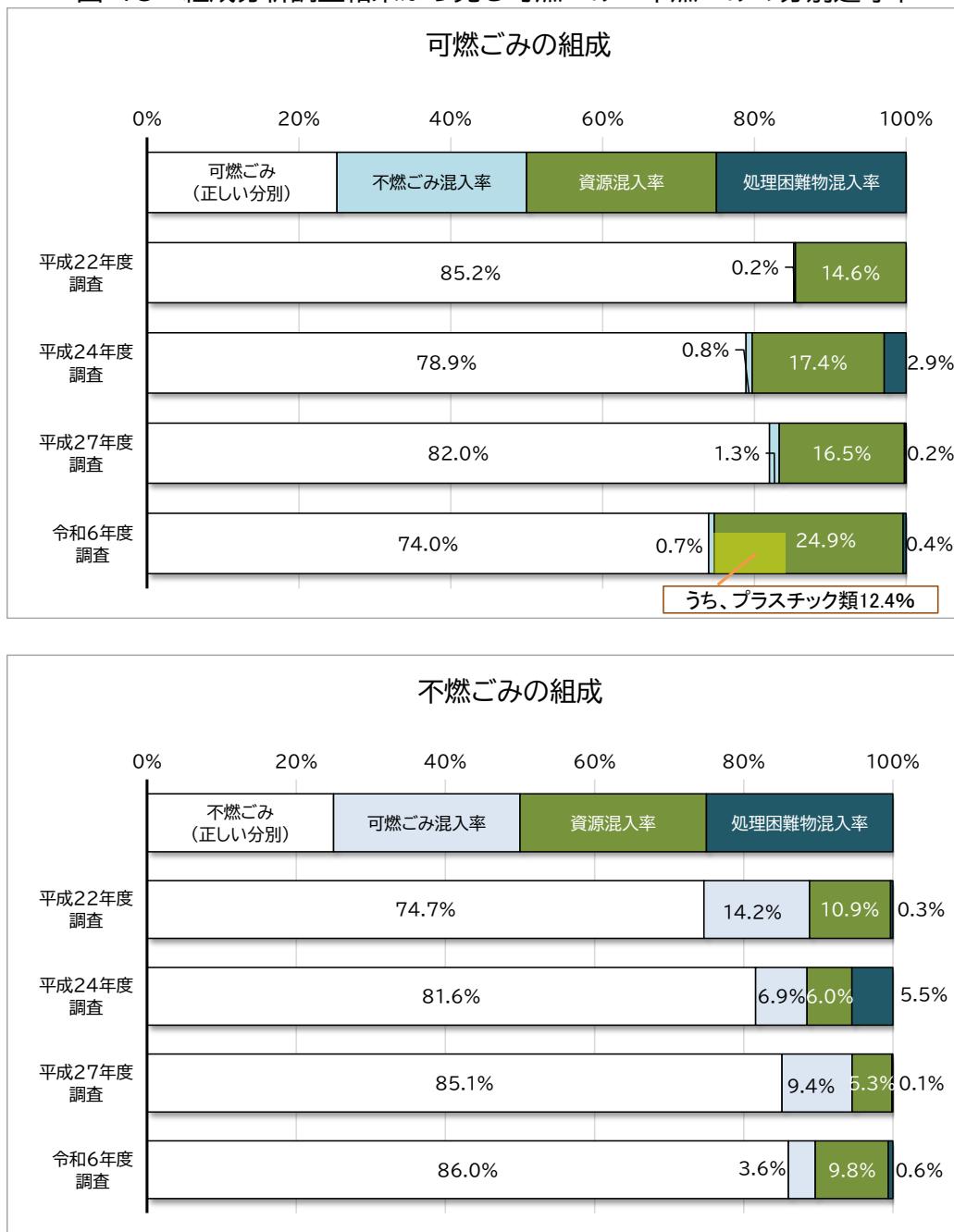


(4) ごみの組成

令和6（2024）年度に行った組成調査では、可燃ごみの分別遵守率が74.0%と過去の調査から下落しました。これは、令和6（2024）年度からプラスチック資源の分別収集が始まっているものの、可燃ごみの中にプラスチックが多く混入していることが影響しています。ただし、汚れの落ちないプラスチック等は可燃ごみに出すこととなっています。

不燃ごみの分別遵守率は、令和6（2024）年度調査では86.0%となっています。

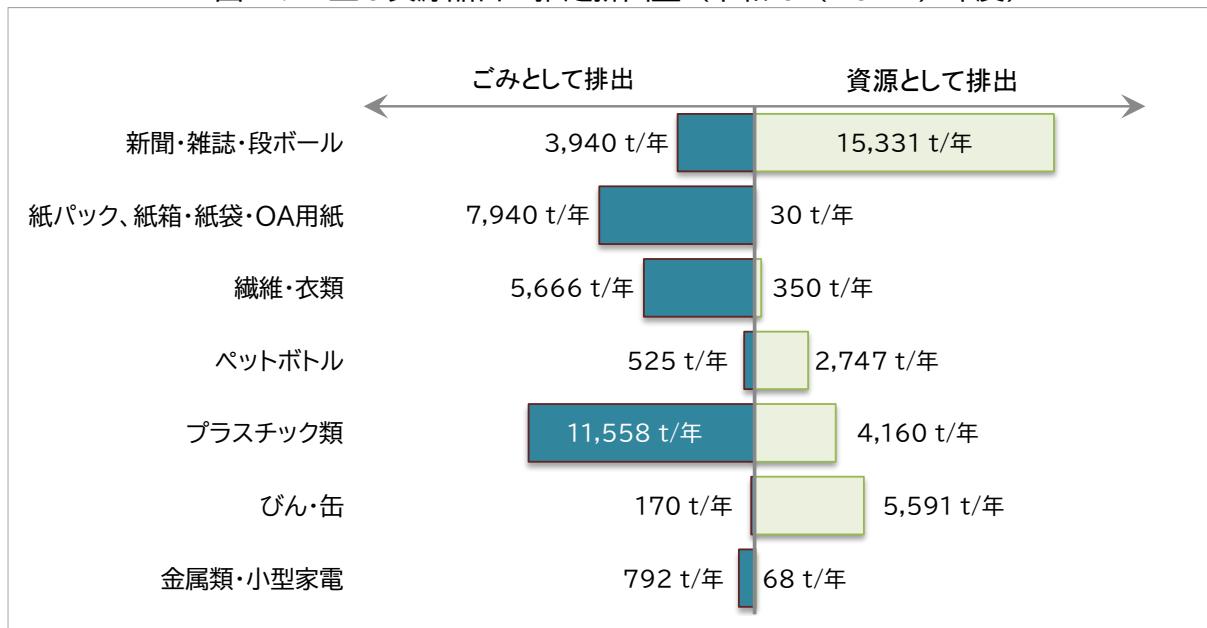
図18 組成分析調査結果から見る可燃ごみ・不燃ごみの分別遵守率



(5) 排出構造

令和 6（2024）年度に実施したごみの組成分析調査に、令和 6（2024）年度のごみ量を乗じて、ごみとして排出される古紙類や纖維・衣類、ペットボトル等がどの程度あるのかを推定し、同じ品目の集積所回収量や集団回収量など、資源として出される量との比較を行いました。主な品目別の推定排出量は、図 19 のとおりとなっています。

図 19 主な資源品目の推定排出量（令和 6（2024）年度）



4 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の進捗状況

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025期間中の主な施策

平成30（2018）年3月に現行計画を策定して以降、令和6（2024）年度までのごみやリサイクルに関する主な取り組みは表2のとおりです。

表2 現行計画期間中の主な施策

実施年月	主な施策
平成30（2018）年3月	板橋区一般廃棄物処理基本計画2025策定
平成30（2018）年10月	スマートフォン向け区統合アプリ「ITA-Port」にごみ・リサイクルに関する機能を追加し、資源やごみに関する様々な情報発信を開始（LINE公式アカウントの開設に伴い令和5（2023）年9月終了）
平成31（2019）年4月	不燃ごみ100%資源化開始
平成31（2019）年4月	食品ロス削減の重要性を楽しく訴える動画CMを制作
令和元（2019）年7月・10月・ 令和2（2020）年1月	食品ロスに関する啓発イベント「サルベージ・パーティ®」実施
令和元（2019）年10月・12月	食品ロスに関する啓発イベント「いたばしディスコスープ」実施
令和元（2019）年12月	いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動参加開始 食べきりトークショー・映画「0円キッチン」上映会実施
令和2（2020）年4月	18地域センターにてフードドライブ*窓口常設化
令和3（2021）年3月	板橋区災害廃棄物処理計画策定
令和4（2022）年6～11月	フードドライブ常設窓口を22箇所に増設
令和4（2022）年8月	プラスチックの再生利用を目的とした使用済みハブラシの回収を開始
令和5（2023）年3月	板橋区商店街・オフィスリサイクル事業終了
令和5（2023）年6月	フードシェアリングサービス「いたばし×タベスケ」開始
令和5（2023）年7月	板橋区公式LINEアカウントの運用開始 資源やごみに関する様々な情報発信
令和5（2023）年10月	粗大ごみ及び事業系ごみ手数料等改定
令和5（2023）年12月	「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」改訂、全戸配布
令和6（2024）年1月	資源循環推進課公式インスタグラムの開設
令和6（2024）年2月	フードドライブ常設窓口を23箇所に増設
令和6（2024）年2月	リサイクル推進員の公募方式を追加し、対象を区民から区内在住・在勤・在学に拡大
令和6（2024）年4月	平成28（2016）年度からトレイ・ボトルのモデル回収を行っていたプラスチック再資源化事業を区内全域に拡大
令和6（2024）年7月	いたばし食べきりレシピコンテスト開催
令和7（2025）年3月	乾電池、トレイ・ボトル、紙パックの拠点回収終了（すでに集積所での回収を行っていることによる整理）

(2) 計画目標の達成状況

①指標1 区民1人1日あたりの資源・ごみ量

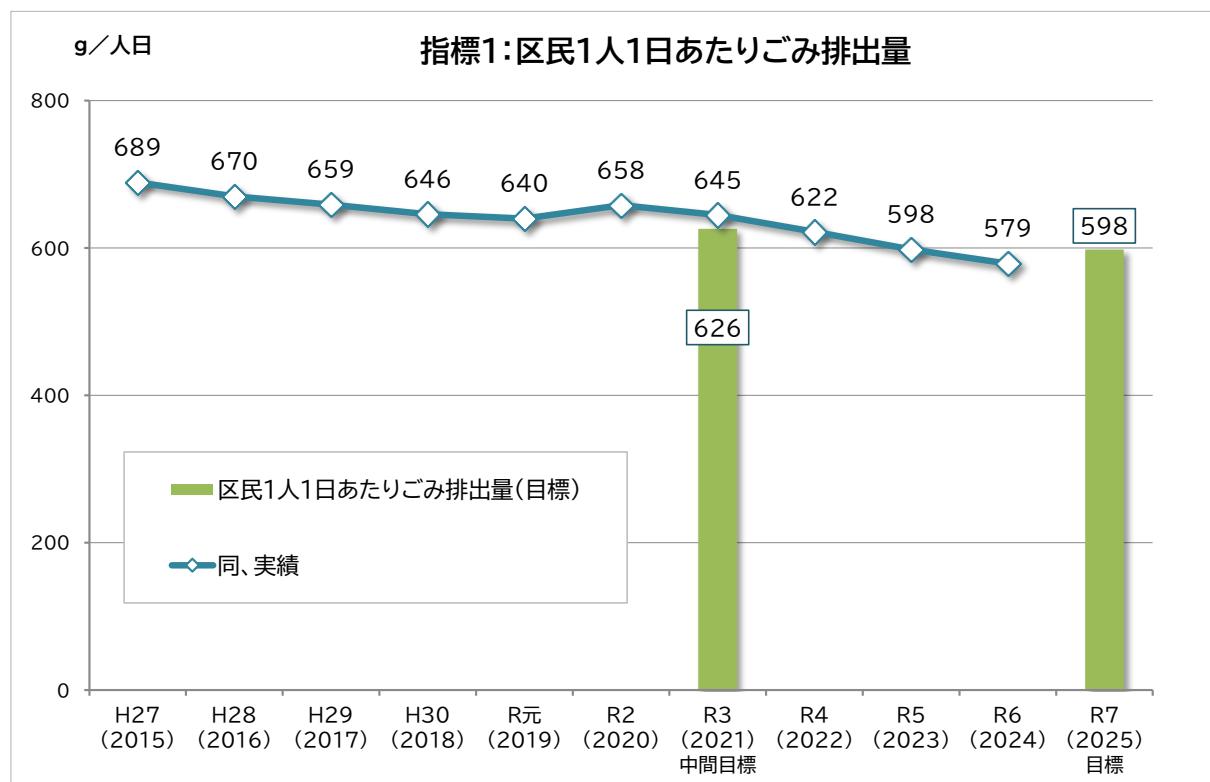
区民一人当たりの一日の資源・ごみの排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時増加しましたが、令和3（2021）年度以降再び減少に転じています。

令和5（2023）年度に計画目標値の598g/人日に到達しましたが、令和6（2024）年度についても順調に減少し、579g/人日となりました。

図 20 計画目標の達成状況（指標1）

平成27 (2015) 年度	目標値： 令和7（2025）年度	実績値： 令和6（2024）年度	評価評語
689g/人日	598g/人日 (H27年度比13.2%減)	579g/人日 (H27年度比16%減)	達成

$$\text{指標1：区民1人1日あたりの資源・ごみ量} = \frac{\text{持込みごみを除く資源・ごみ量}}{\text{将来人口} \times \text{年間日数}}$$



②指標2 リサイクル率

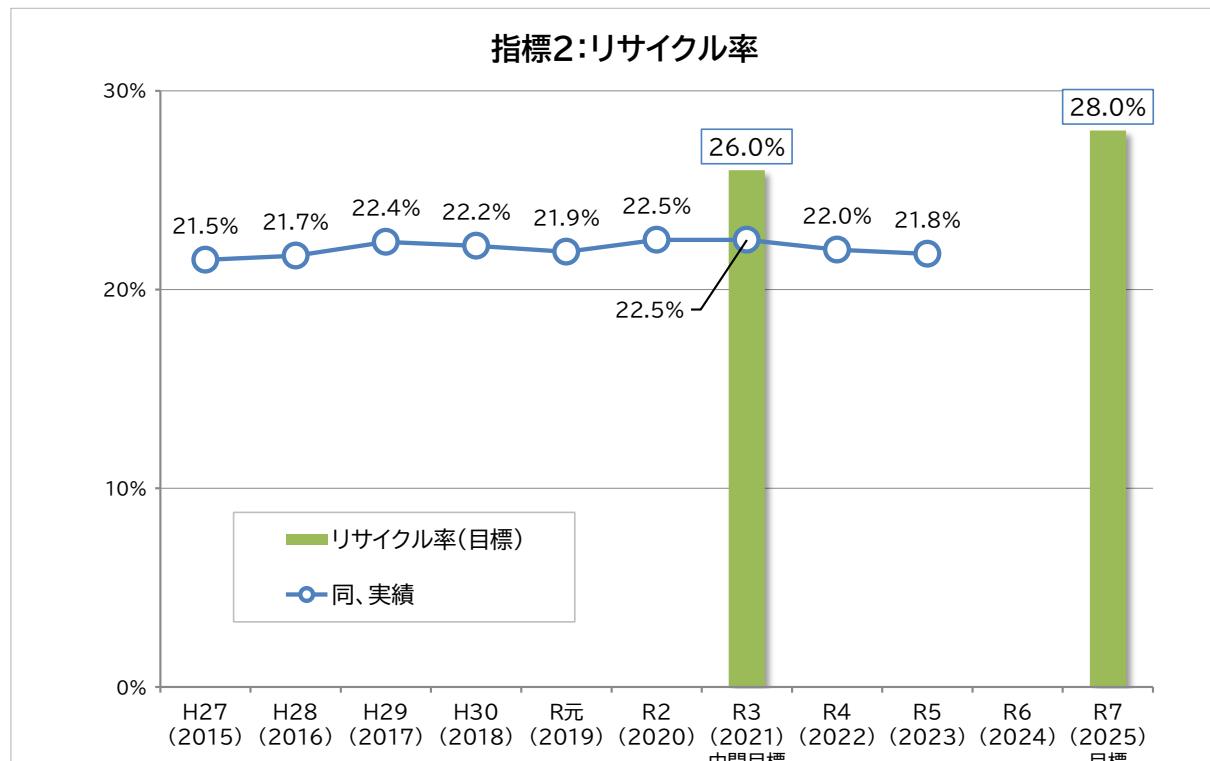
リサイクル率については、令和6（2024）年4月1日から区内全域に拡大したプラスチックの資源回収開始に伴い上昇しました。しかし、資源・ごみ全体の減量に加え、資源物の軽量化※等の要因から、板橋区一般廃棄物処理基本計画2025策定時に想定したほどの上昇はありませんでした。

※紙媒体から電子媒体への移行、びん・缶からペットボトルへの移行、またそれらの軽量化等

図 21 計画目標の達成状況（指標2）

平成27 (2015)年度	目標値： 令和7（2025）年度	実績値： 令和6（2024）年度	評価評語
21.5%	28% (H27年度比6.5ポイント増)	— (R7.9月確定)	—

$$\text{指標2：リサイクル率} = \frac{\text{資源化量} + \text{不燃ごみ・粗大ごみからのピックアップ回収量}}{\text{持込ごみを除く資源・ごみ量}}$$



※令和6年度リサイクル率は原案で記載予定

第3章



シンボル挿入予定

将来像と基本目標

- 1 基本理念
- 2 達成目標
- 3 基本方針と施策の体系
- 4 計画目標

3

将来像と基本目標

本計画の基本理念、めざす都市像を明らかにし、実現に向けての方針、計画目標を示します。

基本理念・達成目標

基本理念：人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現

達成目標：循環型社会の実現

循環型廃棄物処理システムの構築

基本方針と施策の体系

以下の 6 つの基本方針に基づき、施策を展開していきます。

- (1) 「循環型社会」への「優先順位」を意識した仕組みづくり
- (2) 区民・事業者が「自分ごと化」できる明確な目標設定と指標管理
- (3) 区民や事業者が「できることから」行う自律的活動の支援
- (4) 環境負荷を低減する分別収集及び収集・処理の推進
- (5) 「オール板橋」のための一体感を醸成するデザイン、コラボ事業
- (6) 排出者による適正な費用負担

計画目標

令和 17 (2035) 年度までの数値目標は、以下のとおりです。

- ・区民 1 人 1 日あたりの資源・ごみ量：466g／人日
- ・ごみ・資源の年間排出量 : 103,300t/年

1 基本理念

人と環境が共生する循環型都市「エコポリス板橋」の実現

板橋区は、平成5（1993）年4月に「『エコポリス板橋』環境都市宣言」を行い、環境に配慮したまちづくりに向けた先進的な取り組みを展開してきました。

本計画においても、「エコポリス板橋の実現」を一貫した基本理念とします。

「エコポリス板橋」環境都市宣言

豊かな自然 澄んだ空気 静かでやすらぎのある暮らしは私たちすべての区民の願いです

板橋区には みどりと水の豊かな自然やいきいきとしたまちなみなど 誇れる環境が残されています

しかし 近年の盛んな都市活動は かつての良好な環境を徐々に失わせ さらに地球環境をも悪化させています

環境にやさしい暮らし方や事業活動を進めながらかけがえのない地球環境を子孫に引き継いでいくことが 私たちに課せられた責務です

私たち板橋区民は 真に快適な環境を創造するため 人と環境が共生する都市「エコポリス板橋」の実現を目指していくことをここに宣言します

一 私たちは 毎日の生活が地球環境に影響を及ぼしていることを認識し 地球市民として行動します

二 私たちは リサイクルの推進やエネルギーの節約に努め 地球の資源を大切にします

三 私たちは みどりや水 空気を大切に守り様々な生物が共に生きていける環境づくりに努めます

平成五年四月一日
板橋区

2 達成目標

【達成目標 1】	【達成目標 2】
<p>循環型社会の実現 (ごみを出さない社会)</p> <p>板橋かたつむり運動（3R）の取組を基盤とし、区民・事業者・行政の協働・共創による、行動変容と社会的基盤づくりを通じて、資源と価値が循環する社会をめざします。</p>	<p>循環型廃棄物処理システムの構築 (環境負荷の少ないごみ処理)</p> <p>ごみの適正排出、収集運搬から再資源化・熱回収・適正処分まで、環境負荷を抑えた持続可能な循環型廃棄物処理システムの構築をめざします。</p>

【達成目標実現に向けて】

- ▶ 視座・原則（「サーキュラーエコノミー」及び「処理の『優先順位』」）
「サーキュラーエコノミー」を見据え、「処理の『優先順位』」を徹底します。

<国家戦略> サーキュラーエコノミー(循環経済)
(環境配慮設計・長寿命化、循環型ビジネスモデルなど)

<法定原則> 発生抑制 ▶ 再使用 ▶ 再生利用 ▶ 熱回収 ▶ 適正処分
(循環型社会形成推進基本法による優先順位の高い順)

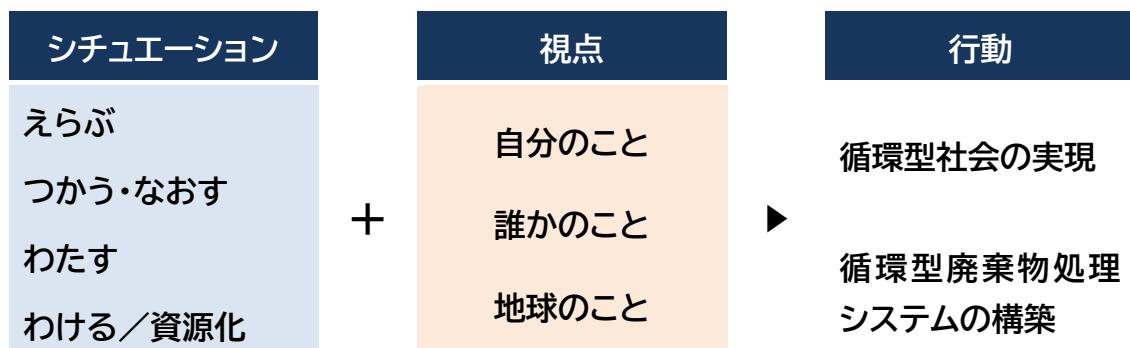
- ▶ 行動変容と社会的基盤
「えらぶ」「つかう・なおす」「わたす」「わける」など、日々の選択を後押しする環境を整え、誰もが無理なくできることを見つけられる仕組みをつくります。

**<行動変容> 区民・事業者・行政それぞれが、ごみや資源との関わり方を
「行動」として変える**

<社会的基盤> 行動を支える「仕組み・場・情報・技術」を整える

▶ ナラティブ（物語）

自分のこと、誰かのこと、地球のこと。
できることから、ごみと資源の未来へ。



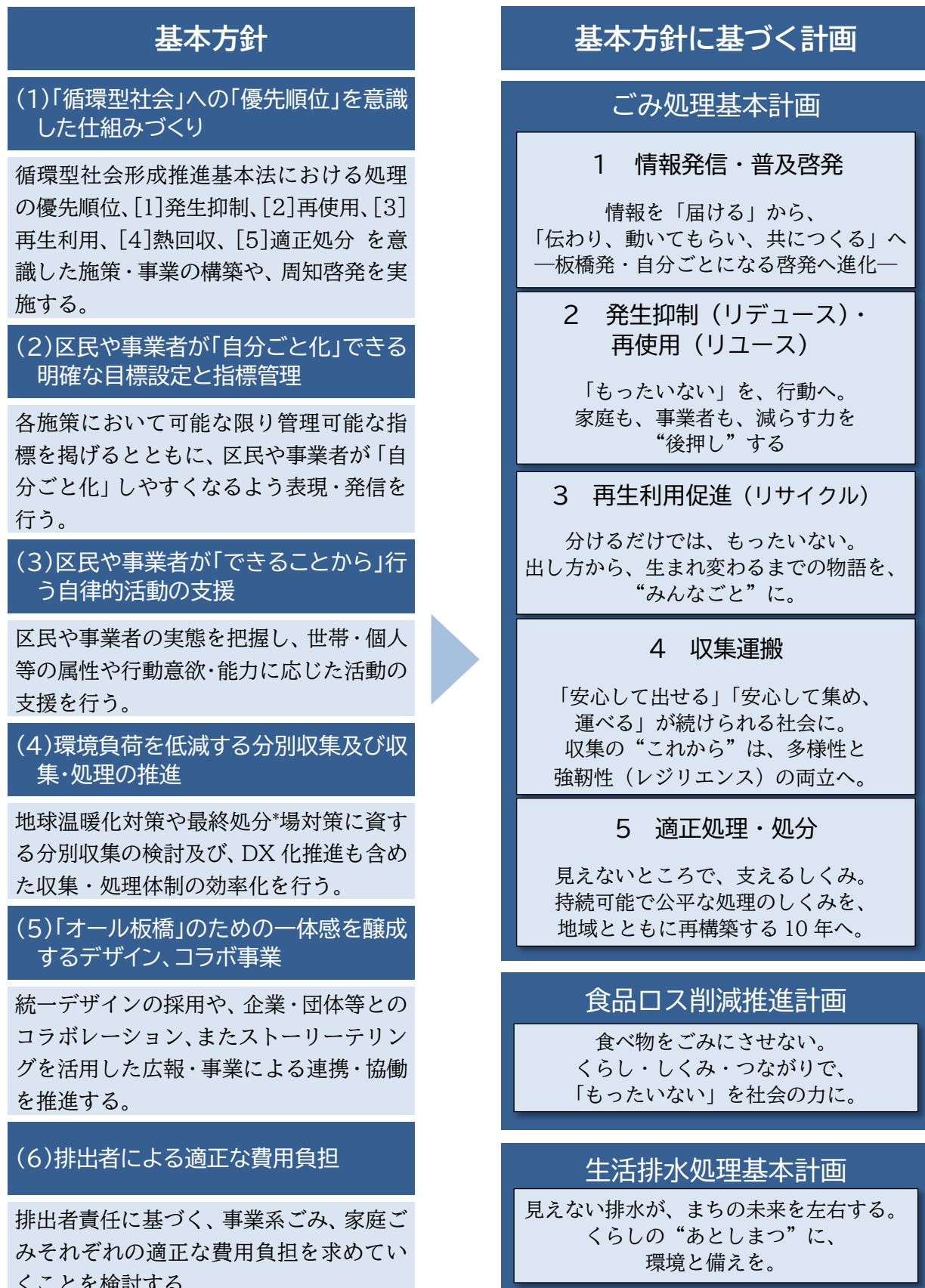
行動の例

対象＼場面	①えらぶ	②つかう・なおす	③わたす	④わける／資源化
自分のこと	必要量だけ選ぶ	手入れして 長く使う	フリーマーケット で譲る	水切りして分別
誰かのこと	シェア・レンタル を使う	丁寧に扱い 次の人に	寄附で活かす	ラベル確認し分別
地球のこと	再生品を選ぶ	修理で延命	リユース箱へ	資源回収→ リサイクル

▲①～③=発生抑制・再使用で「循環型社会の実現」をめざす

▲④=適正分別→再資源化・熱回収で「循環型廃棄物処理システムの構築」をめざす

3 基本方針と施策の体系



4 計画目標

(1) 指標の設定

本計画では、以下の2つの指標を用い、計画目標を定めます。

なお、指標には区で収集する事業系ごみ（従業員20人以下かつ日量50kg未満）が含まれるため、合わせた削減が必要です。また、持込ごみ（事業者が清掃工場等に持ち込むごみ）は含めず、個別計画において指標を設け、削減を図ることとします。

表3 計画目標で用いる指標

指標	指標1	指標2
	区民1人1日あたりのごみ・資源量 (g/人日)	ごみ・資源の年間排出量 (t/年)
計算式	$\frac{\text{持込ごみを除くごみ・資源量}}{\text{将来人口} \times \text{年間日数}}$	持込ごみを除くごみ量+資源量
考え方	人口の変動に左右されず、一人ひとりのごみの排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）の取組成果を示す指標として用います。	今後、人口が増加してもごみ・資源の総量は増やさない、という考えに基づき指標として用います。

(2) 現状のまま推移した場合の見通し

過去の実績から、現状のまま推移した場合の各指標を推計しました。計画目標年度である令和17（2035）年度の区民1人1日あたりのごみ・資源量は504g/人日（図22）、年間排出量は111,500トン（図23）と推計されました。

図22 現状のまま推移した場合の区民1人1日あたりごみ・資源量の見通し

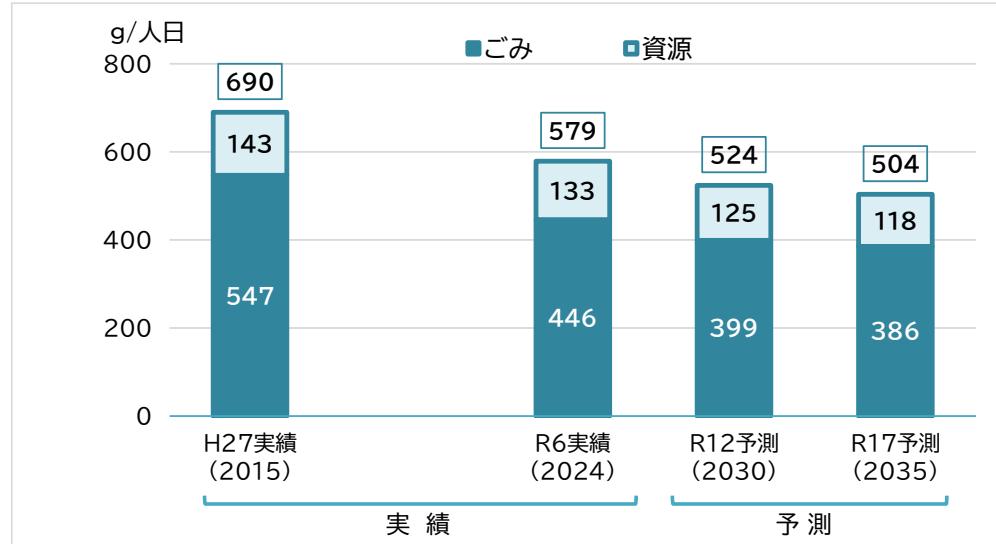
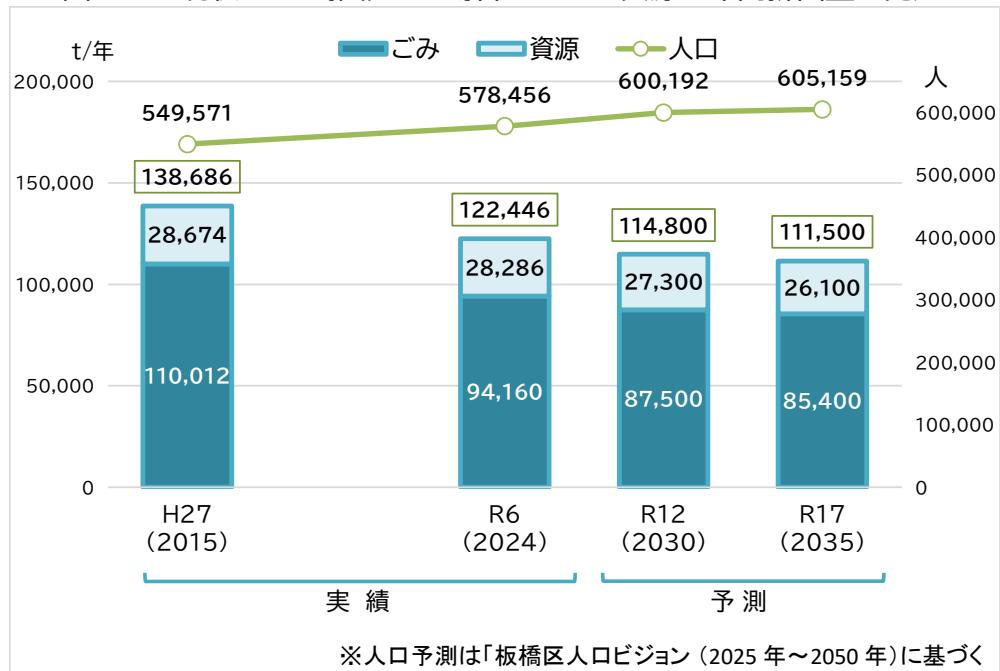


図 23 現状のまま推移した場合のごみ・資源の年間排出量の見通し

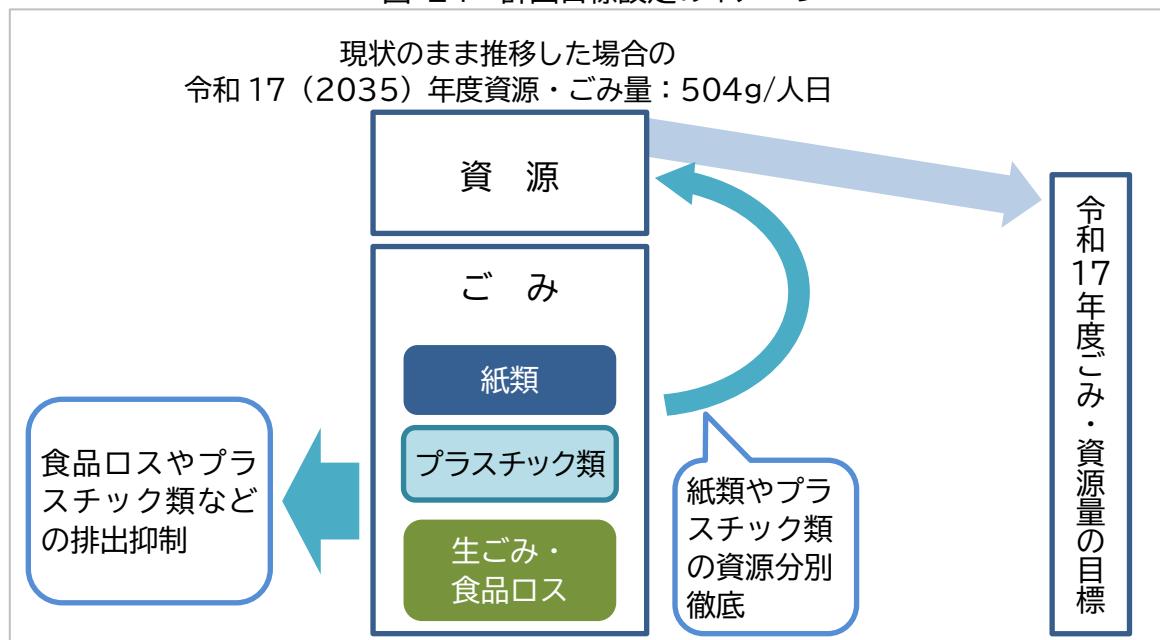


（3）令和 17（2035）年度の計画目標

下図 24 のように、組成分析調査から推定したごみの中の紙類やプラスチック類、厨芥（生ごみ・食品ロス）※の量に着目し、国や都の計画・目標を参考にしつつ区としての削減目標を定め、品目別の削減目標を達成した場合の令和 17（2035）年度ごみ・資源量を算定しました。

※本計画では、「食品ロス」と「生ごみ」（食品ロス以外の食べ残し等）をあわせたものを「厨芥」としています。

図 24 計画目標設定のイメージ



計画目標

指標1： 区民1人1日あたりのごみ・資源量	466g／人日 (令和6(2024)年度より19%減)
指標2：ごみ・資源の年間排出量	103,300t/年 (令和6(2024)年度より16%減)

図25 計画目標（指標1：区民1人1日あたりのごみ・資源量）

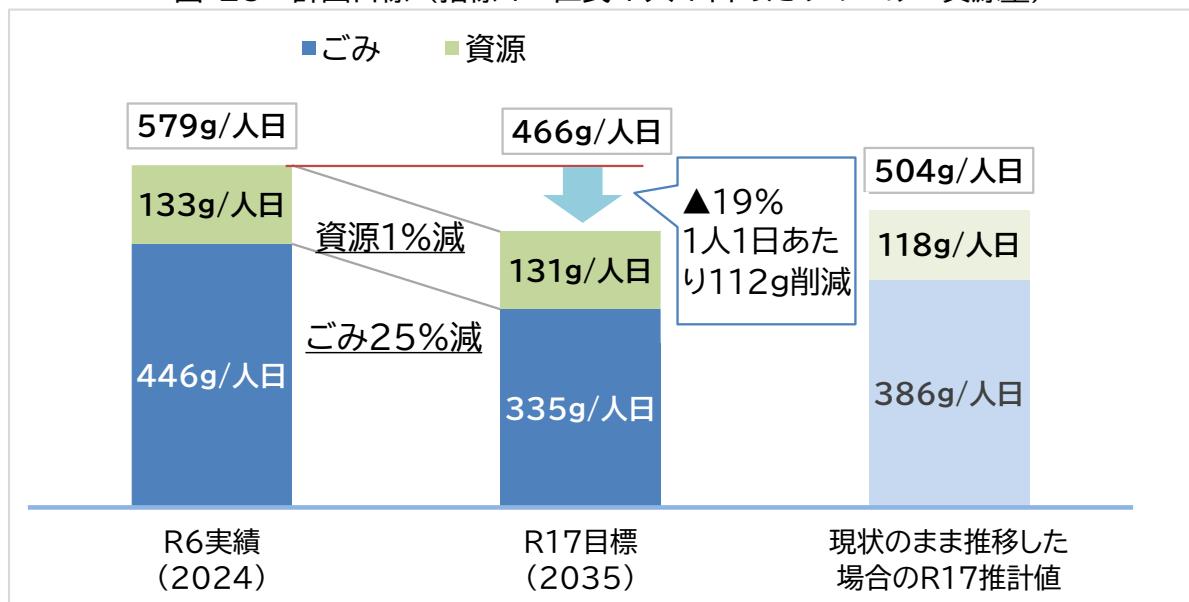
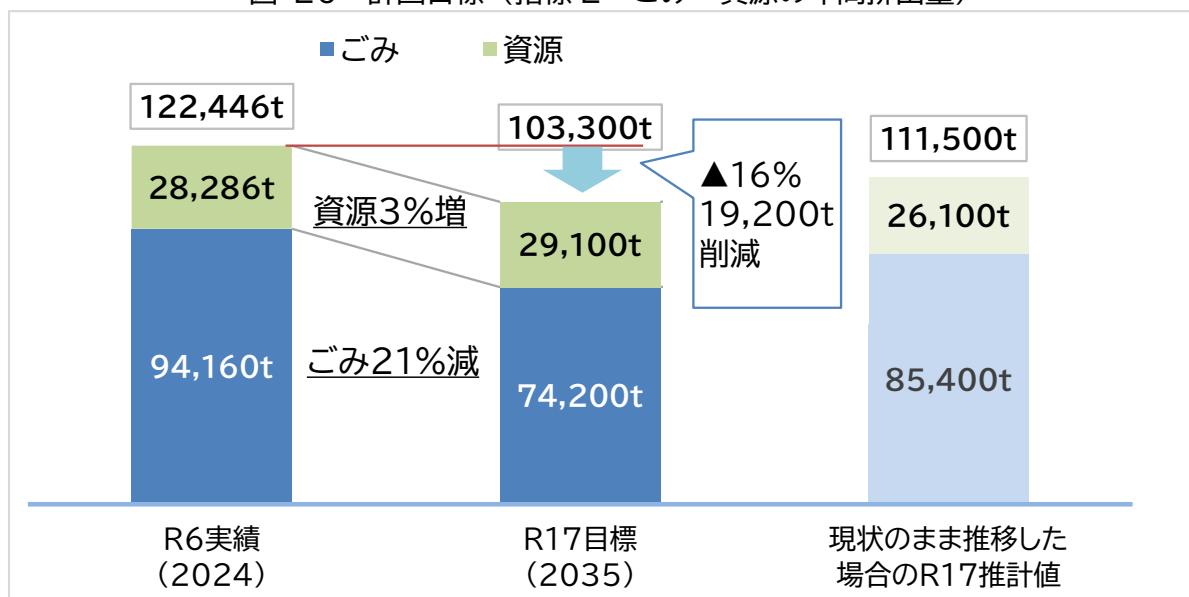


図26 計画目標（指標2：ごみ・資源の年間排出量）



個別重点目標値

指標達成に資する個別重点目標として、紙類、プラスチック、厨芥・食品ロスそれぞれに目標値を設定することとし、個別に実績を把握していきます。

図 27 個別重点目標（紙類）

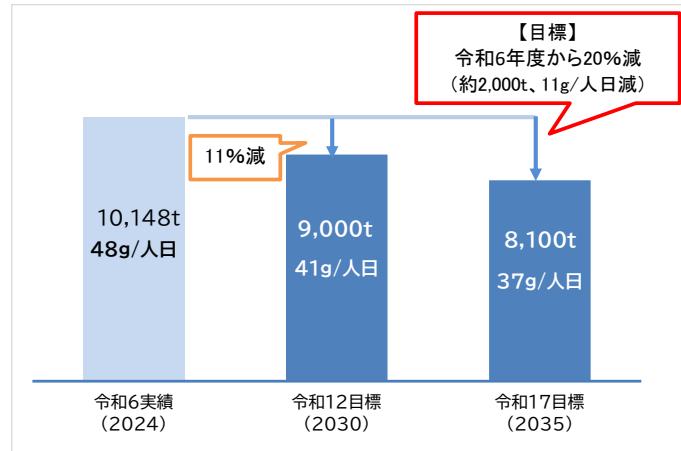


図 28 個別重点目標（プラスチック）

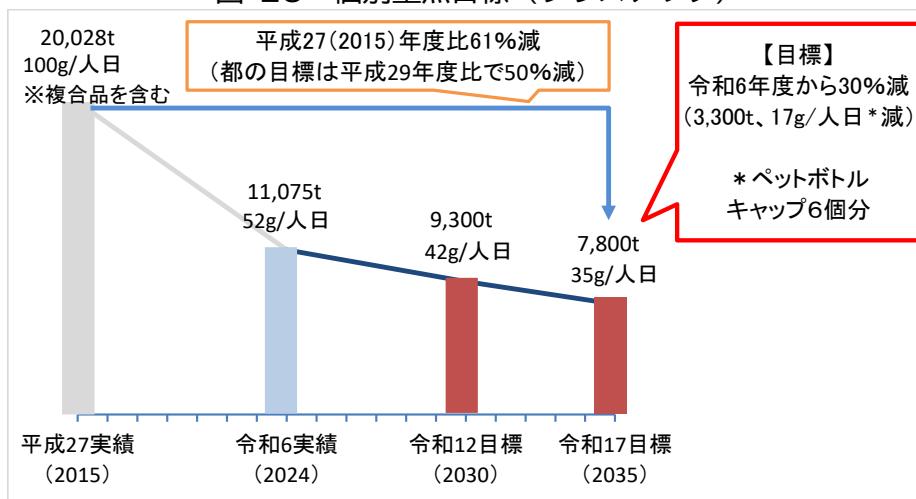
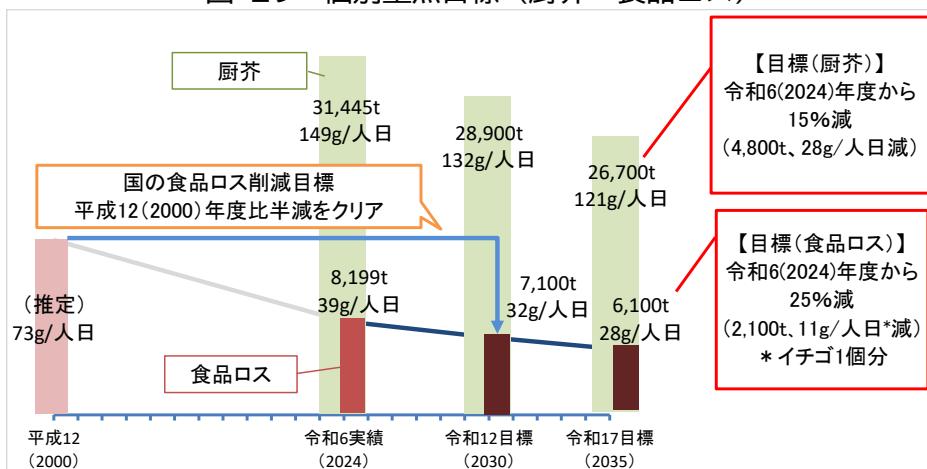


図 29 個別重点目標（厨芥・食品ロス）



第4章

シンボル挿入予定

ごみ処理基本計画

- 1 情報発信・普及啓発
- 2 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）
- 3 再生利用促進（リサイクル）
- 4 収集運搬
- 5 適正処理・処分

4

ごみ処理基本計画

情報発信・普及啓発、及びごみの発生抑制から適正処理・処分に至る各段階での取組を個別計画としてまとめます。

情報発信・普及啓発

多様な区民像（年齢、言語、生活様式）、事業活動に対応した「伝わる仕組み」づくりを進め、「伝える」から「動いてもらう」、区民・事業者との共創型情報発信をめざしていきます。

発生抑制（リデュース）・ 再使用（リユース）

区民・事業者に対し、効果的な情報発信と行動の後押し（ナッジ）を働きかけ、リサイクルより前に食品やプラスチック資源の「もったいない」ごみ化を減らし、循環的な利用を図ります。

再生利用促進（リサイクル）

一人ひとりが取り組みやすいリサイクル活動を推進し、資源として出すだけではなく、その先の再利用、再資源化や環境負荷低減にも着目できる機会を創出し、資源の循環利用を“みんなごと”として実感できるまちづくりをめざします。

収集運搬

資源・ごみの収集運搬は、日常生活を支える基幹的な区民サービスの1つです。単身世帯の増加、集積所箇所数の増加、回収品目の多様化、少子高齢化による収集担い手の減少に対応し、「安心して出せる」「安心して集め、運べる」収集運搬体制の強化と効率化を図ります。

適正処理・処分

東京二十三区清掃一部事務組合、東京都との連携を図り、安定的なごみの中間処理・最終処分体制を維持するとともに、都市型・局地災害が生じた際の実務的対応力の強化を図ります。また、処理・処分にかかる排出者の費用負担のあり方や排出基準について、引き続き検討していきます。

1 情報発信・普及啓発

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①「板橋かたつむり運動」の展開（重点的取組）

○普及啓発活動を包括するものとして「板橋かたつむり運動」を位置づけ、「かたつむりのおやくそく」の標語や、「板橋かたつむり運動」の歌と踊りを積極的に活用。

②情報発信媒体の充実（重点的取組）

○「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」（令和5（2023）年度に全戸配布）や広報いたばしなどの紙媒体、電子媒体（区公式サイト、区公式LINEアカウント、資源循環推進課インスタグラム等）、イベント（区民まつりほか、3R推進月間に合わせた区役所本庁舎1階展示）といった多様な媒体・機会を活用。

③集中的な情報発信の実施（重点的取組）

○令和6（2024）年4月からのプラスチック資源回収の区内全域での開始に伴い、対面、紙媒体及び電子媒体等の活用により、あらゆる区民がプラスチック資源化に関する情報に触れ、入手できる機会を設定。住民説明会（令和5（2023）年10月から12月で47回、参加者960名）、区民まつり（ブース出展、参加者1,788名）、「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」全戸配布（再掲）、区公式サイト、SNS（X（旧Twitter）9～12月投稿13回）等実施。

④子どものころからの環境教育の充実

○出前講座の実施（幼稚園・保育園・小学校）44回、参加者3,286人。（令和6（2024）年度）

⑤社会人のための環境学習の推進

○リサイクルプラザで、大人を対象とした廃棄物発生抑制に関する啓発講座「ゼロウェイストプロジェクト」や「金継ぎ教室」「裂き織りぞうり教室」等、ワークショップを実施。

⑥単身世帯や外国人世帯への普及啓発

○建物管理者、不動産業者等と連携した単身集合住宅等への分別の指導

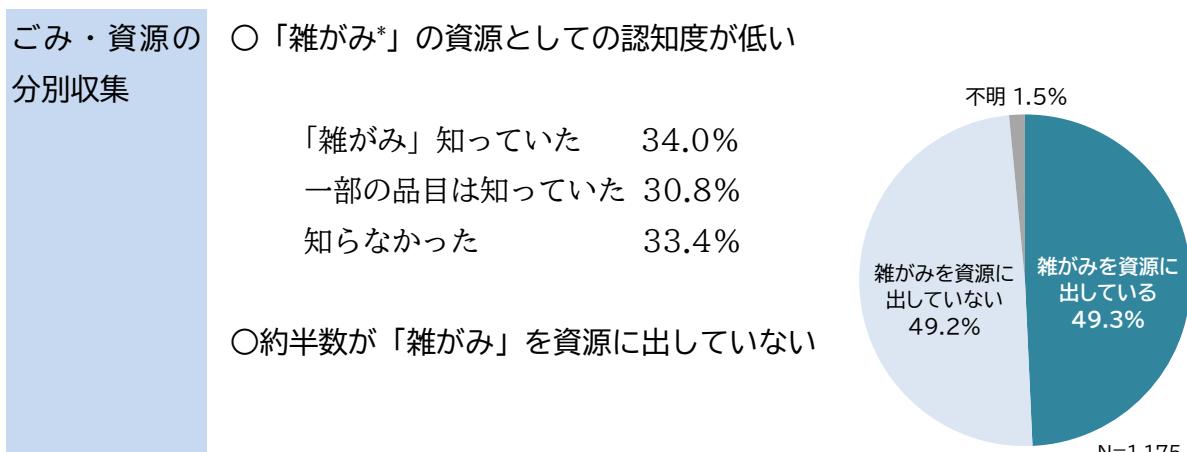
○外国語版リーフレット（英・中・韓）を転入時に配付

【取組の指標】

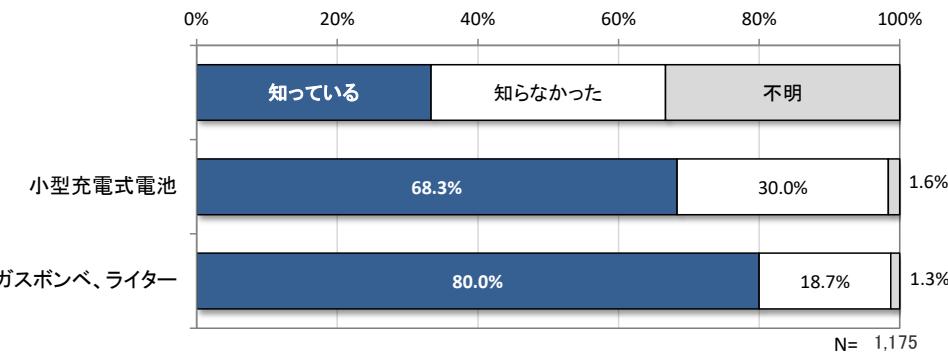
取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
「板橋かたつむり運動」の認知度	平成 27 (2015) 年度区民アンケート調査:「名称・内容共に知っている」「名称は知っている」の合計認知度 23.5%	↑	令和 6 (2024) 年度 29.7%
ごみ減量に関する出前講座の実施回数	平成 28 (2016) 年度: 45回	↑	令和 6 (2024) 年度 44回 (平成 29 (2017) 年度～令和 6 (2024) 年度計 270回)
リサイクル推進員研修会参加者数	平成 28 (2016) 年度: 457人	↑	令和 6 (2024) 年度 262人 (平成 29 (2017) 年度～令和 6 (2024) 年度計 2,390人)

(2) 現状の分析（調査結果）

プラスチックの分別、プラスチックごみの削減	<ul style="list-style-type: none"> ○プラスチックの分別回収には概ね高い協力が得られている 認知度 87.4%、うち協力 93.4% ○90.9%がプラスチック削減の取り組みを実施 レジ袋を買わない、詰替ボトルの利用など ○プラスチック資源の分別で困ったこと、不便なこと 「プラスチックの汚れを落とすのが面倒」 70.2% 「分け方に迷うもの、分からぬものがある」 52.6%
-----------------------	--



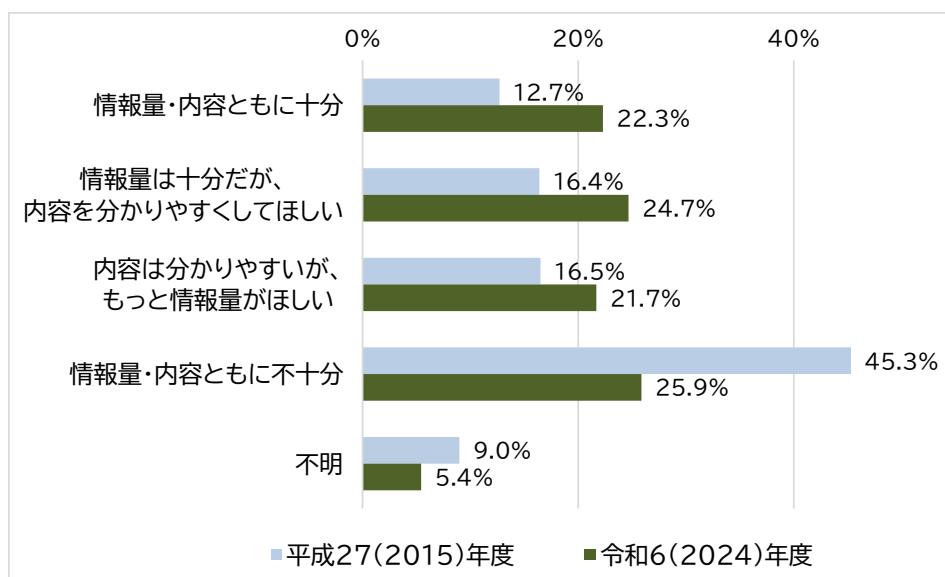
- 小型充電式電池、ガスボンベ、ライターの出し方については、さらなる認知度向上が必要である。



- 以下の回収品目は、ごみとして出される割合が高い
- | | | |
|-------|--------------|-----------|
| 古布・古着 | 資源・拠点へ：17.6% | 可燃へ：67.2% |
| 廃食用油 | 資源・拠点へ：6.3% | 可燃へ：66.3% |

区の情報発信・コミュニケーション

- 情報源は「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」が最多
 「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」 64.0%
 集積所看板 31.8%
- 情報量・内容ともに十分との回答は平成27(2015)年度と比較して増加したもの、情報量・内容ともにより充実させることが求められる。
- 情報量・内容ともに十分 22.3% (平成27(2015)年度と比較して改善)



- 今後の施策では情報発信の充実を希望
 情報提供・PRの充実 51.7%

(3) 振り返りと課題

- あらゆる区民がプラスチック資源化に関する情報に触れることをめざし、対面、紙媒体及び電子媒体等を複合的、集中的に活用しました。令和6（2024）年度開始のプラスチック資源化は、その開始を「知っている」とする認知度が87.4%であり、うち93.4%の協力を得ることができていますが、紙媒体（「資源とごみの出し方・分け方ハンドブック」）が最も情報源として認知されていました。
- 一方、同じく「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」に記載がある「雑がみ」については、資源としての認知度が低く（知らなかった33.4%）、約半数（49.2%）が資源に出していません。掲載順や情報量など、同じ媒体に掲載しても認知度、協力度に差が出ることから、媒体内での掲載方法の工夫、また他の媒体と連携した発信等、多様な発信方法（媒体、内容等）を検討する必要があります。
- 「正しい出し方がわからない」、「分別が面倒に感じる」区民も一定数おり、一歩踏み込んだ情報にたどりつけるようにしたり、認知と行動のギャップを埋めたりできるよう、それぞれに合った働きかけを行うことで、各自できること・やってみようと思うことを広げられるような情報発信をしていく必要があります。
また、処理困難物については発火などの危険がある品目もあるため、安全・安心に排出ができるよう、より優先度を高く、多くの区民にわかりやすく周知する必要があります。

(4) 情報発信・普及啓発の施策

【施策の方向性】

情報を「届ける」から、「伝わり、動いてもらい、共につくる」へ
— 板橋発・自分ごとになる啓発へ進化 —

多様な区民像（年齢、言語、生活様式）、事業活動に対応した「伝わる仕組み」づくりを進め、「伝える」から「動いてもらう」、区民・事業者との共創型情報発信をめざしていきます。

情報発信・普及啓発

施策 1-1 「板橋かたつむり運動」の普及・定着

施策 1-2 情報発信機会・コンテンツの充実

施策 1-3 あらゆる世代に向けた環境学習の充実

施策 1-4 地域との協働と共創による情報発信・普及啓発の推進

施策 1-5 多様な区民像に対応した情報発信の充実

【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
区公式サイト「板橋かたつむり運動」ページ閲覧数	(令和6(2024)年度実績を予定)	
リサイクルプラザで実施する講座・講演会・イベントの定員充足率	(令和6(2024)年度実績を予定)	
SNS登録者数	(令和6(2024)年度実績を予定)	

【取組】

■ 施策 1-1 「板橋かたつむり運動」の普及・定着

「板橋かたつむり運動」を、引き続き普及啓発活動を包括するシンボルとして位置付け、普及啓発活動に活用していきます。

- 普及啓発活動のシンボルキャラクターの活用
- 「かたつむりのおやくそく」の標語の活用

■ 施策 1-2 情報発信機会・コンテンツの充実

紙媒体、デジタル媒体、集積所の看板、公共施設等での掲示、イベントの活用など、引き続き情報発信機会の充実と、複合的・戦略的な発信を図ります。また、伝えたいテーマ、伝える対象ごとに、「気づき」や「行動」につなげていくためのコンテンツの充実を図ります。

- 転入者や希望者に対する「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」の確実な配付
- 事業者向け「事業系ごみ 減量・リサイクルハンドブック」の配付
- 区公式サイト、SNS の発信手法の充実
- イベントにおける情報発信、普及啓発
- リサイクルプラザでの情報の提供
- 紙媒体や集積所看板に二次元コードを付すなど、デジタル媒体とのハイブリット化の推進
- 建物管理者や不動産業者等と連携した発信方法の工夫
- 食品ロスや使い捨てプラスチックの削減、分別の徹底などについての、区民の生活、関心、言語などにあわせた情報コンテンツづくり
- 区のごみの現状やごみ減量・リサイクルに取り組むことによる効果の「見える化」の実施

■ 施策 1-3 あらゆる世代に向けた環境学習の充実

子どもから高齢者まで、様々なライフステージに対応した、3R やごみの正しい出し方などに関する環境学習の機会を充実させます。

- 区内保育園・幼稚園、区立小学校を対象とした出前講座、児童・児童向け学習教材提供の継続
- リサイクルプラザでの子ども向け・一般向けの、環境学習イベント、施設見学会の継続

- エコポリスセンターでの環境教育の継続
- 板橋クリーン作戦等の地域清掃活動や、実体験を通じた環境学習の継続
- グループや団体等に対する出前講座の拡充
- 関連施設の見学会やワークショップ、各種講座等の継続
- 地区環境行動委員会等への講師派遣の継続

■ 施策1-4 地域との協働と共創による情報発信・普及啓発の推進

区民、地域・事業者団体等と積極的に意見交換・情報交換を行うことにより、コミュニティを通じた情報発信・普及啓発を推進します。
さらに、「伝える」から「動いてもらう」ことをめざし、区民と共に活動の可視化と共有を図るなど、「共創型」の情報発信のあり方を検討し、推進します。

- 区民・事業者団体等との意見、情報交換の推進
- 区民の自主的な勉強会への参加、講師派遣の継続
- 区内事業者、消費者との意見交換会の実施
- エコポリス板橋環境行動会議と連携した取組の推進
- 地区環境行動委員会と連携した環境美化の推進
- リサイクル推進員研修の定期的な実施
- リサイクル推進員と協働した地域のごみ問題の改善
- 区民、地域・事業者団体等と連携した情報発信の実施

■ 施策1-5 多様な区民像に対応した情報発信の充実

多様な区民の年齢、言語、生活様式に対応した、情報発信を充実させます。また、必要な情報に「気づける」情報提供を行います。

- 外国語を併記した「資源とごみの分け方・出し方リーフレット」の配付・活用
- SNSを活用したリマインド通知の実施
- 集積所看板、掲示板、広報いたばしなど、日常的に目にする機会が多い媒体を複合的に活用した情報の提供

2 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）

（1）板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①家庭系生ごみ減量・資源化の促進（重点的取組）

- 生ごみの水切り等家庭で取り組める生ごみの減量化についての普及啓発について、令和元（2019）年度から12月と1月を「いたばしみんなの食べきりチャレンジ月間」として行動の呼びかけ、啓発を実施しました（令和5（2023）年度からは通年化「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」）。また、広報いたばし（10月の3R推進月間ほか）、区公式サイト（コンテンツ「ご存知ですか？『消費期限』と『賞味期限』」ほか）、SNS（インスタグラム）、区民まつりイベント出展、等で発信。
- フードドライブについて、令和2（2020）年度から18地域センターで常設窓口を開始し、令和4（2022）年度から子ども家庭総合支援センター、区内店舗3か所が新たに常設窓口として参加。令和5（2023）年度に参加店舗数は4か所に増加した。令和6（2024）年度は、回収量3466.59kg、イベント1回実施。
- コンポスト容器*でのたい肥作り方法の発信、地域コンポスト（2か所。富士見地域センター、徳丸ふれあい館）及びリサイクルプラザコンポストの実施。講習会「親子でチャレンジ！生ごみ変身大作戦」（年1回）の実施。
- 食品ロス削減レシピをホームページ等に掲載したほか、レシピコンテスト「いたばし食べきりレシピコンテスト」開催（令和6（2024）年度から）、資源循環推進課公式インスタグラムでの紹介。

②事業系生ごみ減量の促進（重点的取組）

- 飲食店との連携による3010運動※等の「食べ残し削減キャンペーン」の実施
※3010運動：宴会などの会食で、「会食開始、乾杯後の30分間と閉宴10分前には自席に戻って料理を食べきりましょう」と呼びかける運動
- 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」における参加協力店の募集と連携（令和6（2024）年度27店舗）
- フードシェアリングサービス「いたばし×タベスケ」実施。

③リサイクルプラザを拠点とした活動の継続（重点的取組）

- リサイクルプラザで実施している、不用となった衣類、雑貨、家具等の引取り、展示・販売を継続

④販売店と連携した取組の推進

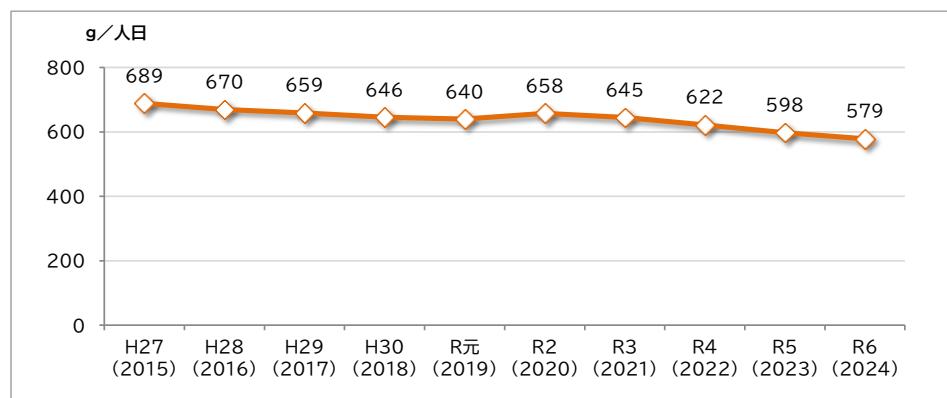
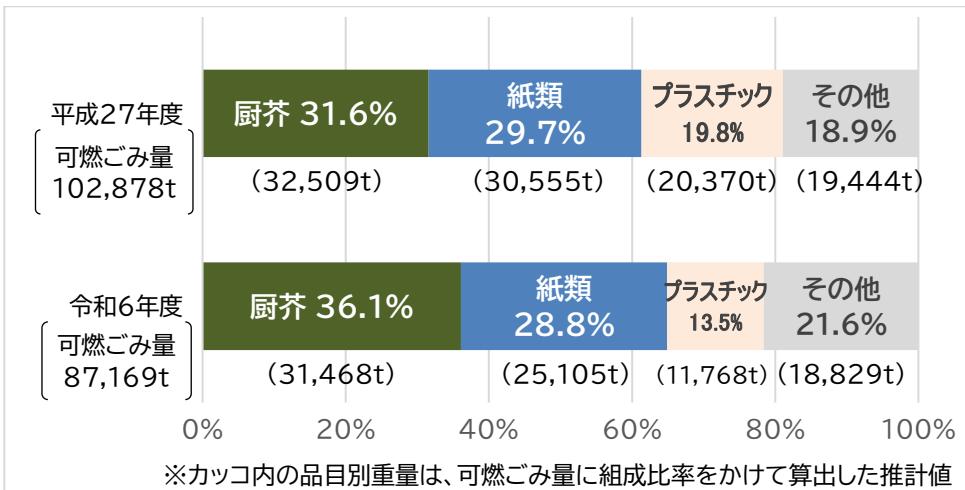
- 「いたばしエコ・ショップ制度」は平成30（2018）年度より募集停止。

【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
フードドライブ の実施回数	平成 28 (2016) 年度：1回	↑	令和 6 (2024) 年度常設： 18 地域センター、子ども家庭総合支援センター、店舗 4か所、イベント開催 1回
いたばしエコ・シ ヨップ（ゴール ド）認定数	平成 28 (2016) 年度：2事業所	↑	事業縮小のため中止
リサイクルプラ ザの来館者数	平成 28 (2016) 年度：20,617 人	↑	令和 6 (2024) 年度 28,768 人

(2) 現状の分析（調査結果）

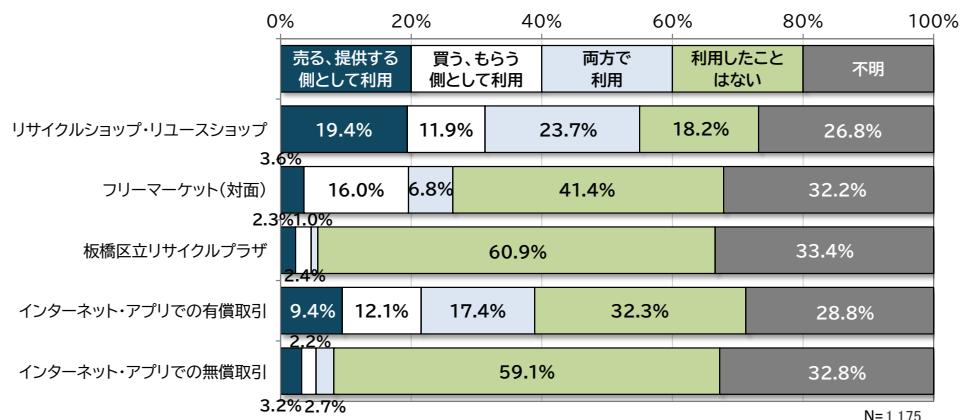
資源・ごみの量 ○区民 1 人 1 日あたりの資源・ごみ量は減少傾向

集積所（家庭）
ごみ組成比率

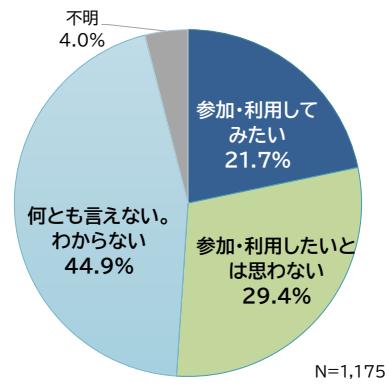
リデュース(発生抑制)・リユース(再利用)の取組や意向

【家庭】

- 94.9%が何らかの食品ロス削減に資する取り組みを実践
「特に行っていることはない」「無回答」以外の回答割合
- 「料理の持ち帰り」や「量の調整」等を飲食店に希望
積極的に飲食店を利用するきっかけとなるサービスとして「食べ切れなかった料理の持ち帰り」58.7% 「小盛メニュー・量の調整」44.3%
- フードシェアリングサービス「タベスケ」は53.0%が「機会があれば利用したい」と回答
- リサイクルショップやリユースショップは55.0%が利用
ネットオークションやネット上のフリーマーケットサービスは38.9%が利用 (40代以下の世代の利用率が高く、20代51.0%、30代56.8%、40代55.6%)



- インターネット・アプリでのリユース方法に関する講座や情報提供については、21.7%が参加・利用希望



リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）の取組や意向

【事業所】

- 今よりごみ減量・リサイクルできると思う事業所は 20.0%
- 事業所内で発生するペットボトルについては 64.0%、弁当ガラについては 36.7% の事業所が「もっと削減できる」と考えている
- 飲食店における食品ロス削減の取組の実施率は、「ご飯や麺などの量の調節」が 26.7% で最多。「小盛・ハーフサイズメニューの設定」「閉店間際、消費・賞味期限間近の値引き」が各 19.8%。

（3）振り返りと課題

- 資源・ごみの量は着実に減少しており、家庭・事業所で発生抑制（リデュース）の取り組みが行われています。
- 更なるごみ減量のためには、行動経済学の理論等、最新の技術や知見を活用しながら、区民や事業者が自然と取り組めるような仕組みの構築を検討する必要があります。
- 発生抑制策として「生ごみ」を重点的に実施していますが、ごみの組成比率では、厨芥（36.1%）に次いで紙類（28.8%）、プラスチック（13.5%）が多く、これらで全体の約 8 割（78.4%）を占めることから、紙類及びプラスチックについても、より発生抑制に取り組む必要があります。
- プラスチック発生抑制、食品ロス削減等の実践度は高いですが、更なる取組（飲食店での「料理の持ち帰り」や「量の調整」、事業所内でのペットボトルや弁当ガラ削減）への関心・許容度があり、またリユース・リサイクルに関する関心も高く、こうした関心の高さを実際の行動に繋げる必要があります。
- リサイクルショップの利用やインターネット・アプリでの有償取引によるリユースは、区民生活に一定程度定着しています。また、リサイクルプラザの来館者数は増加しており（平成 28（2016）年度 20,617 人→令和 5（2023）年度 26,342 人）、区民アンケート調査ではインターネット・アプリでのリユース方法について学びたいとする意見が見られます。

(4) 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の施策

【施策の方向性】

「もったいない」を、行動へ。

家庭も、事業者も、減らす力を“後押し”する

区民・事業者に対し、効果的な情報発信と行動の後押し（ナッジ）を働きかけ、リサイクルより前に食品やプラスチック資源の「もったいない」ごみ化を減らし（リデュース）、循環的な利用（リユース）を図ります。

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）

施策 2-1 家庭ごみの減量の促進

施策 2-2 事業系ごみの減量の促進

施策 2-3 販売店と連携した取組の推進

施策 2-4 循環経済に資する事業・サービスへの支援

施策 2-5 リユースの取組の実施と支援

【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
区収集ごみの排出量 (家庭ごみ：可燃・不燃・粗大ごみ、区収集事業系ごみ：可燃・不燃)	令和6（2024）年度 94,160t	
事業系ごみの排出量 (可燃持込ごみ)	（令和6（2024）年度 実績を予定）	

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
ごみ減量イベントの参加者 (希望者) 数	令和7（2025）年度より開始	
ごみ減量イベントにおける 『活動継続宣言』率	令和7（2025）年度より開始	
食べきり協力店数	令和6（2024）年度 27 店舗	
リサイクルプラザの来館者 数	令和6（2024）年度 28,768人	

【取組】

■ 施策2-1 家庭ごみの減量の促進

家庭から排出されるごみのうち、生ごみ（厨芥）、紙類、プラスチックが大きな割合を占めていることから、これらの品目に焦点をあて、減量・資源化に関する情報発信、普及啓発を行います。

- 「生ごみ（厨芥）」、「紙類」、「プラスチック」の排出割合の高さに関する情報発信と、「減量・資源化は優先的に取り組むべきもの」という意識の啓発
- 家庭ごみ減量に関する、SNSによるリマインド（通知）や、取組の成功事例の発信、各家庭での取組チェックリストの提供などの、減量行動への支援
- 家庭でできる生ごみ減量・水切り・たい肥化方法の普及・啓発及び機会の提供
- 講習会や地域コンポスト、リサイクルプラザコンポストによる体験の場の提供
- 雑がみ（紙類のうち、新聞、雑誌、紙パック、段ボール以外のもの）を「もらわない」「買わない」工夫の普及・啓発
- プラスチック使用削減製品や減包装商品の選択の普及啓発

■ 施策2-2 事業系ごみの減量の促進

事業者に対する指導、情報提供により、自律的な事業系ごみ減量の取組を支援します。また、飲食店など、食品廃棄物を排出する事業者と連携し、事業系生ごみの削減を促進します。

- 事業用大規模建築物（延床面積 3,000 m²以上）、事業用建築物（延床面積 1,000 m²以上）の廃棄物管理責任者講習会、再利用計画書に基づく立入指導の実施、情報提供
- 「事業系ごみ 減量・リサイクルハンドブック」や区公式サイトを通じた情報提供
- 飲食店等との連携による 3010 運動等の「食べ残し削減キャンペーン」の実施
- 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」協力店事業の拡充（詳細内容は食品ロス削減推進計画 施策 5 に掲載）

■ 施策 2-3 販売店と連携した取組の推進

販売店と連携し、修理・修繕サービスの推進、環境配慮型製品や減包装商品、再生品の普及、簡易包装や量り売りの実施などを促進します。

- 修理・修繕サービスの利用促進、業者情報収集と発信の検討
- 環境配慮型製品や再生品を扱う販売店等への支援
- 簡易包装、量り売り等を実施する販売店等への支援
- 販売店と協力したマイバック持参の普及啓発
- 再生原材料の使用等を生産、流通業者へ要請

■ 施策 2-4 循環経済の推進に貢献する事業・サービスへの支援

リペア・リユース等の資源の循環利用、シェアリングサービスなど、循環経済の推進に貢献する取組を展開する事業者への支援や連携を検討します。

- 修理・修繕についての情報発信・普及啓発による取組推進
- 自社製品の自主回収、シェアリングサービス、レンタルサービス、リペアサービスなどのビジネス動向の把握
- 区内における循環経済に資する事業・サービスを提供する事業者との連携、区民への情報提供、マッチング手法の検討

■ 施策2-5 リユースの取組の実施と支援

「ごみとして捨てる」「資源回収（リサイクル）に出す」よりも前に、「リユースする」を区民や事業者が選択し実施しやすくするため、リユースに関する情報を集約・発信するとともに、区が行うリユース事業を充実させ、民間事業者との連携を検討します。

- 区が実施・運営しているリユース拠点、リユースイベント情報の集約及び発信。また、区以外の主体が地域で実施しているイベント・サービスについて情報収集
- 区が回収したもののリユース工程についての情報発信
- 不用品の売買・譲渡をすることができるフリマアプリやサービス等、インターネットやアプリを活用したリユースサービスの利用方法についての情報提供や講習会の実施拡充
- リサイクルプラザでの衣類、雑貨、家具等の引取り、展示・販売の継続
- リサイクルプラザでの、おもちゃ交換会や子ども服交換会などのリユースイベントの品目及び会場などの拡充
- リユースサービス提供業者との連携、支援の検討
- リサイクルプラザでの家具購入者へのインセンティブ付与の継続、及びその他リユース活動を行う区民へのインセンティブ付与の検討
- フードドライブ事業の拡充（詳細内容は食品ロス削減推進計画 施策6に掲載）

3 再生利用促進（リサイクル）

（1）板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①トレイ・ボトル類の分別回収の区内全域への拡大（重点的取組）

○モデル地区でのトレイ・ボトル類の回収を継続しつつ、令和4（2022）年のプラスチック資源循環促進法の施行に向け体制を整備。令和6（2024）年4月から、プラスチック（容器包装プラスチックと製品プラスチック）を資源として区内全域で回収開始。

②古紙類の分別回収の徹底（重点的取組）

○「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」に分け方を掲載するなど、「紙パック」「紙箱・紙袋・OA用紙」の排出方法をイラスト付きで掲載。その他、幅広い世代への周知を図るため、区内イベントにおいて古紙類の分別に関するクイズ等を実施。

③不燃ごみ・粗大ごみからの資源回収（重点的取組）

○平成29（2017）年度から金属製品、使用済小型家電など、不燃ごみからの資源化事業を実施。令和元（2019）年度から、100%の資源化を達成。粗大ごみからは資源のピックアップ回収を継続して実施。

④拠点回収の実施

○古布・古着、廃食用油、使用済小型家電の拠点回収を継続。令和4（2022）年8月からハブラシの拠点回収を開始。
○紙パック、乾電池、食品用トレイ、ボトル容器については集積所回収が可能であることから整理し、令和7（2025）年3月で回収を終了。

⑤集団回収の促進

○集団回収の登録回収業者に対しては、古紙相場の下落時に報奨金を支給し継続的に支援。
○報奨金基準単価を引き上げることで収集事業者数の維持を図った。

【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
トレイ・ボトル類集積 所回収量	平成 28 (2016) 年度: 11.0 t		令和 5 (2023) 年度: 20t (令和 6 (2024) 年度より区内全域でプラスチックを資源として回収)
「紙パック」「紙箱・紙袋・OA 用紙」回収量	平成 28 (2016) 年度: 157.4 t		令和 6 (2024) 年度: 147t
不燃ごみ・粗大ごみから の資源化率	不燃ごみ: 90% (平成 28 (2016) 年度) 粗大ごみ: 13% (平成 26~28 年度平均 値)		不燃ごみ: 100% 令和元 (2019) 年度~ 粗大ごみ: 10.2% 令和 6 (2024) 年度
集団回収登録団体数	平成 28 (2016) 年度: 895 団体		令和 6 (2024) 年度: 897 団体
資源回収品目	平成 28 (2016) 年度: 11 品目 (モデル回収を除く)		令和 6 (2024) 年度: 12 品目
資源 (※1) の回収量	平成 28 (2016) 年度: 13,627 t		令和 6 (2024) 年度: 17,922t
小型家電の回収量	平成 28 (2016) 年度: 468,898kg		令和 6 (2024) 年度: 425,119kg

※1 集積所回収 (びん、缶、古紙、ペットボトル、トレイ・ボトル類) 及び拠点回収 (紙パック、乾電池、廃食用油、古布・古着、使用済小型家電、トレイ・ボトル類) の合計

(2) 現状の分析（調査結果）

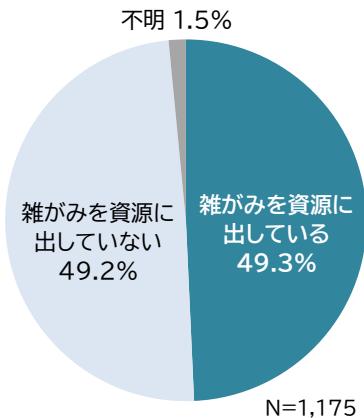
資源回収への協力 (再掲)

- 可燃ごみの資源（紙、プラ等）の混入率は 24.9%（組成調査）



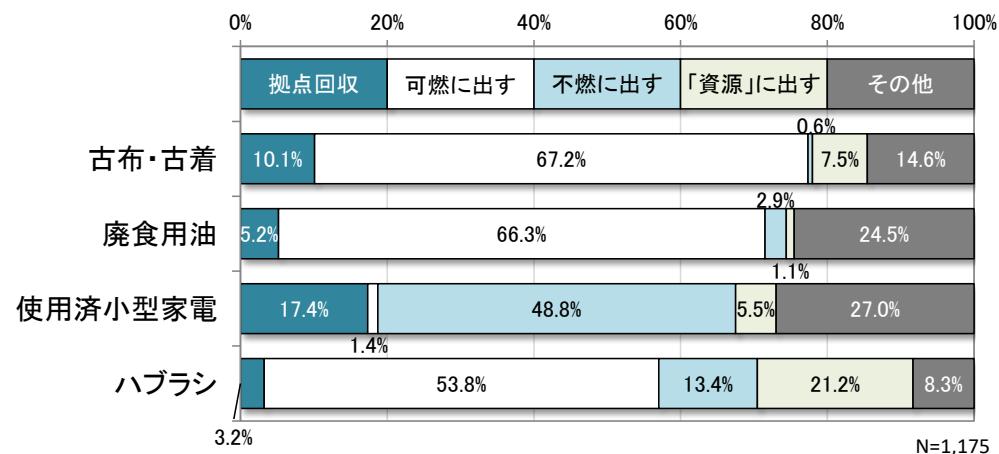
- プラスチック資源の分別回収の認知度は 87.4%、うち協力度は 93.4%。
ただし、年代により協力率は異なり、
全体と比較して 40 歳代以下は
2~6 ポイント程度低い。

- 雑がみの資源としての認知度が低い。
○約半数が雑がみを資源に出していない



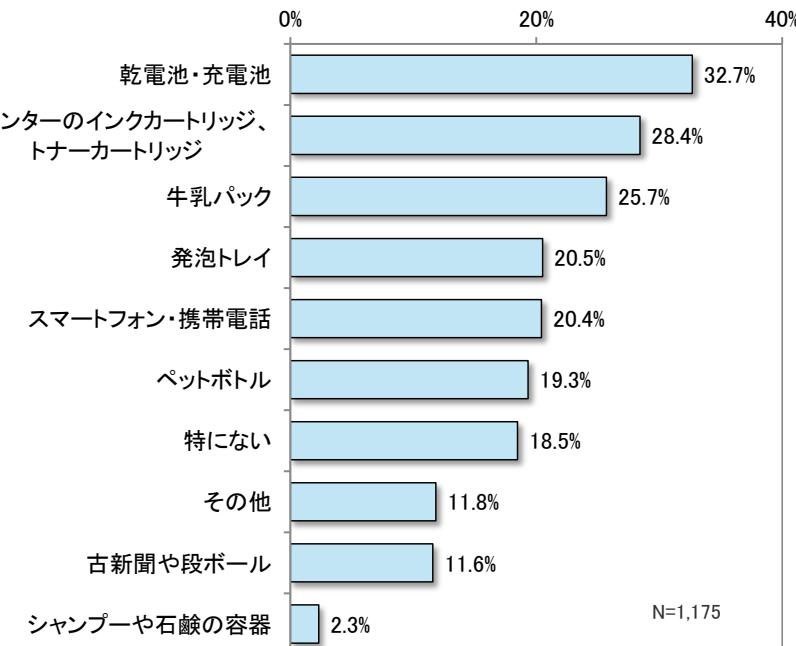
拠点回収の利用状況

- 回収対象品目であってもごみとして出される割合が高い



店頭回収や販売店回収の利用状況

○店頭回収や販売店回収を利用している品目は、乾電池・充電池、プリンターのインク・トナーカートリッジ、牛乳パック、発泡トレイ、スマートフォン・携帯電話が上位5品目



(3) 振り返りと課題

○区の集積所回収による資源化については、プラスチックの分別回収に高い協力が得られているものの、30代を中心に若年層での協力度が全体と比較してやや低い、「雑がみ」の資源としての認知度が低い、といった課題があります。組成分析調査によると、可燃ごみの中には24.9%の紙類やプラスチック類といった資源として分別可能なものが含まれています。

引き続き紙類やプラスチック類の分別強化に向け、世代やライフスタイルに合った情報提供、分別ルールの徹底策を進め、再資源化率の向上と分別精度の向上をめざしていく必要があります。

○拠点回収は、「古布・古着」「廃食用油」「使用済小型家電」を継続、拠点数の増加を図りました。また、令和4（2022）年8月に「ハブラシ」の拠点回収を開始し、令和7（2025）年3月に「紙パック」「乾電池」「食品用トレイ・ボトル」は集積所での回収に整理しました。

区民アンケート調査によると、古布・古着は10.1%、廃食用油は5.2%、使用済小型家電は17.4%、ハブラシは3.2%の方が拠点回収を利用しています。

拠点回収品目と拠点となる場所の拡充については、今後とも区民のニーズや集積所回収・事業者回収とのバランスに配慮しながら柔軟に対応していく必要があります。

○店頭回収や販売店回収といった事業者が主体となる回収については、乾電池・充電池で32.7%の方が利用しているほか、プリンターカートリッジは28.4%、牛乳パックは25.7%、発泡トレイは20.5%、スマートフォン・携帯電話は20.4%、ペットボトルは19.3%の方が利用しています。区民の認知と行動のギャップを埋めることができるような方策を検討する必要があります。

○一方、事業者においても、自ら製造・販売したものの回収やリユース・リサイクルについて、意義や必要性を感じつつも行動に移していないケースが考えられ、事業者の行動を後押しするインセンティブについて、併せて検討する必要があります。

サーキュラーエコノミー推進への気運が高まる中、事業者による新たな回収、リユース・リサイクルの取組も今後盛んになると見込まれますが、従来からの店頭回収・販売店回収品目と合わせ、区内の事業者、販売店と連携しつつ、サーキュラーエコノミー促進に寄与する支援策等を検討する必要があります。

(4) 再生利用促進（リサイクル）の施策

【施策の方向性】

分けるだけでは、もったいない。

出し方から、生まれ変わるまでの物語を、“みんなごと”に。

一人ひとりが取り組みやすいリサイクル活動を推進し、資源として出すだけではなく、その先の再利用、再資源化や環境負荷低減にも着目できる機会を創出し、資源の循環利用を“みんなごと”として実感できるまちづくりをめざします。

再生利用促進（リサイクル）

施策 3-1 古紙類の分別回収の徹底

施策 3-2 プラスチック資源の分別回収の徹底

施策 3-3 不燃・粗大ごみからの資源回収

施策 3-4 拠点回収の充実

施策 3-5 集団回収の支援

施策 3-6 事業者との連携の促進

【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか下がるのがよいか)
紙パック、紙箱・紙袋・OA用紙回収量	令和6（2024）年度 147t	
プラスチック資源回収量	令和6（2024）年度 4,160t	
集団回収登録団体数	令和6（2024）年度 897団体	

【取組】

■ 施策 3-1 古紙類の分別回収の徹底

古紙類の回収を推進するため、「紙箱・紙袋・OA用紙」を古紙として分別することの認知度の向上と分別の徹底を進めます。

- リサイクルできる古紙の種類、排出方法及びその工夫、並びに注意点・禁忌品についてのわかりやすい周知
- 古紙のリサイクル工程、再生品、区の回収量・状況に関する情報提供
- 雑がみ（紙箱・紙袋・OA用紙等）排出のイベントを通じた普及啓発
- 集団回収登録団体、登録回収業者へ古紙類回収強化の呼びかけ

■ 施策 3-2 プラスチック資源の分別回収の徹底

令和 6（2024）年度から区全域で開始したプラスチック資源の分別回収について、回収量の維持・拡大と分別精度の向上を図ります。

- リサイクルできるプラスチックの排出方法についてのわかりやすい周知
- 汚れたプラスチックや異物を混入しないよう、注意点や禁忌品の周知
- プラスチックの焼却による地球温暖化や生態系への影響、リサイクル工程、再生品、区の回収量・回収したプラスチックの品質に関する情報提供

■ 施策 3-3 不燃・粗大ごみからの資源回収

不燃ごみ・粗大ごみからの金属等の回収、資源化事業を推進します。

- 金属製品、使用済小型家電など、不燃ごみからの100%資源化事業の継続
- 粗大ごみからの使用済小型家電のピックアップ回収の継続
- 粗大ごみからの資源回収品目増加を検討

■ 施策3-4 拠点回収の充実

使用済小型家電、廃食用油、古布・古着、ハブラシの拠点回収を継続し、拠点の充実を図るとともに、回収品目の追加について検討します。

- 使用済小型家電、廃食用油、古布・古着、ハブラシの拠点回収の継続
- 拠点回収品目と、拠点回収場所、持込方法等のわかりやすい周知
- 回収量が増加している品目について、回収場所の増設やイベント回収等の回収機会の拡大を検討
- 新たな拠点回収品目の追加、及び再生利用ルートの検討

■ 施策3-5 集団回収の支援

区民が集団回収に参加しやすく、また集団回収業者が事業継続できるよう、集団回収を引き続き支援します。

- 集団回収未実施の地域や集合住宅への参加の呼びかけの継続
- 集合住宅建設時の指導の際に集団回収制度の周知
- 古紙相場が下落した際に、集団回収の登録回収業者に助成金を出し継続的に支援

■ 施策3-6 事業者との連携の促進

資源の販売店回収の利用を促進します。また、事業者との協定等によりリサイクルについての啓発活動の充実を検討します。

- 販売店回収実施品目やリサイクル活動についての情報を収集、区民に対し周知
- 事業者との連携・協定モデルにより、区民がよりリサイクルに取組みやすい環境を整備
- 事業者との連携によるリサイクル推進啓発事業の実施、より環境負荷を軽減するリサイクルルートの検討
- 容器包装リサイクル法における事業者責任の強化、及び容器包装廃棄物以外のプラスチック製廃棄物にかかる拡大生産者責任*の強化についての、国への要請

4 収集運搬

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①体温計・血圧計等の水銀含有廃棄物の回収ルートの確立（重点的取組）

○国の「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を参考に、不燃ごみ資源化事業により、水銀含有廃棄物のごみへの混入を防ぐ方策を検討。不燃ごみを民間資源化施設へ搬入後、水銀リサイクル業者に引き渡す回収ルートを確立（平成28（2016）年度から）。

○水銀含有廃棄物の可燃ごみへの混入を防ぐため、「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」や区公式サイトを通じ、排出方法を区民に周知。

②事業系ごみの適正排出指導（重点的取組）

○集積所にごみを排出している事業所に対しては、ルール違反のごみへの警告シールでの対応、区公式サイトでの周知等を通じ、事業系有料ごみ処理券の貼付や適正排出を徹底。

○集積所でのふれあい指導を実施し、事業系ごみの減量・資源化や適正排出を指導。

③区民サービスの向上

○高齢者、障がい者に対する戸別収集、粗大ごみ運び出しを継続実施。

④適正処理困難物への対応

○区で収集・処理ができない適正処理困難物や有害物の品目、処理方法について周知するとともに、電話対応等により排出者に対し処理先を情報提供。製造事業者に対する自主回収の要請を実施。医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、使用済注射針の適正回収を推進したほか、医療廃棄物の適正な処理についての周知頻度を増加した。

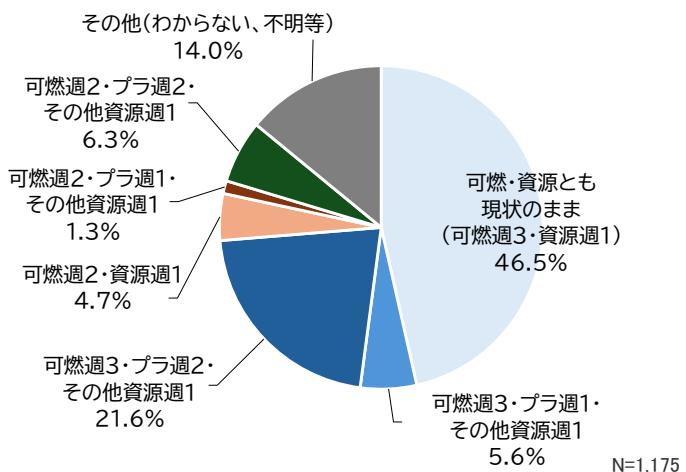
【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
体温計・血圧計等の水銀含有廃棄物の回収ルートの確立	—	実施	実施（不燃ごみ資源化事業による回収ルートの確立）
高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数	平成28（2016）年度：850件	↗	令和6（2024）年度：927件
区収集事業系ごみの事業系有料ごみ処理券貼付率	平成27（2015）年度事業所アンケート調査：「貼っている」の回答75.9%	↗	令和6（2024）年度事業所アンケート調査：「貼っている」の回答83.7%

(2) 現状の分析（調査結果）

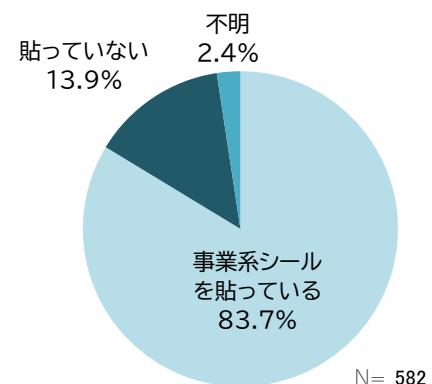
ごみ・資源の収集回数に関する意識・意向

○区民アンケート調査では、「可燃ごみ週3回、資源週1回の現状のままで良い」とする意見が46.5%



事業所ごみを区収集に排出する際の有料処理券貼付率

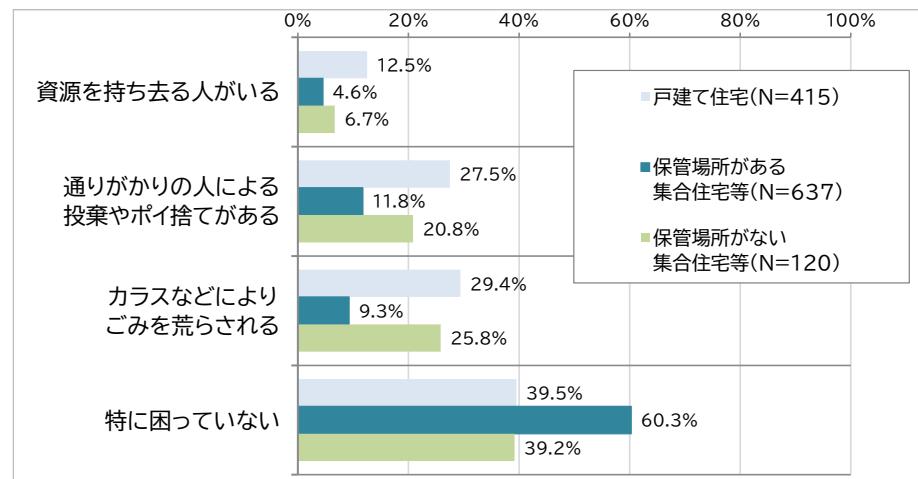
○事業所アンケート調査では、事業系ごみ有料処理券を貼付しているとの回答は83.7%（平成27（2015）年度調査では75.9%）



ごみ・資源の集積所で困ったこと (美化関連)

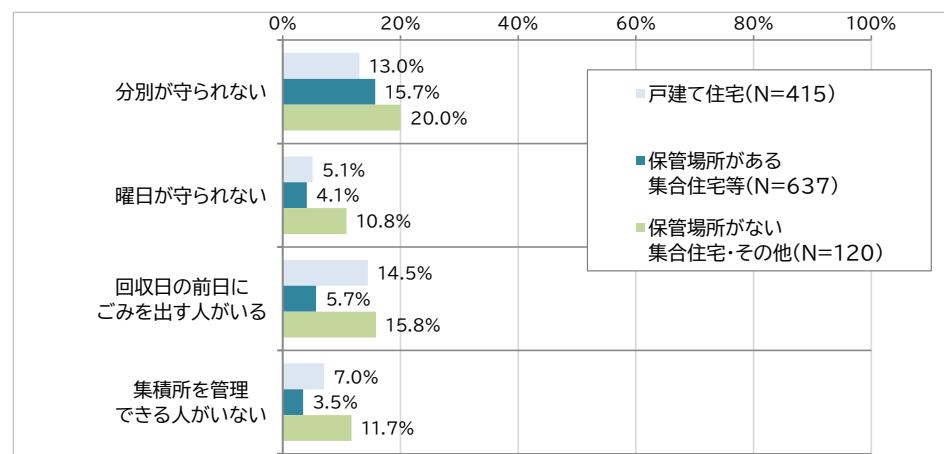
○区民アンケート調査では、戸建て住宅居住世帯で「資源の持ち去り」(12.5%)、「ポイ捨て」(27.5%)、「カラスの害」(29.4%)といった集積所の美化に関する困りごとが、他の居住形態(集合住宅等)より高い傾向にある。

保管場所がある集合住宅居住世帯は「特に困っていない」が60.3%



ごみ・資源の集積所で困ったこと (適正処理関連)

○保管場所が無い集合住宅居住世帯では、「分別が守られない」(20.0%)、「曜日が守られない」(10.8%)を「困ったこと」として挙げる割合が高い。



(3) 振り返りと課題

○水銀含有廃棄物については、不燃ごみ資源化事業の中で回収・資源化を行うルートが平成28（2016）年度に確立されました。

○高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数は、平成28（2016）年度850件から令和6（2024）年度は927件と増加しています。今後も、増加していく需要やニーズの多様化に対応していく必要があります。

○資源やごみの収集体制に関して、板橋区は、可燃ごみの週3回収集を実施している23区内唯一の区（資源は週1回）です。区民アンケート調査の分析では、現状の収集回数（可燃週3回、資源週1回）のままで良いとする意見が46.5%、週3回可燃収集を維持したままプラスチックの回収を週2回として欲しいとする意見が21.6%でした。また、可燃ごみを週2回収集に減らし、代わりに資源回収の頻度を増やして欲しいなどとする意見は、12.3%でした。

板橋区においては、可燃ごみは引き続き減少傾向が見込まれるもの、人口・単身世帯の増加、集積所箇所数の増加等、収集作業においてはニーズの多様化・増加が見込まれます。一方、少子高齢化による収集の担い手の減少も見込まれ、収集・運搬体制を維持することが困難になる可能性があります。

○事業者が区収集にごみを排出する際の事業系ごみ有料処理券の貼付については、事業所アンケート調査では平成27（2015）年度貼付率75.9%から、令和6（2024）年度は83.7%と上昇しました。引き続き、有料ごみ処理券の貼付を始め、事業系ごみ排出ルールの遵守を働きかけていく必要があります。

(4) 収集運搬の施策

【施策の方向性】

「安心して出せる」「安心して集め、運べる」が続けられる社会に。

収集の“これから”は、多様性と強靭性（レジリエンス）の両立へ。

資源・ごみの収集運搬は、日常生活を支える基幹的な区民サービスです。単身世帯や外国人の増加、集積所箇所数の増加、回収品目の多様化、少子高齢化による収集担い手の減少に対応し、「安心して出せる」「安心して集め、運べる」収集運搬体制の強化と効率化を図ります。



【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか下がるのがよいか)
高齢者・障がい者などに対する戸別収集件数	令和6（2024）年度 927件	
区収集事業系ごみの事業系有料ごみ処理券貼付率	「貼っている」割合 83.7% 令和6（2024）年度 事業所アンケート調査	

【取組】

■ 施策4-1 区民サービスの向上

ごみ出し支援が必要な人への配慮等により区民サービスの向上を図ります。

- 高齢者、障がい者に対する戸別収集、粗大ごみ運び出しを継続実施
- 戸別収集、粗大ごみ運び出しについて対象者拡大の検討

■ 施策4-2 適正排出・集積所等の美化推進

区民・事業者が分別ルールを守りリサイクル活動に取り組みやすい環境を整備するとともに、集積所の美化を推進します。

- 情報発信や排出指導等による集積所の美化、適正な分別排出の奨励
- 防鳥用ネットの貸与や設置支援等の継続実施
- 集積所の新設・廃止・統合に関する相談受付
- ふれあい指導による助言等支援の継続実施
- 配付物や区公式サイト等での適正排出や一般廃棄物収集運搬許可業者案内

■ 施策4-3 効率的で持続可能な収集運搬体制の検討

資源・ごみ量の変化、収集の担い手の減少等を考慮し、DXやAI等を活用しながら、区民の利便性と収集運搬の効率化の両立をめざした持続可能な収集運搬体制の構築を検討します。

- 集積所情報のDX化と活用
- 区民の利便性を踏まえ、資源・ごみ量の変化、収集の担い手の減少や猛暑対策等、環境変化や影響を十分考慮したうえでの収集頻度や曜日の検討、持続可能な収集体制の検討・構築
- DXやAI活用等による収集運搬ルートの効率化を行い、収集運搬作業に伴う環境負荷を低減

■ 施策 4-4 不法投棄・資源の持ち去り対策

普及啓発、看板設置、パトロールにより、不法投棄や資源の持ち去り対策を行います。

- 集積所の警告看板設置、広報いたばしや区公式サイト等による不法投棄や資源持ち去り対策に資する情報発信・普及啓発
- 収集曜日や排出場所を守らない等の不法投棄や、資源の持ち去りについて区民と連携した情報収集の実施と情報を有効活用した区内パトロール等対策の強化
- 資源の持ち去りに対して警告書や命令書を交付するなどの対応を継続実施

■ 施策 4-5 適正処理困難物等への対応

排出時、収集運搬時、処理処分時すべてにおいて注意が必要な適正処理困難物や有害物については、関係事業者・団体等と連携して適切な対応を図り、区民・事業者に情報提供していきます。

- 適正処理困難物や有害物の品目・処理方法について、関係事業者・団体等と連携して情報収集を行い、排出する区民・事業者に対して周知
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、医療廃棄物の適正な処理を推進
- リチウムイオン電池の安心・安全な収集方法の検討

■ 施策 4-6 集積所等での排出指導の徹底

集積所等において、収集職員等の説明により意思疎通を図るほか、配付資料を充実させ、資料を用いた分別ルールの遵守を推進していきます。

- 集積所等におけるふれあい指導(収集職員による排出指導)を継続実施
- 事業系ごみの排出方法についてリーフレットやチラシの内容充実を図り作成・配付
- 区収集事業系有料ごみ処理券未貼付・手数料不足等への排出指導
- 警告シールを活用した排出指導を継続実施

5 適正処理・処分

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①災害時の対応（重点的取組）

- 「板橋区災害廃棄物処理計画」を策定（令和3（2021）年3月）。
- 東京二十三区清掃一部事務組合や東京二十三区清掃協議会等と連携し、災害時を想定した配車訓練を実施（毎年6月）。区（危機管理部と資源環境部）と都（下水道局）の共同でし尿受け入れ訓練を実施（令和6（2024）年12月）。

②不適正処理の防止

- 区公式サイト等により、資源等の持ち去りについて区民に対し注意喚起を行うとともに、区民からの通報を受けた地区には重点的にパトロールを行った。

③最終処分場の延命化

- ごみ減量、資源の分別回収、ごみからの資源化を進め、可燃ごみの焼却残さや不燃・粗大ごみの選別残さを削減することにより、最終処分量を削減。令和6（2024）年4月のプラスチックの資源回収開始により可燃ごみをさらに減量し、焼却残さの削減と最終処分場の延命化に寄与。

④熱エネルギーの有効利用

- 板橋清掃工場における焼却時の熱エネルギーを公共施設で有効利用（熱帯環境植物館・高島平温水プール・高島平ふれあい館）。

⑤家庭ごみ有料化に関する調査・検討

- 「今後の資源循環施策に関する区市町村と都との共同検討会」により、有料化の状況に関する情報収集を行った。

⑥事業系ごみ排出基準の見直し検討

- 令和6（2024）年度アンケート調査で、事業系ごみ排出基準の見直しに関する事業者の意識・意向を調査。

【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
家庭ごみの排出量（可燃・不燃・粗大ごみ）	平成 28 (2016) 年度： 108,344 t	↗	令和 6 (2024) 年度： 94,160 t
事業系ごみの排出量 (可燃持込ごみ)	平成 28 (2016) 年度： 30,012 t	↗	令和 5 (2023) 年度： 28,306 t

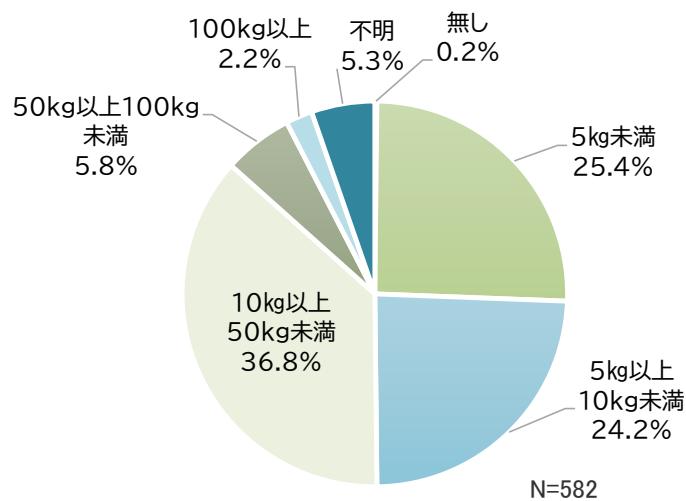
(2) 現状の分析（調査結果）

家庭ごみ収集 有料化について

- 有料化については「有料化すべきである」「どちらかと言えば有料化に賛成である」を合わせ、15.5%が肯定的意見
- 有料化を導入するためには必要なこととして、「負担が重くならないよう価格は低めに」55.5%、「資源は無料」54.6%、「不法投棄対策を強化」49.9%

事業所の区収集ごみへの1週間あたりの排出量

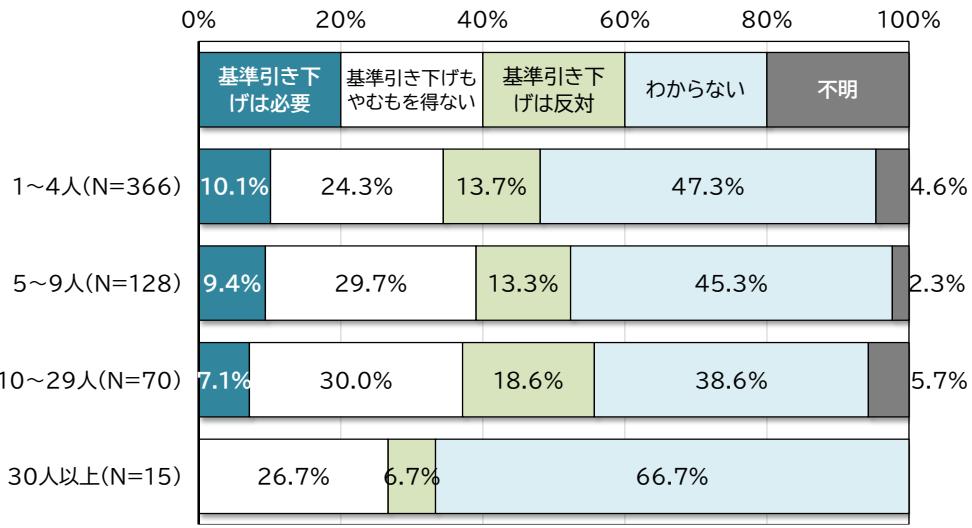
- 区収集に排出している 1 週間あたりの事業系ごみ量は、10 kg未満までの範囲の排出量(無し及び 5 kg未満 25.6%、5~10 kg未満 24.2%)が約半数(49.8%)を占める



区収集事業系ごみの排出基準について

○事業系ごみの排出基準(1日平均50kg未満)について、「基準引き下げは反対」とする意見の従業者規模別状況:

- ・従業者数10人未満: 1~4人、5~9人ともに13%程度
- ・従業者数10~29: 18.6%
- ・従業者数30人以上: 6.7% (許可業者処理委託が多くなる)



(3) 振り返りと課題

○「災害時の対応」については、大規模災害の発生を想定し、災害廃棄物の発生から処理・処分までの流れや、災害時の組織体制及び連携・支援・受援体制、仮置場等の環境保全対策などについて基本事項を定めた「板橋区災害廃棄物処理計画」を令和3(2021)年3月に策定するとともに、継続的に災害を想定した配車訓練等を特別区全体の連携のもと実施しています。近年、地球温暖化の影響による集中豪雨が局地的に発生する例があり、その被害により生じる廃棄物の対応について検討する必要があります。

○ごみの排出量は区収集ごみ、持込の事業系ごみともに減少傾向にあり、また令和元(2019)年度からの不燃ごみ100%資源化や、令和6(2024)年度からのプラスチック資源化により、最終処分場に搬入される量は減少しています。

○家庭ごみの有料化について、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、「一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである」とするなか、板橋区は区市町村と都との共同検討会に参加し、他区と連携して情報収集や研究を継続的に行ってています。

(4) 適正処理・処分の施策

【施策の方向性】

見えないところで、支えるしくみ。

持続可能で公平な処理のしくみを、地域とともに再構築する10年へ。

東京都、東京二十三区清掃一部事務組合との連携を図り、安定的なごみの中間処理・最終処分体制を維持するとともに、都市型・局地災害が生じた際の対応力の強化を図ります。

また、処理・処分にかかる排出者の費用負担のあり方や排出基準について、引き続き検討していきます。

適正処理・処分

施策 5-1 災害時の対応

施策 5-2 不適正処理の防止

施策 5-3 最終処分場の延命化

施策 5-4 熱工エネルギーの有効利用

施策 5-5 家庭ごみ有料化や事業系ごみ排出基準に関する調査・検討

【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
板橋区災害廃棄物処理計画改定検討	令和6年度 検討実施 (改定なし)	—
災害対応訓練実施回数	令和6（2024）年度 2回	➡
不適正処理防止啓発回数	令和6（2024）年度 1回	⬅

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
区収集ごみの排出量 (家庭ごみ：可燃・不燃・粗大ごみ、区収集事業系ごみ：可燃・不燃)	令和6（2024）年度 94,160t	
事業系ごみの排出量 (可燃持込ごみ)	（令和6（2024）年度 実績を予定）	

【取組】

■ 施策5-1 災害時の対応

令和3（2021）年3月に策定した板橋区災害廃棄物処理計画について関連指針等を踏まえ適宜改訂を行います。平時からの訓練や情報収集を行うほか、板橋区災害廃棄物処理計画に含まれない局地災害等で生ずる廃棄物に係る検討を行います。

- 国の災害廃棄物対策指針や東京都の災害廃棄物処理計画等を踏まえ板橋区災害廃棄物処理計画を適宜改訂
- 板橋区災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の整備
- 東京都や他部署と連携し、災害時を想定した訓練や情報交換の継続実施
- 他市区町村が被災した際、東京二十三区清掃一部事務組合や他区との連携により被災地支援を継続実施
- 集中豪雨等、局地災害で生ずる廃棄物の対応に関する検討

■ 施策5-2 不適正処理の防止

廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を持たない違法な不用品回収業者へ廃棄物を引き渡さないよう、影響や正しい処分方法を区民に周知します。

- 区の公式サイト等により、違法な不用品回収業者へ廃棄物を引き渡すことによる影響や、正しい処分方法を区民に対し周知
- 区民や事業者と連携した情報収集の実施と、情報を有効活用した区内パトロール強化と違法な回収事業者に対する指導

■ 施策 5-3 最終処分場の延命化

ごみ減量・資源化を進めることにより、最終処分場の延命化に寄与します。

- ごみ減量・資源化を徹底し、最終処分場に埋め立てる処分量を削減

■ 施策 5-4 熱エネルギーの有効利用

板橋清掃工場における焼却時の熱エネルギーを、公共施設で有効利用していきます。

- 板橋清掃工場における焼却時の熱エネルギーを公共施設で有効利用
- 板橋清掃工場建て替え時の周辺環境整備等の検討

■ 施策 5-5 家庭ごみ有料化や事業系ごみ排出基準に関する調査・検討

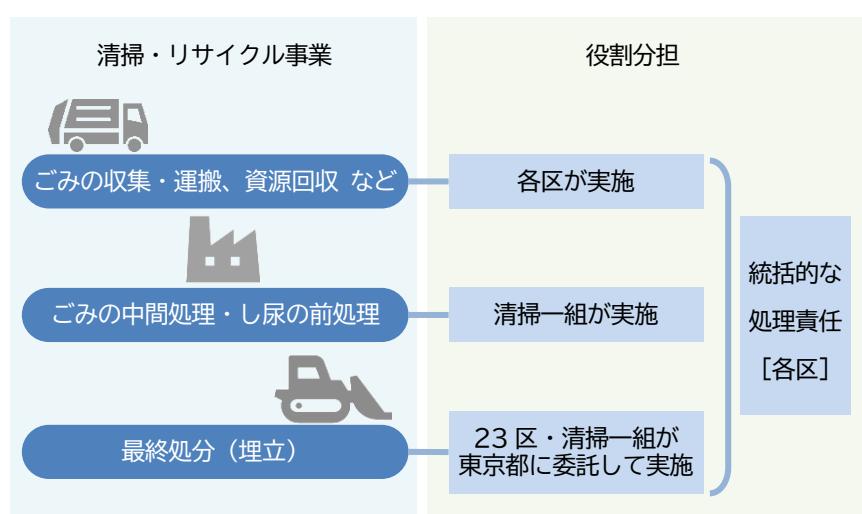
家庭ごみ有料化について、区のごみ減量・リサイクル施策の進捗状況、及び都区部全体における検討状況に留意しつつ、引き続き調査・検討を行います。また、事業系ごみの集積所への排出者責任の明示を行うとともに排出基準について検討します。

- 家庭ごみ有料化に関する調査・検討を他区や東京都と連携しながら継続
- 区収集事業系ごみについて、ごみの減量や適正排出推進を踏まえ排出基準見直しを検討
- 事業系ごみの排出者責任について明示したパンフレット類の作成・配付

コラム 23 区の清掃・リサイクル事業の役割分担について

東京 23 区内の清掃事業は、各区が行う収集・運搬、東京二十三区清掃一部事務組合（清掃一組）が行う中間処理、そして東京都が管理する埋立処分場での埋立処分と、各組織が連携しながら運営をしています。

清掃一組は、ごみの焼却や破碎等の中間処理、及びし尿の処理等の清掃事業を行うために、東京 23 区が共同で設立した特別地方公共団体です。



第5章

シンボル挿入予定

食品ロス削減推進計画

- 1 食品ロス削減対策の現状
- 2 食品ロス削減に向けた施策

5

食品ロス削減推進計画

食品ロス削減推進法に基づき、食品ロス削減のための取組をまとめます。

食品ロス削減対策の現状

現在、区が取り組んでいる様々な食品ロス削減対策を整理すると共に、アンケート調査やごみ組成分析調査から得られた食品ロスの排出や処分の実態をまとめ、今後取り組むべき課題を明らかにします。

食品ロス削減に向けた施策

食品ロスを出さない社会づくりをめざすため、区民・事業者が「自分ごと」として取組めるような情報発信や行動支援、さまざまな活動主体との連携による取組など、今後取り組む施策をまとめます。

1 食品ロス削減対策の現状

(1) 板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

【再掲】

①家庭系生ごみ減量・資源化の促進（重点的取組）

- 生ごみの水切り等家庭で取り組める生ごみの減量化についての普及啓発について、12月と1月を「いたばしみんなの食べきりチャレンジ月間」として行動の呼びかけ、啓発を実施したほか（令和5（2023）年度からは通年化「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」）、広報いたばし（10月の3R推進月間ほか）、区公式サイト（コンテンツ「ご存知ですか？『消費期限』と『賞味期限』」ほか）、SNS（インスタグラム）、区民まつりイベント出展、等で発信。
- フードドライブについて、令和2（2020）年度から18地域センターで常設窓口を開始し、令和4（2022）年度から子ども家庭総合支援センター、区内店舗3か所が新たに常設窓口として参加。令和5（2023）年度に参加店舗数は4か所に増加した。令和6（2024）年度は、回収量3466.59kg、イベント1回実施。
- コンポスト容器でのたい肥作り方法の発信、地域コンポスト（2か所。富士見地域センター、徳丸ふれあい館）及びリサイクルプラザコンポストの実施。講習会「親子でチャレンジ！生ごみ変身大作戦」（年1回）の実施。
- 食品ロス削減レシピをホームページ等に掲載したほか、レシピコンテスト「いたばし食べきりレシピコンテスト」開催（令和6（2024）年度から）、資源循環推進課公式インスタグラムでの紹介。

②事業系生ごみ減量の促進（重点的取組）

- 飲食店との連携による3010運動等の「食べ残し削減キャンペーン」の実施
- 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」における参加協力店の募集と連携（令和6（2024）年度27店舗）
- フードシェアリングサービス「いたばし×タベスケ」実施。

【取組の指標】

取組の指標	策定時	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)	実績値
フードドライブの実施回数	平成28（2016）年度：1回		令和6（2024）年度常設：18地域センター、子ども家庭総合支援センター、店舗4か所、イベント開催1回

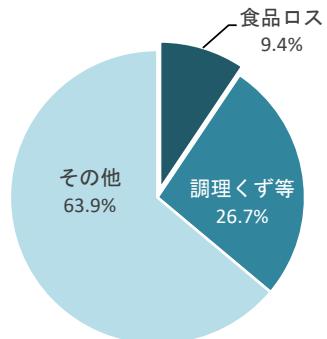
(2) 現状の分析（調査結果）

食品ロス削減の取組や意向 【一部再掲】

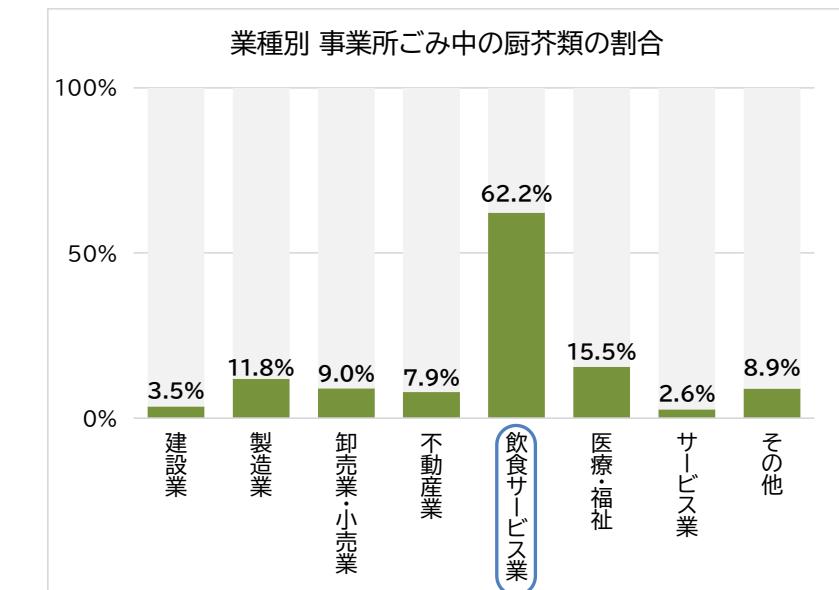
- 【家庭】
- 94.9%が何らかの食品ロス削減に資する取り組みを実践
「特に行っていることはない」「無回答」以外の回答割合
 - 「料理の持ち帰り」や「量の調整」等を飲食店に希望
積極的に飲食店を利用するきっかけとなるサービスとして「食べ切れなかった料理の持ち帰り」58.7%、「小盛メニューや量の調整」44.3%（複数回答）
 - フードシェアリングサービス「タベスケ」は53.0%が「機会があれば利用したい」
 - フードドライブ常設窓口の認知度は8.3%
- 【事業所】
- 食品ロスは消費・賞味期限切れや食べ残し
消費・賞味期限切れ 50.5% 食べ残し 45.5%
飲食サービス業に限定した場合、消費・賞味期限切れ 45.8%、食べ残し 62.7%
 - 飲食店における食品ロス削減の取組の実施率は、「ご飯や麺などの量の調節」が26.7%で最多。「小盛・ハーフサイズメニューの設定」「閉店間際、消費・賞味期限間近の値引き」が各19.8%
 - タベスケ等区の取組への参加意向は低い
食べ切りチャレンジ参加希望 6.6%
いたばし×タベスケ参加希望 2.0%

組成調査結果

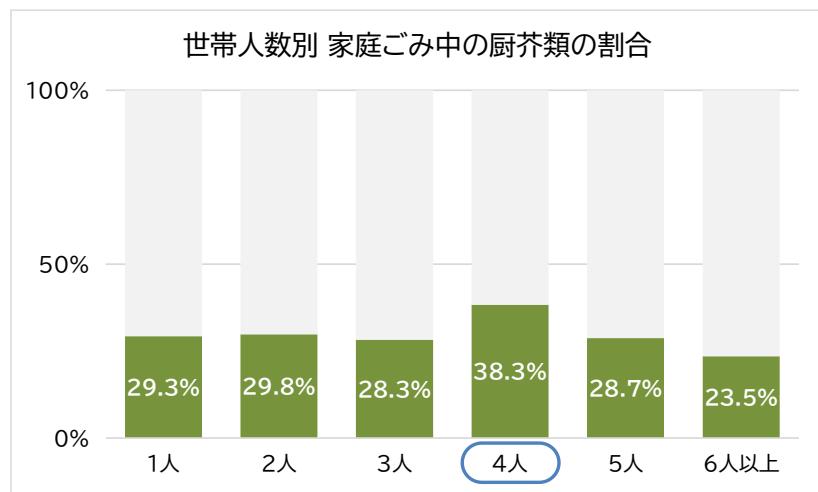
- 可燃ごみ中の9.4%が食品ロスであった



○事業所ごみ中の厨芥の割合は、飲食サービス業が高い



○家庭ごみにおいても、世帯人数により厨芥の割合は変わる
(23.5%~38.3%)



(3) 振り返りと課題

- 区民の94.9%が何らかの食品ロス削減に資する取り組みを実践しているものの、食品ロス排出量が区収集可燃ごみの約1割（9.4%）と推定されることから、更なる取組が必要です。
- 区民の食品ロス削減等の実践度は高いが、更なる取組（飲食店での「料理の持ち帰り」や「量の調整」）への関心・許容度があることから、関心の高さを実際の行動に繋げる必要があります。
- 区収集事業系のうち、業種別の可燃ごみ量、可燃ごみに占める厨芥の割合が、飲食サービス業において特に高い（可燃ごみに占める厨芥の割合:62.2%）ことから、優先して取り組むことを検討する必要があります。
- 更なるごみ減量のためには、行動経済学の理論等、最新の技術や知見を活用しながら、区民や事業者が自然と取り組めるような仕組みの構築を検討する必要があります。
- 食品ロス削減は、家庭系、事業系ごとに取り組むとともに、相互に関係するもの、また食品を必要としている主体と連携して取り組むことが可能かつ有効であり、協働する仕組みの充実を検討する必要があります。

2 食品ロス削減に向けた施策

【施策の方向性】

食べ物をごみにさせない。

くらし・しくみ・つながりで、「もったいない」を社会の力に。

区民・事業者が「自分ごと」として取組めるような情報発信や行動支援、さまざまな活動主体との連携により、食品ロスを出さない社会づくりをめざしていきます。

方向性1 区民・事業者への情報発信・行動のきっかけづくり

施策1 家庭での食品ロス削減行動に向けた普及啓発

施策2 事業所での食品ロス削減に向けた情報発信

施策3 食品ロス削減に関する教育・学習の推進

方向性2 食品ロスを出さない社会づくり

施策4 食品ロス削減キャンペーンの実施

施策5 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」協力店事業の拡充

施策6 フードドライブ事業の拡充

施策7 フードバンク団体、フードシェアリングサービス事業者等との連携

方向性3 取り組みの「見える化」

施策8 食品ロス発生状況や削減取組成果の「見える化」

【取組の指標】

取組の指標	現状値	めざす方向 (上がるのがよいか 下がるのがよいか)
フードドライブ拠点数・回収量	令和6（2024）年度常設： 18 地域センター、子ども家庭総合支援センター、店舗4か所、イベント開催1回 令和6（2024）年度回収量： 3,466.59kg	
区民意識意向調査（隔年）の「環境のために現在取り組んでいること・今後取り組んでみたいこと」回答割合	「食品が無駄にならない行動（買いすぎない、作りすぎない、家庭菜園による地産地消の実践）」を選ぶ人の割合 令和7（2025）年度 43.6%	

【取組】

方向性1 区民・事業者への情報発信・行動のきっかけづくり

生産・製造・販売の各段階や家庭での買物・保存・調理の各場面に合わせた情報発信等を通じ、区民・事業者の食品ロス削減に関する意識の醸成・行動へのきっかけづくりにより、「もったいない文化」の定着を図ります。

■ 施策1 家庭での食品ロス削減行動に向けた普及啓発

区民の食品ロス削減行動を促すための普及啓発・情報発信を進めます。

- 食品ロス削減の必要性、食材の使いきり、冷蔵庫の中身、防災等備蓄食品の適正管理など、生活の各場面に応じた食品ロス削減行動コンテンツの充実
- 区公式サイト、SNS、その他様々な媒体を通じた食品ロス削減行動コンテンツの提供

■ 施策2 事業所での食品ロス削減に向けた情報発信

食品廃棄物を排出する事業所に対し、食品廃棄物の減量・資源化、食品ロス削減に関する普及啓発・情報発信を進めます。

- サプライチェーンにおける食品の納品期限の緩和の取組や、AIを活用した需要予測手法の導入、小分け販売、食べ残し持ち帰りなど、生産・製造・販売の各段階に合わせた食品ロス削減手法や防災等備蓄食品の適正管理に関し、事業者に情報提供
- 区公式サイト、SNS、その他様々な媒体を通じた情報提供

■ 施策3 食品ロス削減に関する教育・学習の推進

環境教育や環境学習の取組を通じ、食品ロス問題に関する共通理解や食品ロス削減の実践方法などを学ぶ機会を提供します。

- 小学校出前講座や、食品ロス削減に関する副教材の提供等を通じて、学校教育における食品ロス問題の学びを支援
- 消費者教育や生涯学習、食育の部署と連携し、講座や講演会等を実施

方向性2 食品ロスを出さない社会づくり

消費者・事業者等がそれぞれの役割を理解し、具体的な行動に移していくことができる施策を推進するとともに、事業者と消費者間、事業活動・消費生活と福祉・防災など、さまざまな主体が連携し、つながりを強めることにより、食品ロスを出さない社会づくりを進めていきます。

■ 施策4 食品ロス削減キャンペーンの実施

さまざまな主体と連携したキャンペーンの実施により、食品ロス削減に向けた具体的な行動を支援していきます。

- 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ月間」を通じた行動の呼びかけ
- 家庭における食材の使いきり、冷蔵庫の中身の適正管理に関する機会の提供
- 飲食店との連携による3010運動など食べ残し削減キャンペーンの実施
- 単身層、若年層向けのSNSの投稿を利用した食品ロス削減キャンペーンなど実施

■ 施策5 「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」協力店事業の拡充

飲食店等に対し、「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」への参加を呼びかけるとともに、区民に対する協力店利用を呼びかけ、買物・外食時の食品ロス削減行動の促進を図ります。

- 区公式サイト、SNS、その他様々な媒体を通じた「いたばしみんなの食べきりチャレンジ運動」の認知度の向上と参加の呼びかけ
- テナントビルの飲食店など、商業施設単位での参加の呼びかけ
- 区民向けコンテンツを通じ、区民に対する参加協力店の認知度及び利用頻度向上

■ 施策6 フードドライブ事業の拡充

家庭で発生する未利用食品の廃棄削減を図るため、フードドライブ事業の拡充を進めます。

- フードドライブ常設窓口（地域センター等）の認知度と利用頻度の向上及び増設の検討
- 民間事業者（コンビニエンスストアや食品販売店等）が実施するフードドライブの取組について、区民への周知

■ 施策7 フードバンク*団体、フードシェアリングサービス事業者等との連携

食品の流通や販売における食品ロスの発生を防ぐため、未利用食品の受け皿となるフードバンク団体や、廃棄の可能性がある食品を消費者に届けるフードシェアリングサービスを提供する事業者との連携を図ります。

- 事業者向け情報媒体を通じ、フードバンク活動の認知度向上を図るとともに、事業者からの問い合わせに対するフードバンク活動団体に関する情報提供
- 福祉関連部署や社会福祉団体を通じた社会福祉活動との連携推進
- 事業者との連携によるフードシェアリングサービスの普及
- 防災等備蓄食品の入れ替え時等における有効活用の推進

方向性3 取組の「見える化」

区内の食品ロス発生状況やさまざまな取組の進捗状況などを効果的に把握、分析する手法について調査・研究を継続するとともに、その成果を「見える化」し、区民・事業者との共有を図ります。

■ 施策8 食品ロス発生状況や削減取組成果の「見える化」

施策の調査・分析結果や区民・事業者の取組結果を「見える化」し、効果的に区民・事業者に伝えるための手法について検討します。

- 取組の成果を効果的に示す指標のあり方について、引き続き検討
- 食品ロスの発生状況や取組の成果を一目で見られるように整理(ダッシュボード化)し、効果的に区民・事業者に発信、共有する手法の検討
- 区民・事業者が自らの取組結果を「見える化」できる機会の提供

第6章

シンボル挿入予定

生活排水処理基本計画

1 生活排水処理の現状

2 生活排水処理基本計画の施策

6

生活排水処理基本計画

生活排水とは、家庭から排出されるし尿や生活雑排水であり、下水道以外の浄化槽*やくみ取りで処理されるものを計画の対象として、適正処理の方針を定めます

生活排水処理の現状

本区は下水道普及率 100%となっていますが、わずかに下水道に未接続の世帯があります。家庭からのくみ取りし尿は区が、浄化槽汚泥*は民間の許可業者が収集し、東京二十三区清掃一部事務組合で処理処分します。事業系のし尿、し尿混じりのビルピット汚泥*は、民間の許可業者の収集、民間施設での処理が原則です。

生活排水処理 基本計画の施策

下水道使用率 100%をめざしつつ、区内で発生するし尿・浄化槽汚泥の適正処理体制を維持します。

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理形態別人口と処理主体

①生活排水処理形態別人口の推移

本区の下水道普及率は100%ですが、公共下水道を使用せず浄化槽やし尿くみ取りで生活排水を処理している世帯もあります。令和6(2024)年度の生活排水処理形態別人口を見ると(表4)、合併処理浄化槽が2基、単独処理浄化槽が9基、し尿くみ取り戸数が20戸となっており、下水道使用率は99.99%となっています。

また、事業系の生活排水として、建設現場等の仮設便所のし尿やし尿混じりのビルピット汚泥※が区内では発生しています。

※商業施設や事務所ビルに設置されたピット(排水処理設備)に溜まった汚泥で、し尿が混ざったもの

表4 生活排水処理形態別人口の推移

年 度	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
a 計画処理区域内人口(※1)	557,309	561,713	566,890	571,357	570,213	567,214	568,241	572,927	578,914
b 公共下水道使用人口(※2)	557,212	561,623	566,804	571,278	570,140	567,144	568,173	572,864	578,860
c 公共下水道使用率(%)	99.98%	99.98%	99.98%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%	99.99%
d 処理設置基數	10	10	10	10	10	11	11	11	11
合併処理浄化槽(基)	1	1	1	1	1	2	2	2	2
単独処理浄化槽(基)	9	9	9	9	9	9	9	9	9
e くみ取り戸数(戸)	42	38	36	33	30	28	27	24	20

※1 各年度における1月1日現在の人口

※2 b公共下水道使用人口=a-(d+e)×1世帯あたりの人口

②生活排水の処理主体

生活排水の収集運搬、処理処分主体を表5に示します。

家庭から排出されるくみ取りし尿は区で収集を行い、浄化槽汚泥やし尿混じりのビルピット汚泥、事業系し尿は一般廃棄物許可業者による収集となっています。

収集されたし尿等は品川清掃作業所(東京二十三区清掃一部事務組合)に搬入され、固形分を取り除いた後、下水道放流基準内に希釈して下水道に放流しています。

なお、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥は、民間の許可業者の収集、民間施設での処理が原則ですが、し尿混じりのビルピット汚泥については一部を品川清掃作業所で受け入れています。

表 5 し尿、浄化槽汚泥等の処理主体（令和7（2025）年4月1日時点）

		収集・運搬	処理・処分
家庭系	くみ取りし尿	板橋区	東京二十三区清掃一部事務組合
	浄化槽汚泥	許可業者（※1）	
事業系	し尿	許可業者（※1）	許可業者（※2）
	し尿混じりの ビルピット汚泥		許可業者（※2）・ 東京二十三区清掃一部事務組合

※1 一般廃棄物収集運搬業者

※2 一般廃棄物処分業者

（2）板橋区一般廃棄物処理基本計画2025の実績

①生活排水の処理方針

○令和6（2024）年度時点、下水道使用率99.99%

②浄化槽の適正管理

○浄化槽管理者に対し、収集運搬補助事業を実施

③し尿の収集運搬、及び処分

○くみ取り世帯の減少に応じた効率的な収集運搬を行うため、板橋東清掃事務所において、板橋区、豊島区、北区（令和6（2024）年度からは板橋区と北区）の家庭系し尿の収集運搬を実施

（3）振り返りと課題

○下水道に未接続のし尿くみ取り世帯は、令和6（2024）年度末時点で27世帯（板橋区20、北区7）にまで減少しています。今後も、未接続世帯への下水道接続状況を注視しつつ、効率的なし尿収集体制を維持していくことが求められます。

○浄化槽汚泥や事業活動に伴って排出されるビルピット汚泥及び仮設便所のし尿については、引き続き、許可業者による収集、適正処理の体制を維持していくことが求められます。

2 生活排水処理基本計画の施策

【施策の方向性】

見えない排水が、まちの未来を左右する。

くらしの“あとしまつ”に、環境と備えを。

下水道使用率100%をめざしつつ、区内で発生するし尿・浄化槽汚泥の適正処理体制を維持します。

【取組】

■ 浄化槽の適正管理

- 浄化槽管理者に対する定期的な保守点検、清掃の実施指導
- 浄化槽清掃業者に対する適切な指導

■ し尿の収集運搬、処分

- し尿くみ取り世帯の減少に応じた効率的な板橋区・北区の家庭系し尿の収集体制の維持
- 収集したし尿の下水道投入施設への搬入、適正処理

第7章

シンボル挿入予定

資料編

- 1 基礎調査
- 2 資源・ごみの回収量
- 3 資源やごみの品目別排出量
- 4 ごみ減量・資源化目標の設定
- 5 計画策定の検討体制
- 6 用語集

1 基礎調査

(1) 区民アンケート調査の概要

- 令和 6 (2024) 年 9 月実施
- 有効発送数：2,109 件 回答数：1,175 件 回答率：55.7%

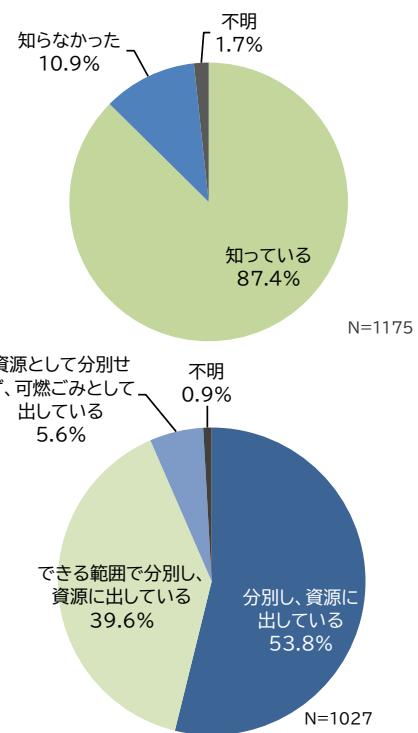
ごみ・資源の分別・リサイクルについて

プラスチックの分別、プラスチックごみの削減

- プラスチックの分別回収には概ね高い協力が得られている

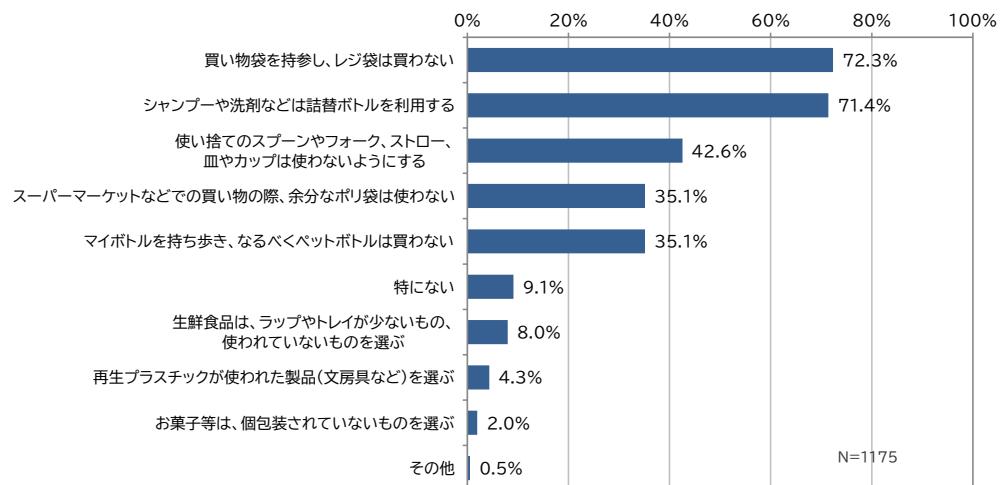
- ・プラスチック分別回収の認知度
87.4%

- ・認知している回答者のうち、
93.4%が分別回収に協力



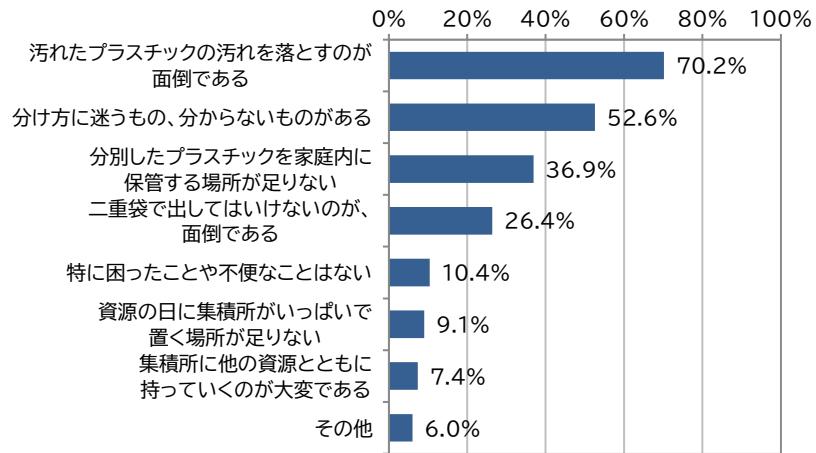
- 90.9%がプラスチック削減の取り組みを実施

- ・レジ袋を買わない、詰替ボトルの利用など



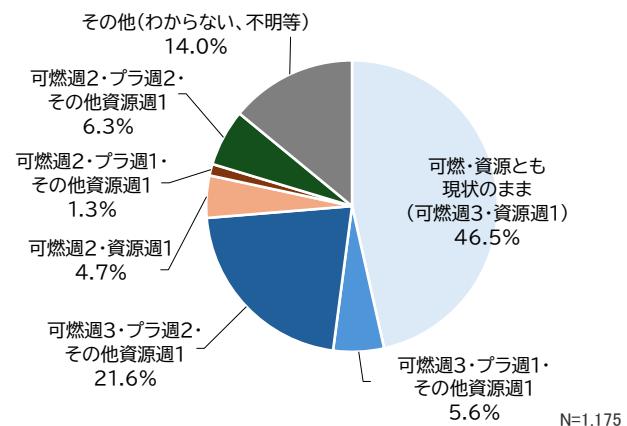
○プラスチック資源の分別で困ったこと、不便なこと

- ・「プラスチックの汚れを落とすのが面倒」 70.2%
- ・「分け方に迷うもの、分からぬものがある」 52.6%



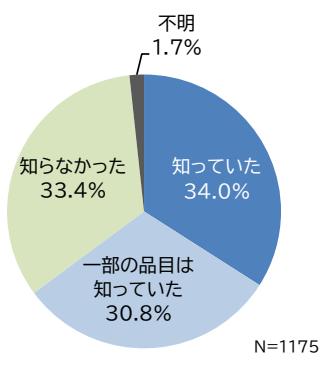
ごみ・資源の分別収集

- ごみ・資源の収集日については「可燃ごみ週3回、資源週1回の現状のままで良い」とする意見が46.5%

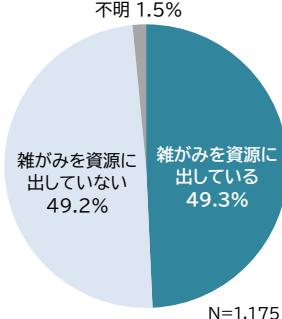


- 「雑がみ」の資源としての認知度が低い

- 「雑がみ」知っていた 34.0%
- 一部の品目は知っていた 30.8%
- 知らなかった 33.4%

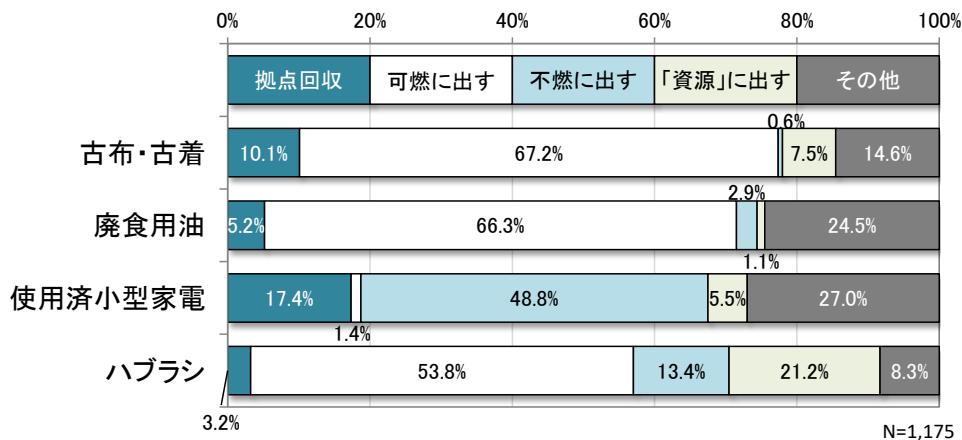


- 約半数が「雑がみ」を資源に出していない



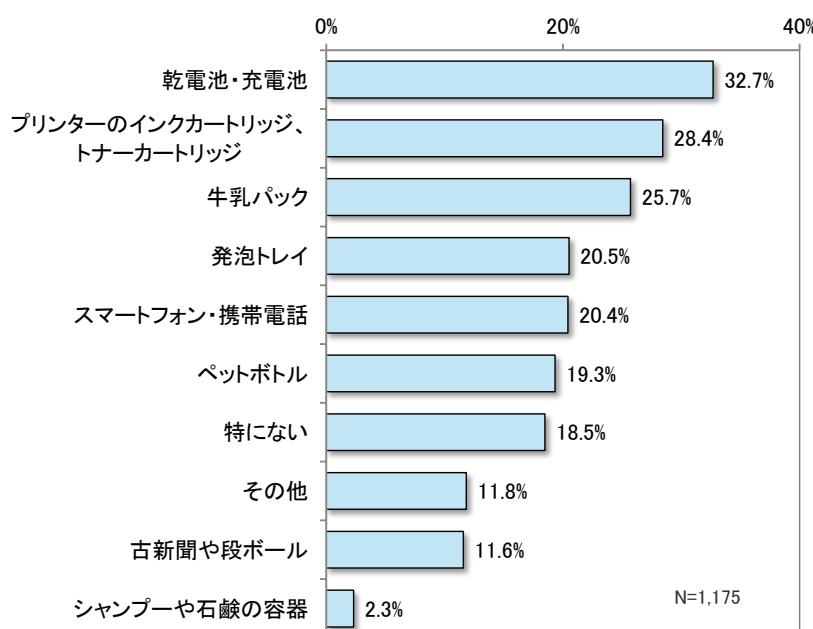
拠点回収の利用状況

○回収対象品目であってもごみとして出される割合が高い



店頭回収や販売店回収の利用状況

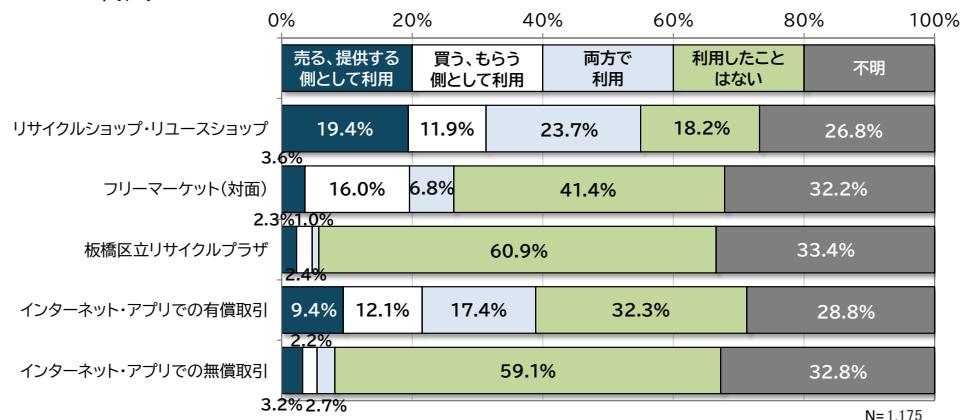
○店頭回収や販売店回収を利用している品目は、乾電池・充電池、プリンターのインク・トナーカートリッジ、牛乳パック、発泡トレイ、スマートフォン・携帯電話が上位 5 品目



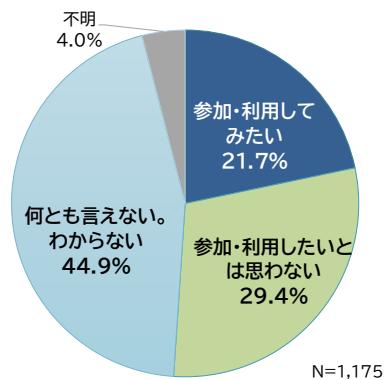
リユースの推進・食品ロスの削減

衣類、日用品、家具などのリユース

- リサイクルショップやリユースショップは 55.0%が利用
- ・ネットオークションやネット上のフリーマーケットサービスは 38.9%が利用

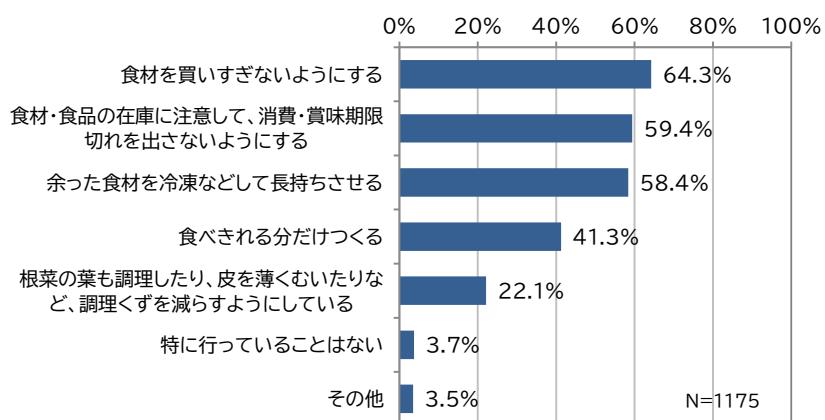


- インターネット・アプリでのリユース方法に関する講座や情報提供については、21.7%が参加・利用希望



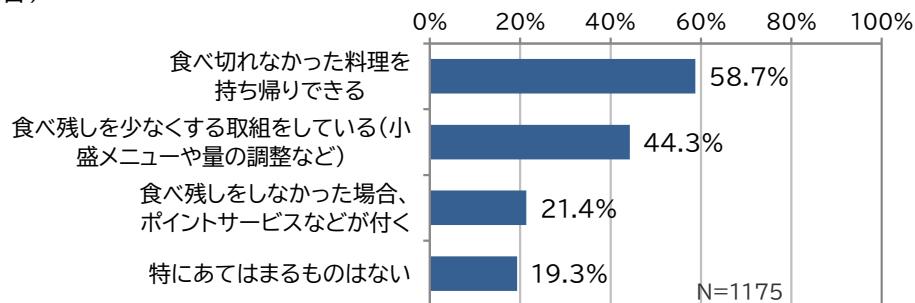
食品ロス削減の取組や意向

- 94.9%が何らかの食品ロス削減に資する取り組みを実践
- ・「特に行っていることはない」「無回答」以外の回答割合



○「料理の持ち帰り」や「量の調整」等を飲食店に希望

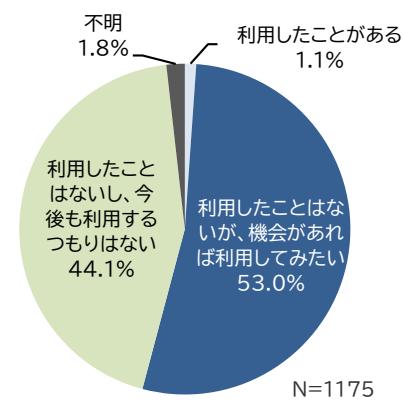
- ・積極的に飲食店を利用するきっかけとなるサービスとして「食べ切れなかった料理の持ち帰り」58.7%、「小盛メニューや量の調整」44.3%（複数回答）



○フードシェアリングサービス「タバスケ」

は53.0%が「機会があれば利用したい」

○フードドライブ常設窓口認知度は8.3%

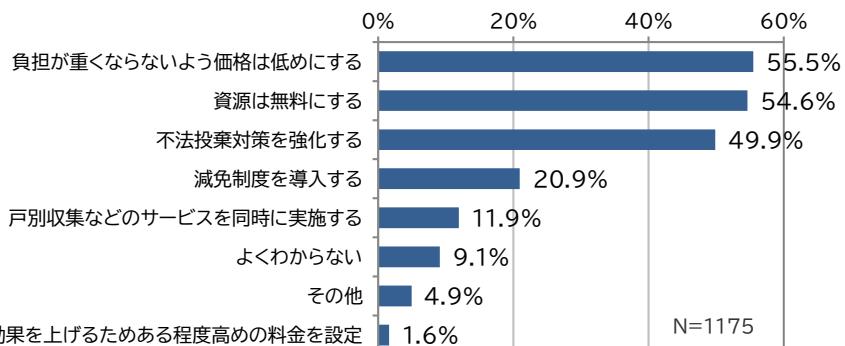
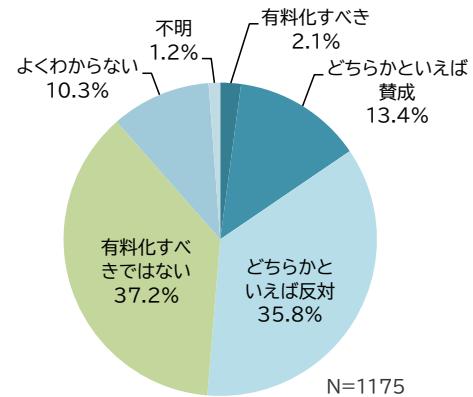


今後の区の取組等

家庭ごみ有料化について

○有料化については「有料化すべきである」「どちらかと言えば有料化に賛成である」を合わせ、15.5%が肯定的意見

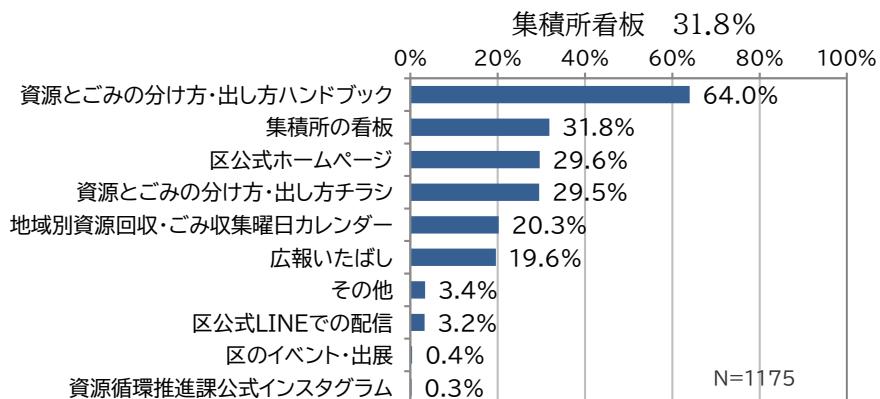
○有料化を導入するために必要なこととして、「負担が重くならないよう価格は低めに」55.5%、「資源は無料」54.6%、「不法投棄対策を強化」49.9%



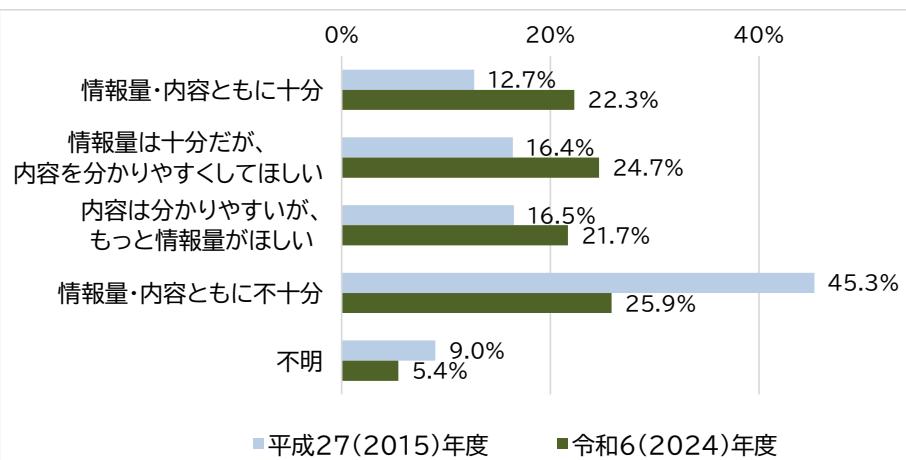
区の情報発信・コミュニケーション

○情報源は「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」が最多

・「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」 64.0%

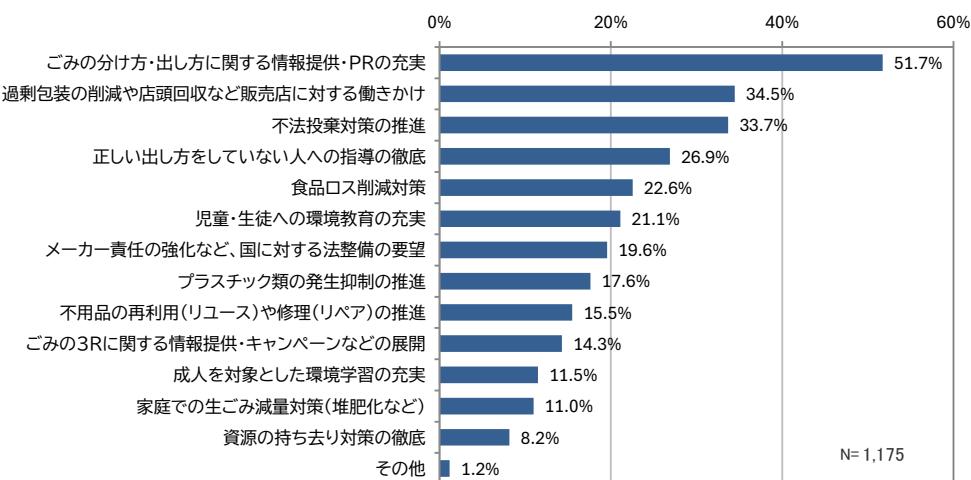


○情報量・内容ともに十分との回答は平成27（2015）年度と比較して増加



○今後の施策では情報発信の充実を希望

情報提供・PRの充実 51.7%



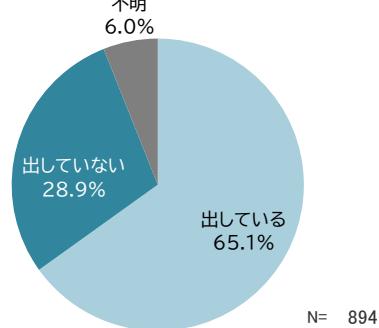
(2) 事業所アンケート調査の概要

- 令和 6 (2024) 年 9 月実施
- 有効発送数：2,035 件 回答数：894 件 回答率 43.9%

ごみ処理の現状

区収集の利用

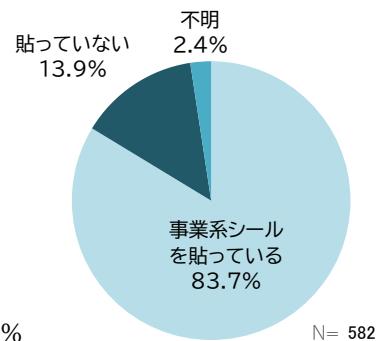
- 65.1%が区のごみ収集、資源回収を利用



- 事業系シール貼付率は 83.7%

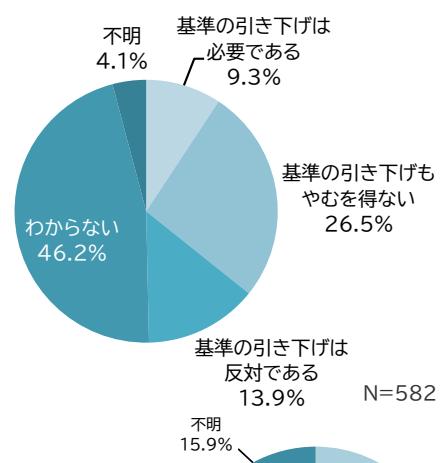
貼っていない理由：

- ごみが少量 39.5%
- 家庭ごみと一緒に排出 46.9%
- 有料であることを知らなかった 4.9%



- 区収集への排出基準（日量平均 50 kg 未満）を厳しくすることへの反対意見は少數

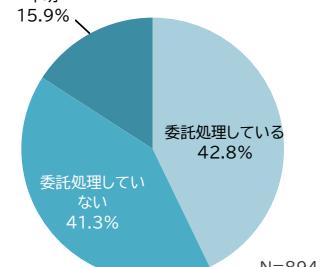
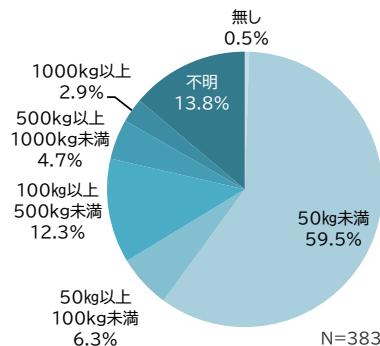
- ・引き下げ反対 13.9%
- ・必要である・やむを得ない 35.8%



民間委託処理

- 42.8%の事業所が民間委託処理している

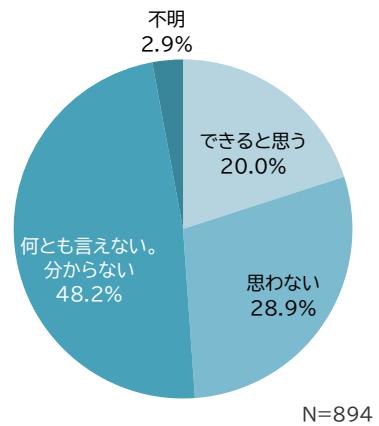
- 排出量は一週間あたり 50 kg 未満が 60.0%
- なし 0.5%
- 50 kg 未満 59.5%



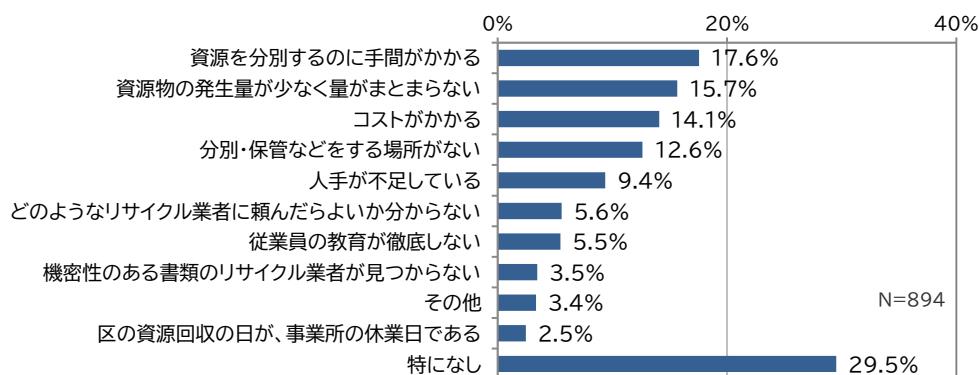
ごみ減量・リサイクルの取組と区からの情報提供

ごみ減量・リサイクルの可能性

○今よりごみ減量・リサイクルできると思う
事業所は 20.0%

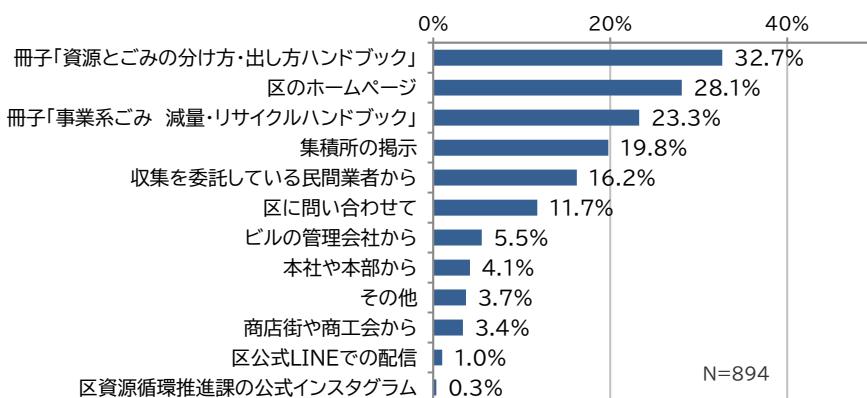


○減量・リサイクルを進める上での課題がある
 ・分別が手間 17.6%
 ・資源の量がまとまらない 15.7%
 ・コストがかかる 14.1%

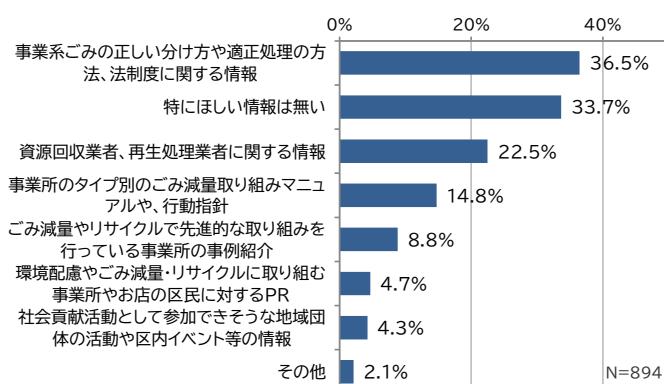


区からの情報提供

○情報源は、「資源とごみの分け方・出し方ハンドブック」が最多



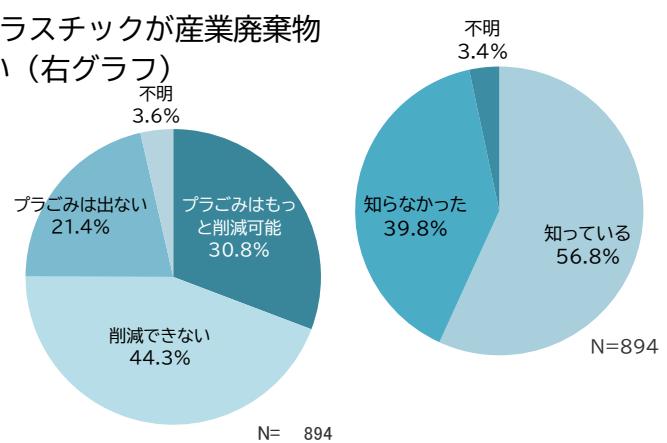
○正しい分け方や適正
処理の方法、法制度
に関する情報の提供
を求める声が多い



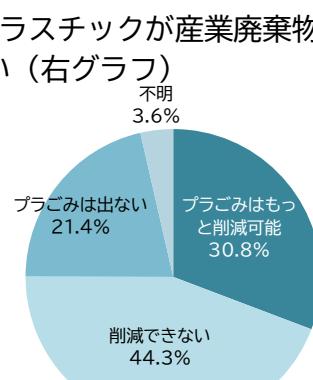
廃プラスチックや食品廃棄物について

廃プラスチックについて

- 39.8%の事業所が、廃プラスチックが産業廃棄物に該当することを知らない（右グラフ）

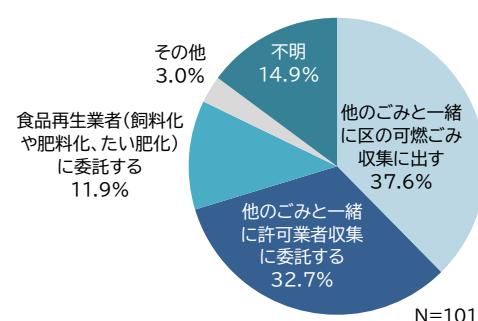


- 事業所内で発生する廃プラスチックはもっと削減できると考える事業所が30.8%

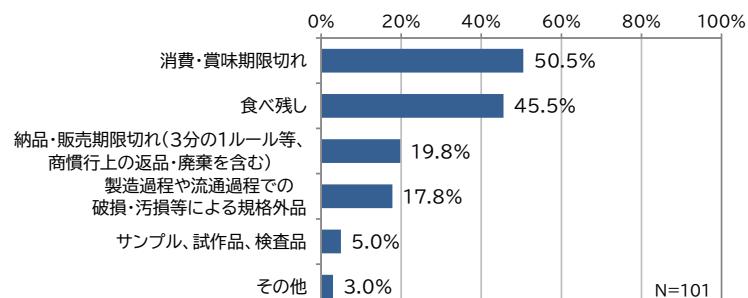


食品廃棄物について

- 食品関連事業所の11.9%が再生業者に委託して食品リサイクルを実施

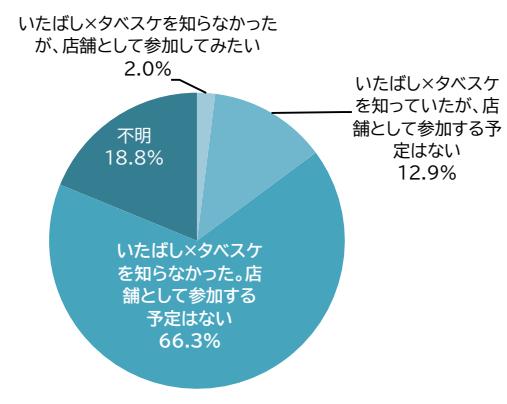
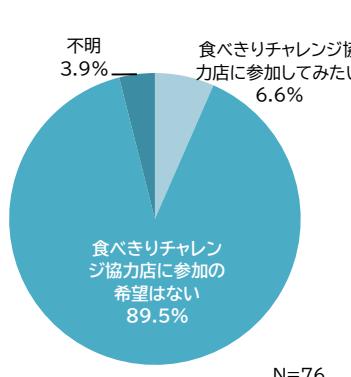


- 食品ロスは消費・賞味期限切れや食べ残し



- タベスケ等区の取組への参加意向は低い

- ・食べ切りチャレンジ参加希望 6.6%
- ・いたばし×タベスケ参加希望 2.0%

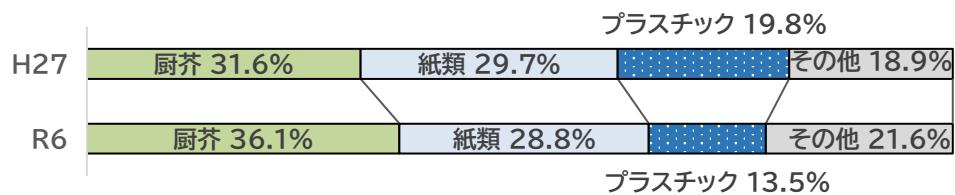


(3) 集積所（家庭）ごみ組成分析調査の概要

- 令和6（2024）年10月実施
- 調査対象：区内5地区からサンプリングした可燃ごみ、不燃ごみ、資源

可燃ごみ組成の変化

- 平成27（2015）年度調査と比較し、厨芥の割合が増加、プラスチックの割合が減少

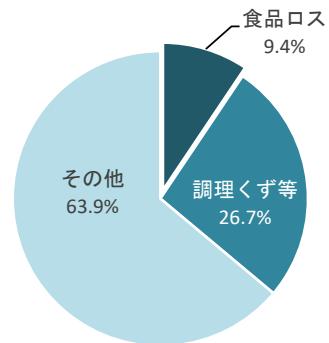


- 可燃ごみの資源（紙、プラ等）の混入率は24.9%



食品ロスの排出実態

- 可燃ごみ中の9.4%が食品ロスであった



- 集積所家庭ごみの中に混入していた未利用食品（100%残存）

野菜類、豆類、穀類 47.4%
 菓子類 13.6%
 果実類 12.4% など

(4) 排出原単位調査（世帯単位、事業所単位で排出される品目別排出量）

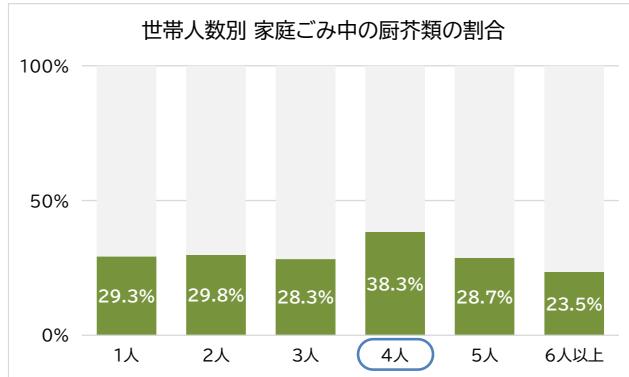
- 令和6（2024）年10月実施
- 家庭ごみの排出原単位調査：121世帯が調査に参加
- 区収集事業系ごみの排出原単位調査：120事業所が調査に参加

家庭ごみの 排出原単位 (世帯人数 別)

○世帯人数別に見ると、1人世帯の1人1日あたりごみ量（排出原単位）が大きい

	1人	2人以上	単位:g/人日					全体
			2人	3人	4人	5人	6人以上	
世帯数	21	84	36	24	14	8	2	105
可燃ごみ(a)	402.3	259.0	297.2	269.2	197.8	210.2	73.0	287.6
不燃ごみ(b)	15.1	5.6	3.9	8.4	3.7	9.3	0.4	7.5
資源(c)	159.4	105.2	134.3	98.6	48.8	102.4	66.0	116.0
可燃・不燃ごみと資源(a+b+c)	576.8	369.8	435.4	376.2	250.4	321.8	139.4	411.2
可燃ごみと不燃ごみ(a+b)	417.4	264.6	301.0	277.6	201.5	219.5	73.4	295.1

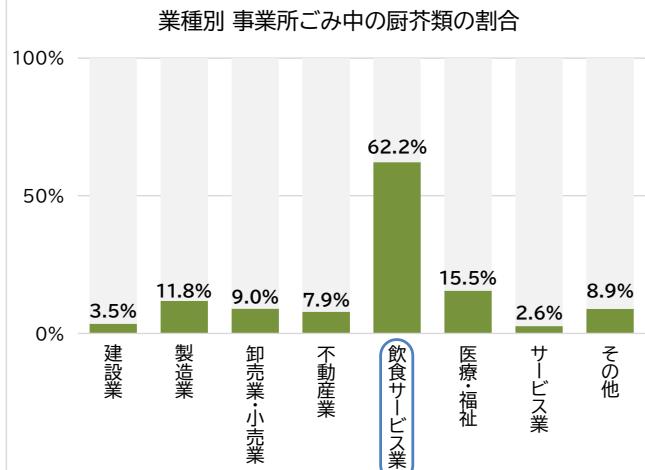
○厨芥類の排出割合を見ると4人世帯が大きい



区収集事業 系ごみの排 出原単位 (業種別)

○従業員1人1日あたりの排出量（原単位）は、飲食サービス業が高い。品目別に見ると飲食サービス業の厨芥類の割合が高い

	建設業	製造業	卸売業・小売業	不動産業	飲食サービス業	医療・福祉	サービス業	その他	全体
事業所数	11	17	29	6	9	9	11	10	102
可燃ごみ(a)	230.3	297.4	304.7	184.8	888.1	200.7	417.2	224.7	335.0
不燃ごみ(b)	13.6	13.6	15.8	3.0	17.8	3.4	10.8	13.9	12.8
資源(c)	95.4	108.5	247.5	39.6	166.8	60.9	116.7	146.8	148.1
可燃・不燃ごみと資源(a+b+c)	339.4	419.5	568.0	227.4	1,072.7	265.0	544.8	385.4	496.0
可燃ごみと不燃ごみ(a+b)	244.0	311.0	320.6	187.8	905.9	204.1	428.0	238.6	347.8



2 資源・ごみの回収量

本区の年間資源・ごみ量、区民1人1日あたり資源・ごみ量の実績は、下表のとおりとなっています。

※各図表は、端数処理を行っているため、合計値と一致しない場合があります。

資料1 年間資源・ごみ量の推移

年度	ごみ					資源						(t/年)		
	区収集ごみ				持込(B)	小計(C) A+B	区による回収			区民・事業者による回収		小計(F) D+E		
	可燃	不燃	粗大	小計(A)			集積所	拠点	小計(D)	集団	オフィス等			
H26	103,453	3,632	3,657	110,742	30,167	140,909	13,461	408	13,869	15,122	261	15,384	29,252	170,161
H27	102,878	3,447	3,687	110,012	30,392	140,403	13,556	207	13,762	14,679	232	14,911	28,674	169,077
H28	101,359	3,253	3,732	108,344	30,588	138,932	13,406	221	13,627	13,967	215	14,182	27,809	166,741
H29	101,151	3,146	3,876	108,173	30,639	138,812	13,133	224	13,357	13,269	203	13,471	26,829	165,641
H30	100,353	3,185	3,863	107,401	31,998	139,399	12,875	226	13,101	12,784	191	12,976	26,076	165,475
R元	101,169	3,135	4,027	108,331	31,505	139,836	13,025	213	13,238	12,090	183	12,274	25,512	165,348
R2	102,883	3,393	4,260	110,536	28,125	138,661	14,207	215	14,422	12,223	188	12,411	26,833	165,494
R3	100,102	2,977	4,694	107,773	28,973	136,746	14,103	245	14,348	11,867	198	12,065	26,413	163,159
R4	97,064	2,634	4,630	104,328	30,588	134,916	13,833	245	14,079	10,855	190	11,045	25,124	160,040
R5	93,933	2,513	4,570	101,016	28,841	129,857	13,514	254	13,768	10,429		10,429	24,197	154,054
R6	87,169	2,431	4,560	94,160			17,778	259	18,036	10,249		10,249	28,285	

資料2 区民1人1日あたりの資源・ごみの排出量の推移

年度	ごみ					資源						(g/人日)		
	区収集ごみ				持込(B)	小計(C) A+B	区による回収			区民・事業者による回収		小計(F) D+E		
	可燃	不燃	粗大	小計(A)			集積所	拠点	小計(D)	集団	オフィス等			
H26	521.9	18.3	18.5	558.7	152.2	710.9	67.9	2.1	70.0	76.3	1.3	77.6	147.6	858.4
H27	511.5	17.1	18.3	546.9	151.1	698.0	67.4	1.0	68.4	73.0	1.2	74.1	142.6	840.6
H28	498.7	16.0	18.4	533.1	150.5	683.5	66.0	1.1	67.0	68.7	1.1	69.8	136.8	820.4
H29	493.7	15.4	18.9	528.0	149.5	677.5	64.1	1.1	65.2	64.8	1.0	65.8	131.0	808.5
H30	486.0	15.4	18.7	520.1	155.0	675.0	62.4	1.1	63.4	61.9	0.9	62.8	126.3	801.3
R元	484.0	15.0	19.3	518.3	150.7	669.0	62.3	1.0	63.3	57.8	0.9	58.7	122.1	791.0
R2	493.7	16.3	20.4	530.4	135.0	665.4	68.2	1.0	69.2	58.7	0.9	59.6	128.8	794.1
R3	482.5	14.4	22.6	519.4	139.6	659.1	68.0	1.2	69.2	57.2	1.0	58.2	127.3	786.4
R4	467.4	12.7	22.3	502.3	147.3	649.6	66.6	1.2	67.8	52.3	0.9	53.2	121.0	770.6
R5	448.4	12.0	21.8	482.2	137.7	619.9	64.5	1.2	65.7	49.8	0.0	49.8	115.5	735.4
R6	412.9	11.5	21.6	446.0			84.2	1.2	85.4	48.5	0.0	48.5	134.0	

3 資源やごみの品目別排出量

ここでは、令和6（2024）年度に実施した組成分析調査から、品目別に資源やごみがどのように排出されているかを推定しています。

①令和6（2024）年度の組成分析調査から、可燃ごみ、不燃ごみ中の品目別排出量を推定

資料3 可燃ごみ、不燃ごみ中の品目別排出量の推定

品目	可燃ごみ 組成	不燃ごみ 組成	品目	可燃ごみ 量(t)	不燃ごみ 量(t)
新聞	2.3%	0.4%	新聞	2,005	10
雑誌	1.4%	0.0%	雑誌	1,220	0
段ボール	0.8%	0.3%	段ボール	697	7
紙パック	0.7%	0.0%	紙パック	610	0
紙箱・紙袋・OA用紙	5.0%	0.3%	紙箱・紙袋・OA用紙	4,358	7
その他雑がみ	3.4%	0.0%	その他雑がみ	2,964	0
生ごみ	36.0%	0.0%	生ごみ	31,381	0
繊維・衣類	6.5%	0.0%	繊維・衣類	5,666	0
ペットボトル	0.6%	0.1%	ペットボトル	523	2
プラスチック容器包装	11.4%	0.9%	プラスチック容器包装	9,937	22
製品プラ(単一素材)	1.7%	4.8%	製品プラ(単一素材)	1,482	117
びん・缶	0.1%	3.4%	びん・缶	87	83
金属類・小型家電	0.2%	25.4%	金属類・小型家電	174	617
その他	29.9%	64.3%	その他	26,064	1,563
合計	100.0%	100.0%	合計	87,169	2,431

令和6 年度
可燃ごみ量
87,169 トン
令和6 年度
不燃ごみ量
2,431 トン

②令和6（2024）年度の品目別の資源回収量を加え総量を算出

資料4 品目別の年間推定排出量（令和6（2024）年度）

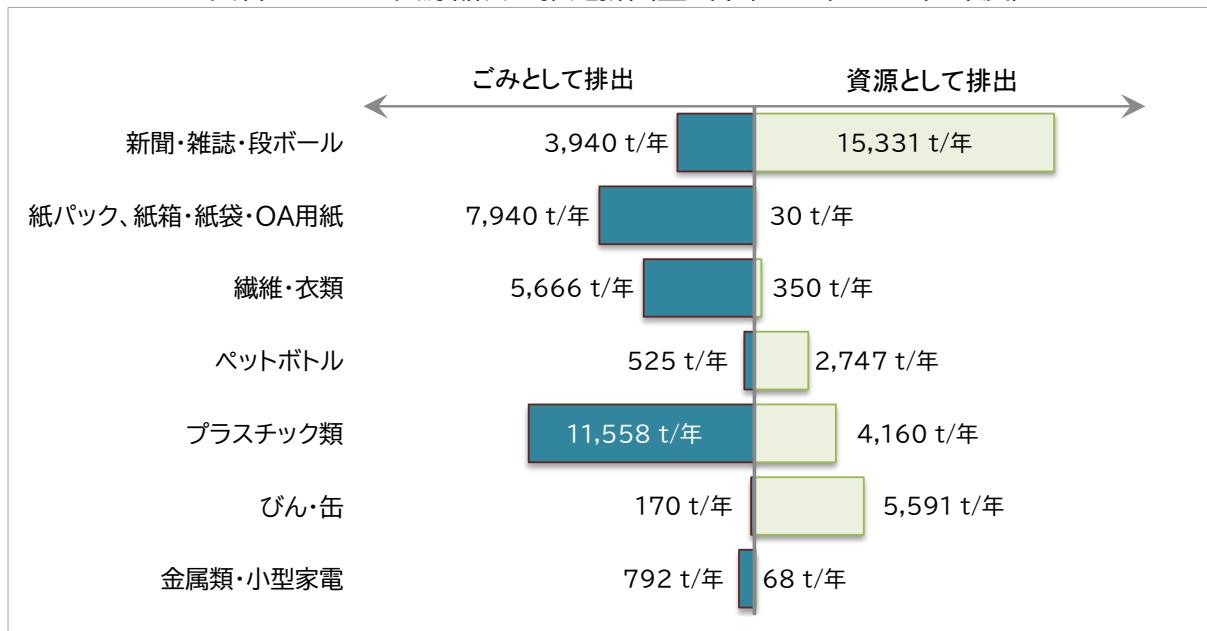
品目	ごみとして排出					資源として排出				総計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	持込ごみ	ごみ合計	集積所 回収	拠点 回収	集団 回収	資源 合計	
新聞	2,005	10			2,015					
雑誌	1,220	0			1,220	5,464			9,867	15,331
段ボール	697	7			705					19,270
紙パック	610	0			610		30		30	640
紙箱・紙袋・OA用紙	4,358	7			4,366				0	4,366
その他雑がみ	2,964	0			2,964				0	2,964
生ごみ	31,381	0			31,381				0	31,381
繊維・衣類	5,666	0			5,666		152	198	350	6,016
ペットボトル	523	2			525	2,747			2,747	3,273
プラスチック容器包装	9,937	22			9,959	4,160			4,160	15,718
製品プラ(単一素材)	1,482	117			1,599					
びん・缶	87	83			170	5,407		184	5,591	5,761
金属類・小型家電	174	617			792		9		9	801
その他	26,064	1,563			27,627		68		68	27,695
粗大ごみ			4,560		4,560				0	4,560
持込ごみ等					0				0	0
合計	87,169	2,431	4,560	未確定	94,160	17,778	259	10,249	28,286	122,446

主な資源品目の推定排出量をまとめてグラフ化すると、資料5のとおりとなります。

新聞・雑誌・段ボールは約80%が資源として出されています（販売店回収等は含んでいません）。びん・缶は約97%、ペットボトルは約84%が資源として出されています（スーパー等の店頭回収は含んでいません）。

一方、紙パック、紙箱・紙袋・OA用紙や繊維・衣類、プラスチック類はごみとして出される量が多くなっています。

資料5 主な資源品目の推定排出量（令和6（2024）年度）



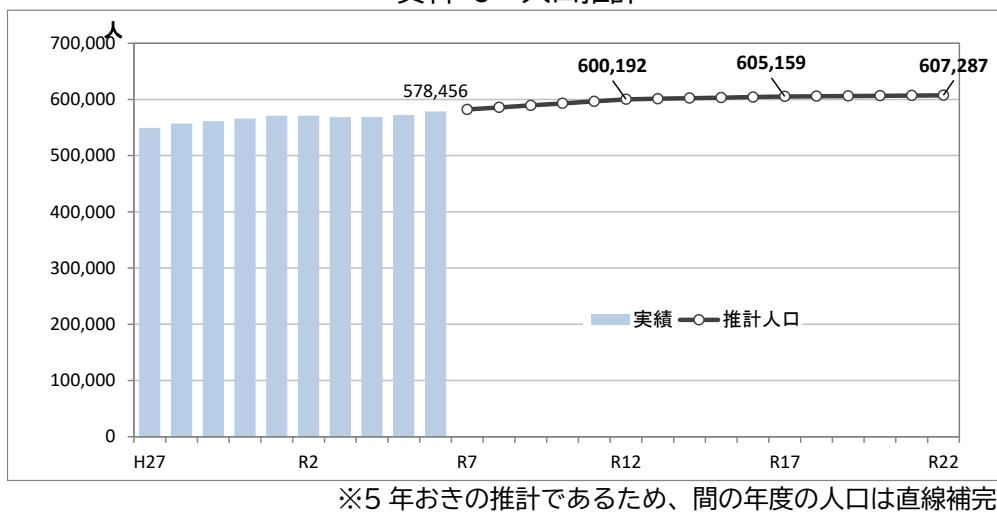
4 ごみ減量・資源化目標の設定

(1) 現状のまま推移した場合のごみ量・資源量の推計

①人口推計

将来人口は、「板橋区人口ビジョン（令和6（2024）年度改定）」による推計人口を用います（資料6）。

資料6 人口推計



※5年おきの推計であるため、間の年度の人口は直線補完

②1人1日あたりのごみ量、資源量の推計

過去のトレンドから最小二乗法による関数式の当てはめにより、1人1日あたりのごみ量、資源量を推計します。（資料7）

資料7 1人1日あたりごみ量・資源量の推計結果

年度	人口 (予測)	1人1日あたりごみ量(g/人日)						1人1日あたり資源量(g/人日)			
		可燃ごみ		不燃ごみ		粗大ごみ		収集ごみ合計			
		a		b		c		d=a+b+c			
		実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	予測		
R元	571,122	484.0		15.0		19.3		518.3		120.2	
R2	570,951	493.7		16.3		20.4		530.4		126.8	
R3	568,457	482.5		14.4		22.6		519.4		125.2	
R4	568,996	467.4		12.7		22.3		502.3		118.9	
R5	572,377	448.4		12.0		21.8		482.2		114.3	
R6	578,456	412.9		11.5		21.6		446.0		132.7	
R7	582,079		386.2		9.9		21.2		417.4		132.2
R8	585,701		382.3		9.7		21.2		413.3		130.7
R9	589,324		378.7		9.6		21.3		409.5		129.1
R10	592,947		375.2		9.4		21.3		405.9		127.6
R11	596,569		372.0		9.2		21.3		402.5		126.2
R12	600,192		368.9		9.1		21.3		399.3		124.7
R13	601,185		366.0		8.9		21.3		396.3		123.3
R14	602,178		363.3		8.8		21.3		393.4		121.9
R15	603,171		360.7		8.7		21.3		390.6		120.6
R16	604,164		358.2		8.6		21.3		388.0		119.3
R17	605,159		355.8		8.4		21.3		385.5		118.0

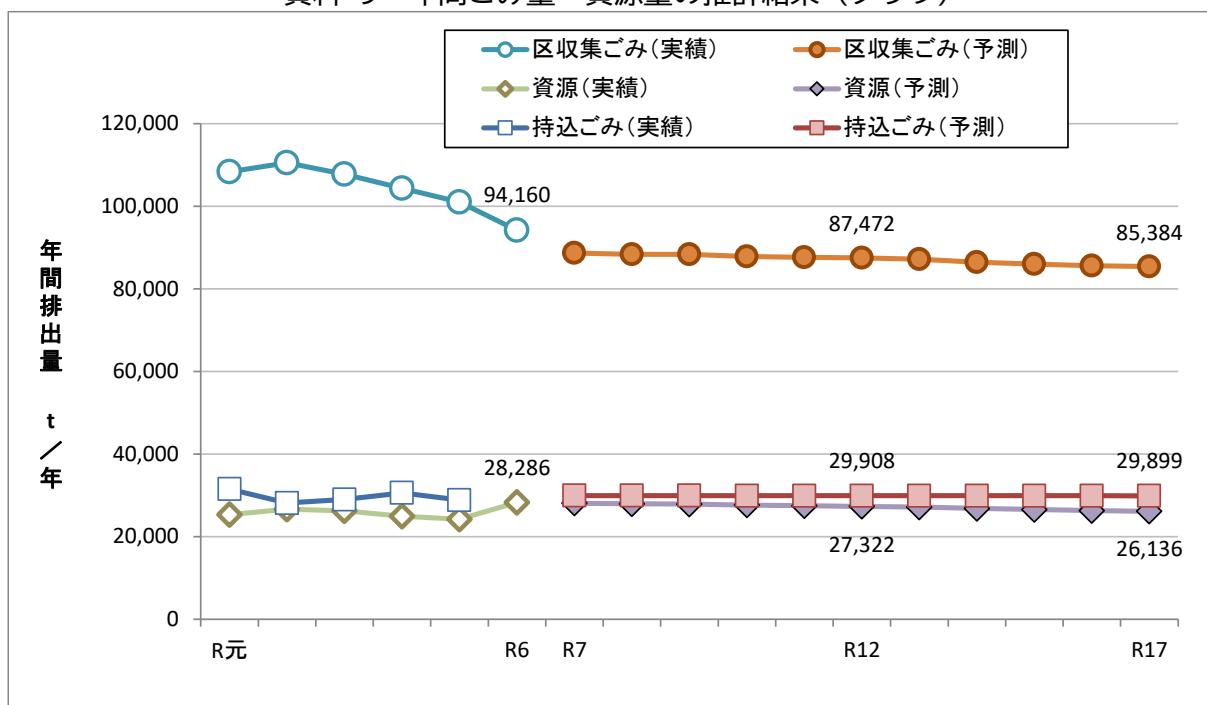
③年間ごみ量・資源量の推計

1人1日あたりごみ量・資源量に、将来人口を乗じて年間ごみ量・資源量を推定します。また、持込ごみ量については別途年間量を関数式の当てはめによるトレンド推計を行います。推計結果は資料8～資料11のとおりです。

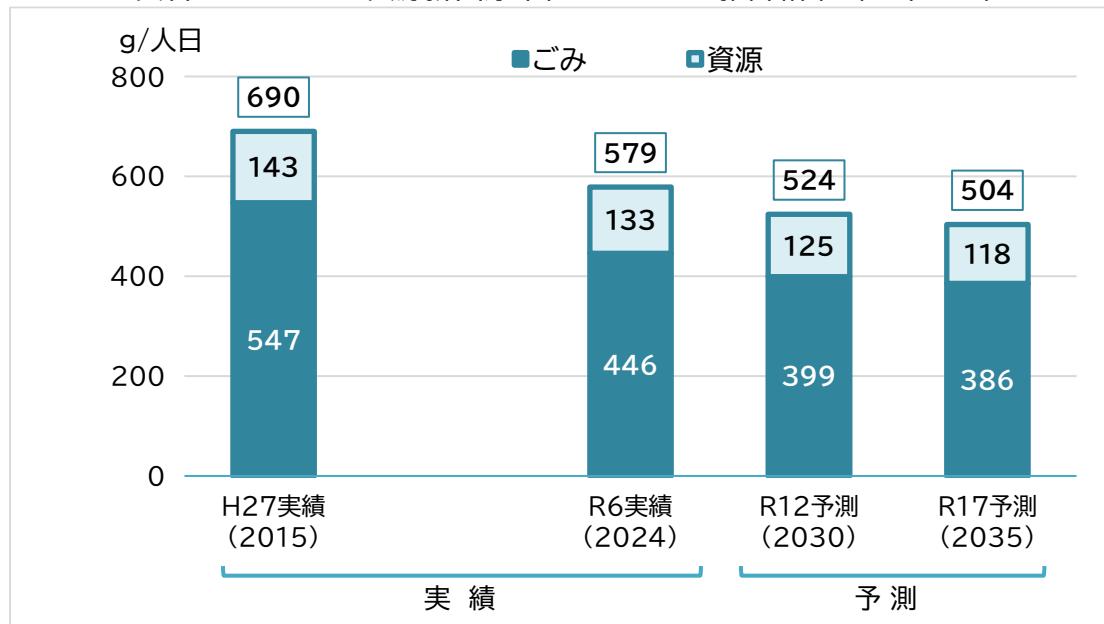
資料8 年間ごみ量・資源量の推計結果

年度	年間排出量(t)						区収集ごみ・持込 合計 t/年	
	ごみ排出量		資源排出量		持込ごみ量			
	$i=d \times \text{人口} \times \text{年間日数}$	$e \times \text{人口} \times \text{年間日数}$	j		$i+j$			
	実績	予測	実績	予測	実績	予測	実績	
R元	108,331		25,329		31,505		139,836	
R2	110,536		26,645		28,125		138,661	
R3	107,773		26,215		28,973		136,746	
R4	104,328		24,933		30,588		134,916	
R5	101,017		24,197		28,841		129,858	
R6	94,160		28,286				94,160	
R7		88,670		28,091		29,921		118,591
R8		88,349		27,930		29,918		118,267
R9		88,317		27,850		29,915		118,232
R10		87,841		27,620		29,912		117,753
R11		87,641		27,469		29,910		117,551
R12		87,472		27,322		29,908		117,380
R13		87,188		27,135		29,906		117,094
R14		86,459		26,802		29,904		116,363
R15		86,000		26,551		29,902		115,902
R16		85,564		26,306		29,901		115,465
R17		85,384		26,136		29,899		115,283

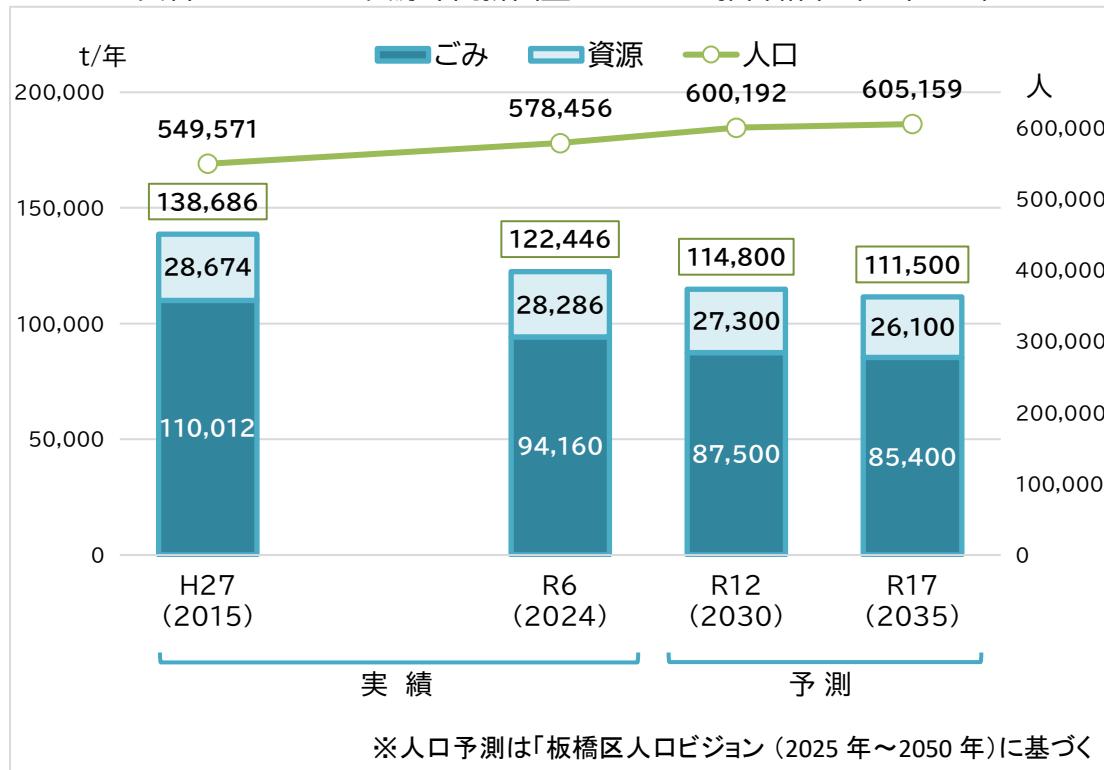
資料9 年間ごみ量・資源量の推計結果（グラフ）



資料 10 ごみ・資源排出原単位のトレンド推計結果（5年おき）



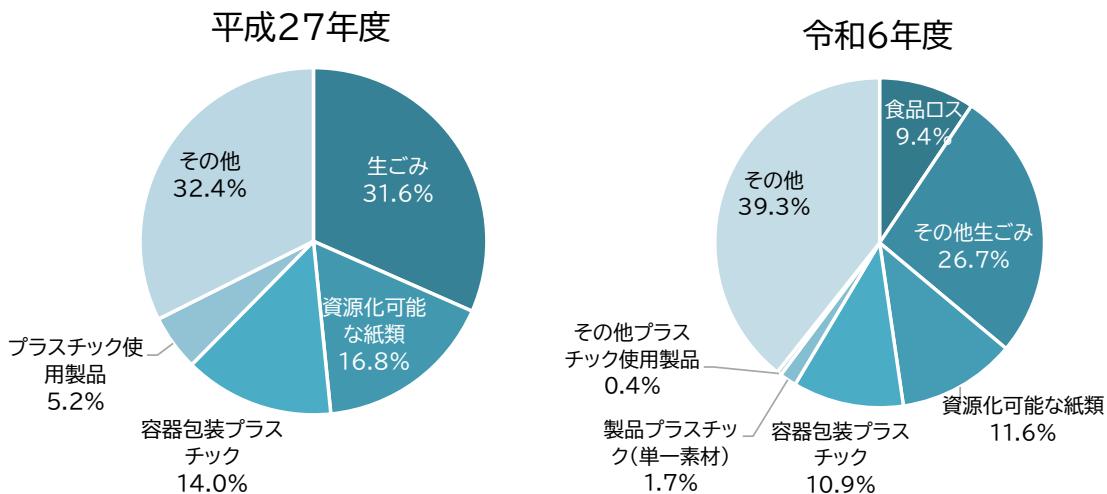
資料 11 ごみ・資源年間排出量のトレンド推計結果（5年おき）



(2) 主要品目の排出量の過去10年間の変化の検証

ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ）について、平成27（2015）年度、令和6（2024）年度の組成分析調査結果（資料12）を用いて、品目別の排出量を推定しました。（資料13、資料14）。

資料12 可燃ごみ組成（平成27年度・令和6年度）



資料13 品目別年間排出量の推定

平成27年度

		可燃ごみ	不燃ごみ	合計
ごみ量 (t/年)		102,878	3,447	106,325
ごみ組成	生ごみ	31.6%		
	資源化可能な紙類	16.8%	0.6%	
	容器包装プラスチック	14.0%	1.4%	
	プラスチック使用製品	5.2%	6.6%	
	その他	32.4%	91.4%	
組成別推定量 (t/年) (ごみ量 × ごみ組成)	生ごみ	32,509		32,509
	資源化可能な紙類	17,284	21	17,304
	容器包装プラスチック	14,403	48	14,451
	プラスチック使用製品	5,350	227	5,577
	その他	33,332	3,150	36,483

令和6年度

		可燃ごみ	不燃ごみ	合計
ごみ量 (t/年)		87,169	2,431	89,601
ごみ組成	食品ロス	9.4%		
	その他生ごみ	26.7%		
	資源化可能な紙類	11.6%	1.0%	
	容器包装プラスチック	10.9%	0.8%	
	製品プラスチック(単一素材)	1.7%	4.8%	
組成別推定量 (t/年) (ごみ量 × ごみ組成)	その他	39.3%	91.1%	
	食品ロス	8,199		8,199
	その他生ごみ	23,246		23,246
	資源化可能な紙類	10,123	24	10,148
	容器包装プラスチック	9,486	19	9,505
その他	製品プラスチック(単一素材)	1,452	117	1,569
	その他	382	56	438
	その他	34,281	2,215	36,496

資料 14 品目別排出原単位の推定

平成27年度

		可燃ごみ	不燃ごみ	合計
区民1人1日あたりごみ量 (g/人日)		511	17	529
ごみ組成	生ごみ	31.6%		
	資源化可能な紙類	16.8%	0.6%	
	容器包装プラスチック	14.0%	1.4%	
	プラスチック使用製品	5.2%	6.6%	
	その他	32.4%	91.4%	
組成別推定量 (g/人日) (ごみ量 × ごみ組成)	生ごみ	162		162
	資源化可能な紙類	86	0	86
	容器包装プラスチック	72	0	72
	プラスチック使用製品	27	1	28
	その他	166	16	181

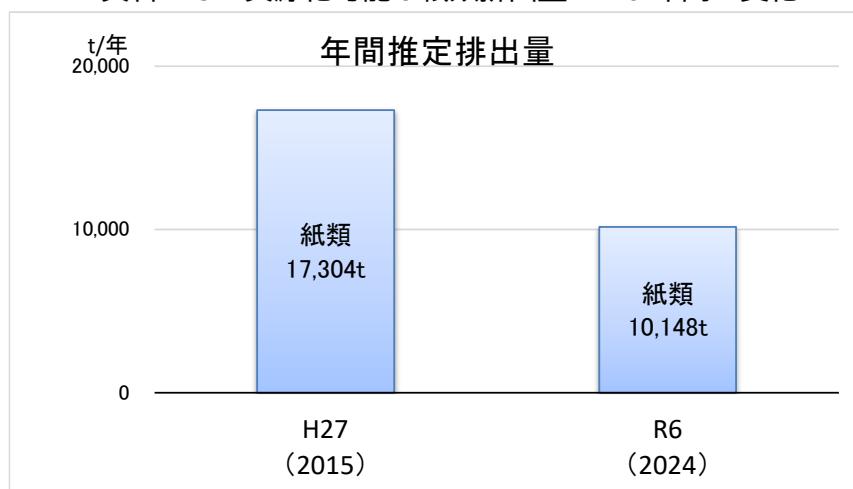
令和6年度

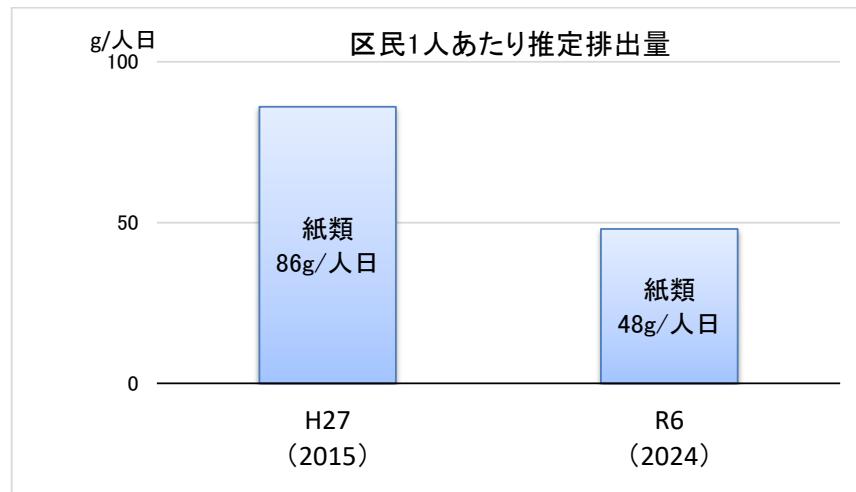
		可燃ごみ	不燃ごみ	合計
区民1人1日あたりごみ量 (g/人日)		413	12	424
ごみ組成	食品ロス	9.4%		
	その他生ごみ	26.7%		
	資源化可能な紙類	11.6%	1.0%	
	容器包装プラスチック	10.9%	0.8%	
	製品プラスチック(単一素材)	1.7%	4.8%	
	その他プラスチック使用製品	0.4%	2.3%	
	その他	39.3%	91.1%	
組成別推定量 (g/人日) (ごみ量 × ごみ組成)	食品ロス	39		39
	その他生ごみ	110		110
	資源化可能な紙類	48	0	48
	容器包装プラスチック	45	0	45
	製品プラスチック(単一素材)	7	1	7
	その他プラスチック使用製品	2	0	2
	その他	162	10	173

①紙類

ごみに排出される資源化可能な紙類は、分別徹底の進展、新聞紙などの排出量の減少により、10年間で大幅に減少しています。

資料 15 資源化可能な紙類排出量の10年間の変化

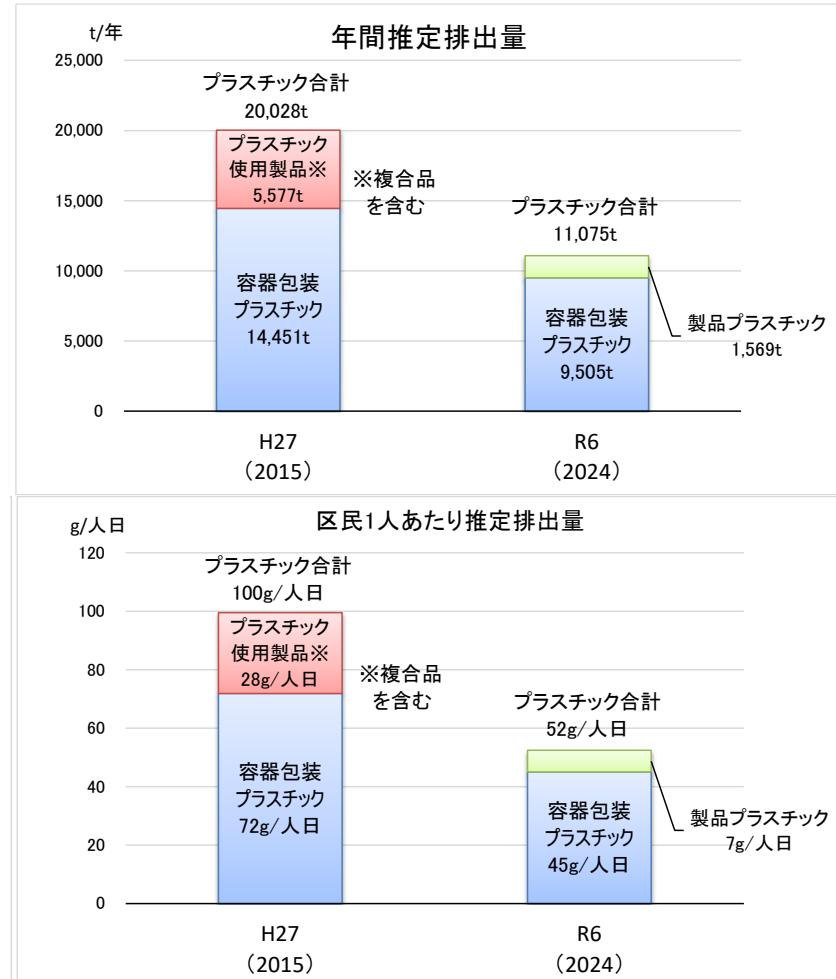




②プラスチック

令和6（2024）年4月の区内全域におけるプラスチック分別収集の開始により、ごみの中のプラスチック類は大幅に減少しています。

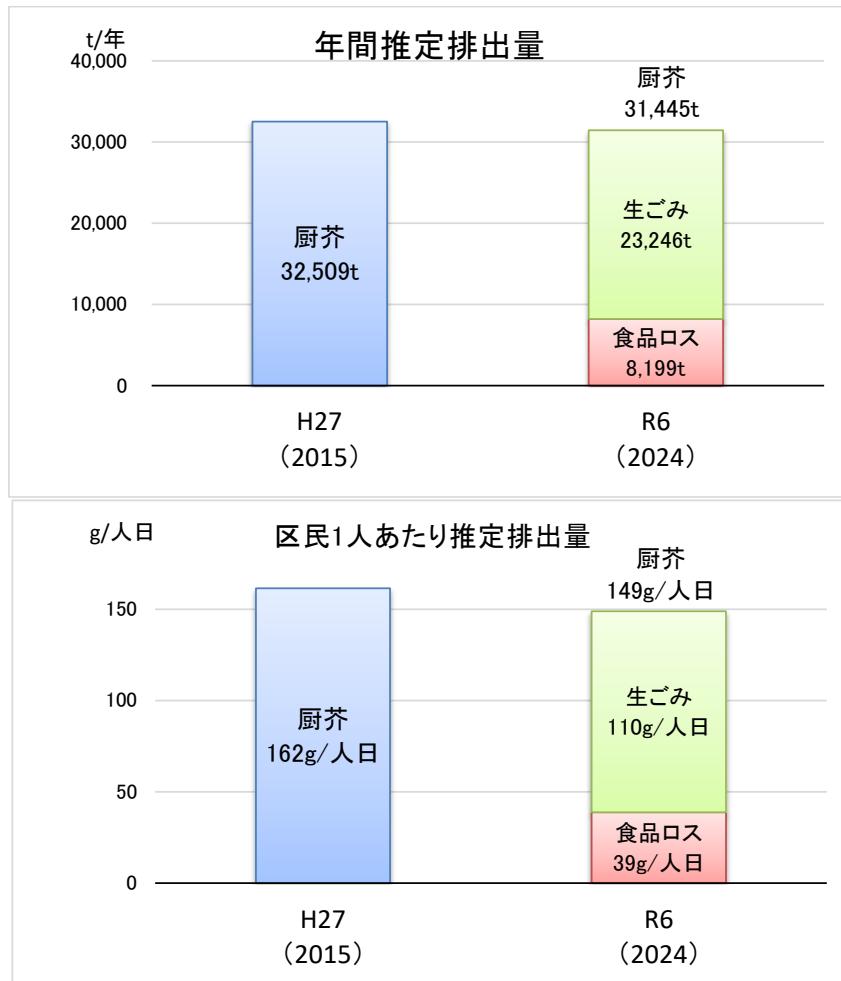
資料 16 資源化可能なプラスチック排出量の10年間の変化



③厨芥（生ごみ、食品ロス）

令和 6（2024）年度の組成分析調査で、区民 1 人 1 日あたりの食品ロス排出量は 39g/人日と推定されます。

資料 17 厨芥（生ごみ、食品ロス）排出量の 10 年間の変化



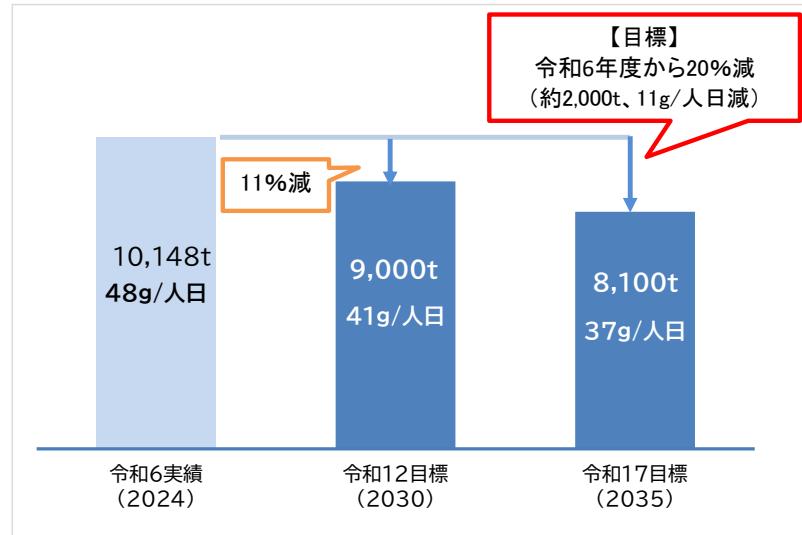
（3）主要品目ごとの減量・資源化目標の設定

主要品目ごとに減量・資源化の目標を設定し、これらを合算して目標年次における 1 人 1 日あたりのごみ量、年間ごみ量を算定します。

①資源化可能な紙類

令和 17（2035）年度のごみ中の紙類の排出量を、令和 6（2024）年度より 20% 減（8,100t、37g/人日）とすることを目標として設定しました。

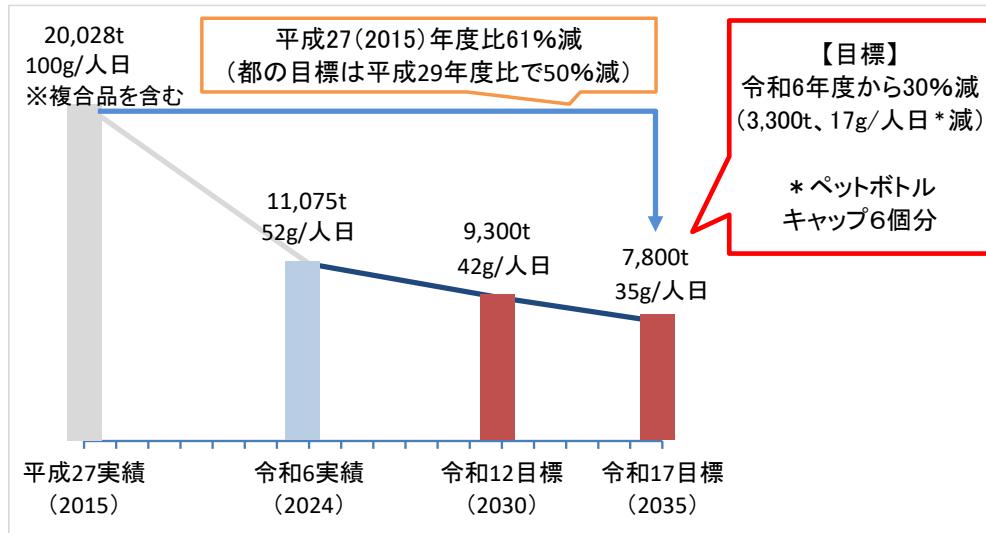
資料 18 紙類の削減目標の設定



②プラスチック類

令和17（2035）年度のごみ中のプラスチック量を、令和6（2024）年度比30%減の7,800t（3,300t、17g/人日減）とすることを目標として設定しました。

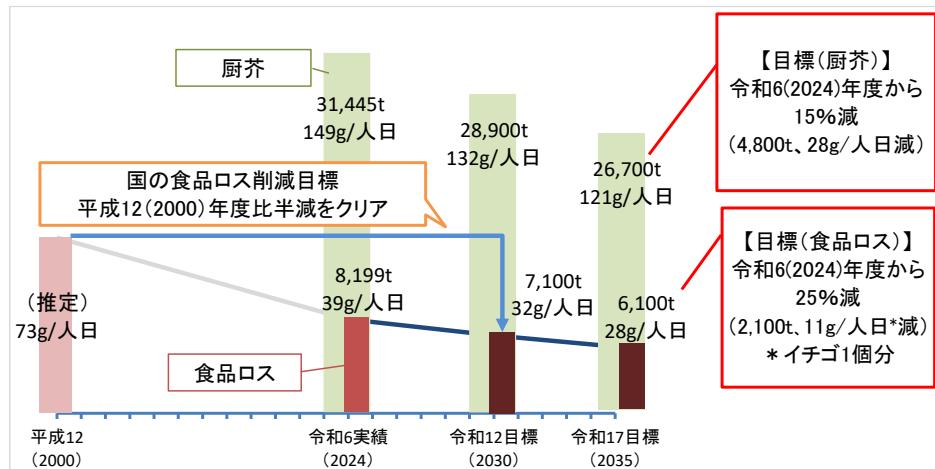
資料 19 プラスチック類の削減目標の設定



③厨芥（生ごみ・食品ロス）

令和17(2035)年度に、令和6(2024)年度比でごみ中の食品ロス量を25%(2,100t)、食品ロスを含む厨芥全体を15%（4,800t）削減することを目標として設定しました。

資料 20 厨芥（生ごみ・食品ロス）の削減目標の設定



(4) 品目別削減目標が達成された場合のごみ・資源化量の算定結果

品目別削減目標が達成された場合の区民1人1日あたりのごみ・資源量を算定し、将来人口と年間日数を乗じて年間のごみ・資源量を算定しました。

資料 21 品目別減量目標に基づく令和17（2035）年度減・資源化原単位算定

【区收集ごみ】

品目	項目				目標値				削減効果(①-②)	
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計①	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計②	排出抑制	資源へ
可燃ごみ	食品ロス	38.8	0.0	38.8	27.5	0.0		27.5	11.3	
	食品ロス以外の厨芥	110.1		110.1	93.0			93.0	17.1	
不燃ごみ	資源化可能な紙類	41.3	0.1	41.4	36.5	0.1		36.6		4.8
	プラスチック	51.8	0.6	52.5	34.8	0.4		35.2	8.6	8.6
粗大ごみ	その他可燃物・不燃物	113.7	7.7	121.4	113.7	7.7		121.4		
	合計 (現状のまま推移した場合 との比)	355.8	8.4	21.3	21.3			21.3	21.3	
				385.5	305.5	8.2	21.3	335.0	37.0	13.4
					(-14.1%)	(-2.8%)	-	(-13.1%)		

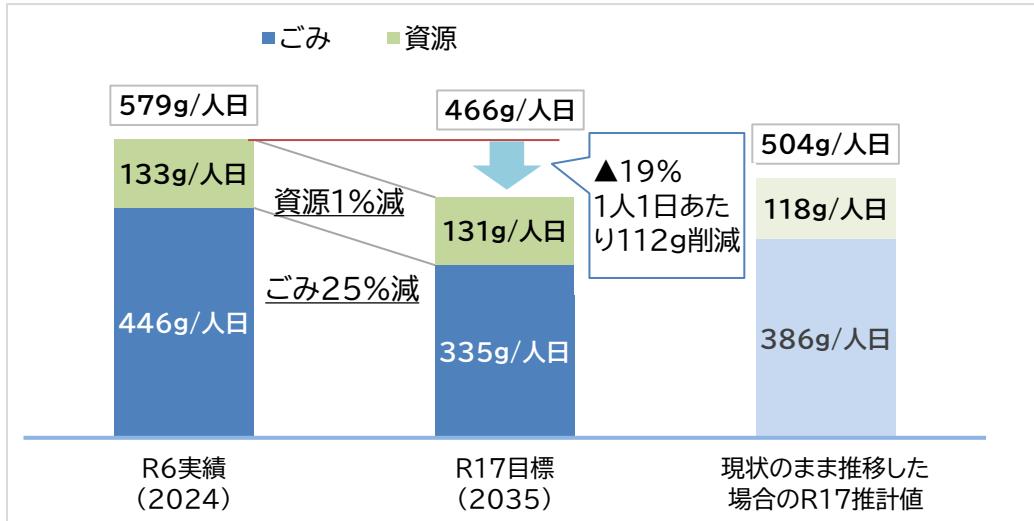
【資源】

品目	項目	g/人日		
		令和17年度 予測①	増分②	目標値 ①+②
資源(行政回収・集団回収)		118.0	13.4	131.4

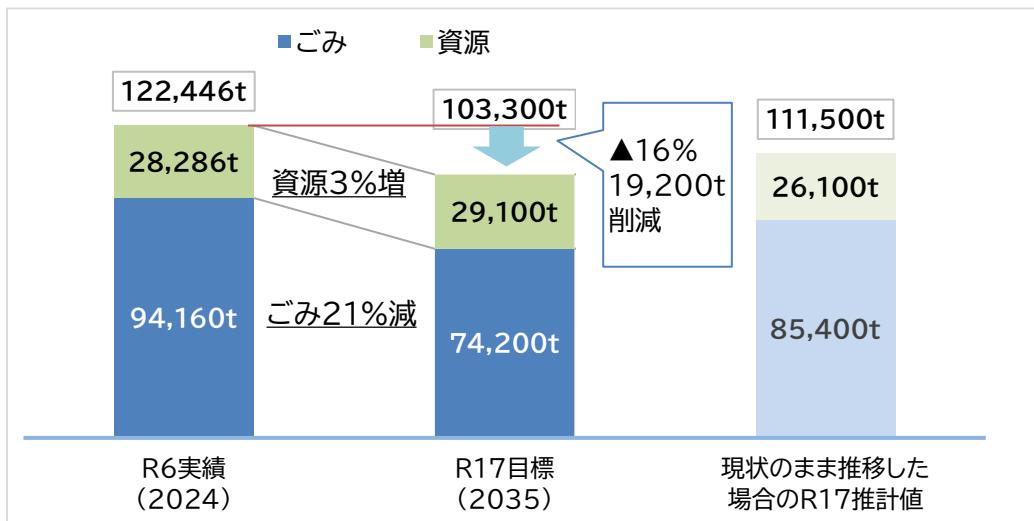
品目別減量・資源化目標が達成された場合の令和17（2035）年度原単位算定結果は下図の通りとなります。

資料22 品目別削減目標に基づくごみ・資源量の算定

【区民1人1日あたりごみ・資源量】



【年間ごみ・資源量】



5 計画策定の検討体制

(1) 板橋区資源環境審議会

(審議会委員名簿掲載予定)

資料 23 板橋区資源環境審議会の概要

目的・役割	資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の円滑な運営を図るため、設置された区長の付属機関で、区長の諮問に応じて所管事項について調査審議し、答申を行います。 (所掌事項) <ul style="list-style-type: none">・区が定める資源及び廃棄物並びに環境に関する計画の策定及び変更に関すること・資源及び廃棄物並びに環境に関する区の主要な施策に関すること・区が行う資源及び廃棄物並びに環境の施策に関する報告事項に関すること・そのほか、資源及び廃棄物並びに環境の施策のために必要と認める事項
構成	区議会議員、学識経験者、地域団体等の代表者、区民（公募）、関係行政機関の職員、区職員

(2) 板橋区資源環境審議会清掃・リサイクル部会

資料 24 清掃・リサイクル部会の概要

目的・役割	特定の事項を調査審議するため、資源環境審議会の下に設置された専門部会で、主に一般廃棄物処理基本計画の策定に関する調査審議を行い、その経過・結果を資源環境審議会に報告します。
構成	資源環境審議会の会長が指名する資源環境審議会委員 学識経験者、地域団体等の代表者、区民（公募）、関係行政機関の職員（東京都）

(3) 検討経過

(審議会、部会等の開催経過を掲載)

6 用語集

括弧内は初出ページです。

あ行

AI (えーあい)
(p.11)

Artificial Intelligence (人工知能) の略で、人間のように学習・判断・推論・認識を行うコンピューター技術のことをいいます。

か行

家電リサイクル法
(p.17)

正式名称を「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成13(2001)年に施行された法律です。エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の特定4品目について、メーカーにリサイクルを義務づけています。

拡大生産者責任
(p.59)

生産者の責任を製品の廃棄後の段階にまで拡大する考え方です。
製品使用後の責任を市区町村から生産者に移すことにより、製品の企画・設計段階における環境配慮を生産者に促すことに特徴があります。

カーボンニュートラル
(p.7)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸收量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

カーボンハーフ
(p.8)

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスを実質的に半減すること。

環境基本計画
(p.2)

国や地方公共団体の環境保全に関する長期的・基本的な取組を示す計画です。国の環境基本計画は、平成5年制定の環境基本法に基づいて策定されています。

グリーン購入法
(p.2)

正式名称を「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成13(2001)年に施行された法律です。
国や地方公共団体が、再生品など環境に配慮された物品を積極的に購入することなどを定めています。

コンポスト容器
(p.44)

生ごみをたい肥にするための容器で、土の上や地中に設置するもののほか、密閉式の容器があります。

さ行

最終処分
(p.30)

廃棄物は資源化・再利用される場合を除き、最終的には埋め立てられており、これを最終処分といいます。

雑がみ
(p.38)

リサイクル可能な投げ込みチラシ、パンフレット、コピー紙、包装紙、紙袋、紙箱等を指します。公益財団法人古紙再生促進センターでは、「家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないもの」と定義しています。

3010 (さんまるいちまる) 運動 (p.44)	宴会での食品ロスを減らすための運動で、「宴会の開始から30分と、閉宴10分前には席に座って食事を楽しみましょう」と呼びかけるものです。
GX (じーえっくす) (p.10)	グリーントランスフォーメーション (Green Transformation) の略。石油や天然ガス等の化石燃料ができるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のことをいいます。
資源有効利用促進法 (p.2)	平成13(2001)年に施行された、主に製造事業者を対象とした法律です。事業者に対し製品の省資源化や長寿命化のほか、パソコン等の使用済み製品の回収、リサイクルを推進することを義務づけ、廃棄物の発生抑制や部品等の再利用を促進しようというものです。
持続可能な開発目標・SDGs (えすでいーじーず) (p.6)	平成27(2015)年9月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(The 2030 Agenda for Sustainable Development)で示された具体的行動指針のことで、貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など17のグローバル目標と169の達成基準からなっています。英語の略称はSDGs (Sustainable Development Goals)です。
循環型社会形成推進基本法 (p.2)	平成13(2001)年に施行された、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すための基本方針を定めた法律です。廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にし、3Rの優先順位を定めるといった点が特徴です。
循環経済 (サーキュラーエコノミー) (p.6)	循環経済 (サーキュラーエコノミー) とは、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、保有する資源を有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことをいいます。
浄化槽 (p.86)	し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯等からの排水)をあわせて処理することができる浄化槽を合併処理浄化槽、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されています。
浄化槽汚泥 (p.86)	浄化槽の底に溜まる汚泥で、浄化槽の機能を維持するために定期的に引き抜く必要があります。
食品ロス (p.2)	売れ残りや消費期限切れ、食べ残しなどで本来は食べられる食品が廃棄されることをいいます。食品ロスは生産や加工、流通や販売、家庭での消費などの各段階で発生しています。

食品ロス削減推進法 (p.2)	正式名称を「食品ロスの削減の推進に関する法律」とい、令和元（2019）年に制定されました。この法律は、食品ロスの削減に向けた各主体の役割分担と協力を促すための枠組みを示す理念法です。国は基本方針を定め、全国的な取り組みを推進し、地方公共団体は地域の実情に応じた食品ロス削減推進計画を策定することなどが盛り込まれています。
3R（すりーあーる） (p.8)	平成13（2001）年に施行された循環型社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、第二に使用済製品、部品の再使用（Reuse：リユース）、第三に回収されたものを原材料として再生利用する（Recycle：リサイクル）とされています。
生活排水 (p.1)	家庭から排出されるし尿・浄化槽汚泥と、洗濯や台所等の排水（生活雑排水）を総称して、生活排水といいます。
ゼロエミッション (p.8)	生産や消費に伴って発生する温室効果ガスをはじめとする排出物やごみなどの廃棄物を、別の産業が再利用することで最終的にゼロにすることをいいます。

た行

中間処理 (p.6)	収集したごみを無害化、資源化、減量化、安定化するための処理全般をいいます。具体的な中間処理方法としては、焼却処理、破碎・選別処理、圧縮・減容処理等があります。
DX（でいーえっくす） (p.11)	デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを把握し、製品やサービス、ビジネスモデルを変革することをいいます。
東京二十三区清掃一部事務組合 (p.2)	清掃工場を始めとするごみ処理施設の整備・管理等に関する事務を、特別区が共同して処理することを目的として、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、平成12（2000）年4月に設立された一部事務組合です。

な行

ネイチャーポジティブ (p.6)	「自然再興」と訳されます。自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味しています。
---------------------	---

は行

ピックアップ回収 (p.15)	従来の粗大ごみの分別のまま、収集した粗大ごみの中から使用済小型家電や金属類を選別し、リサイクルする方式です。
--------------------	--

ビルピット汚泥 (p.86)	地階のある事業所ビルなどでは、地階から出るトイレ排水や雑排水をいったん溜めておくための貯留槽（ビルピット）を設け、ポンプでくみ上げて排水している場合があります。ビルピットは定期的な清掃が義務づけられており、その際に出てくる汚泥をビルピット汚泥といいます。
プラスチック資源循環促進法 (p.2)	正式名称を「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」といい、令和4（2022）年に施行されました。事業者に対する使い捨てプラスチックの使用抑制、環境配慮設計の推進、市区町村のプラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括して回収・リサイクルするためのしくみなどが盛り込まれています。
プラスチック製容器包装 (p.9)	容器包装リサイクル法でメーカーにリサイクルが義務づけられた容器包装のうち、先行して法の対象とされたペットボトルを除くプラスチック製のものをいいます。ペットボトルを含まないため、「その他のプラスチック容器」と称されることもあります。
フードドライブ (p.21)	家庭で余っている食品（レトルト食品や缶詰など）をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動です。
フードバンク (p.82)	品質に問題が無いにも関わらず、包装の痛みなどで商品価値を失った食品を、企業から寄付を受けて引き取り、生活困窮者などに配給する活動、及びその活動を行う団体をいいます。
ま行	
持込ごみ (p.18)	事業系ごみの内、事業者が収集運搬業者に委託するなどして東京二十三区清掃一部事務組合の中間処理施設（清掃工場等）に直接持ち込むごみをいいます。
や行	
容器包装リサイクル法 (p.2)	正式名称を「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成7（1995）年に制定された容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務づけた法律です。対象となる再商品化義務のある容器包装は、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の4品目です。